

平成20年度

包括外部監査結果報告書

広島市包括外部監査人

公認会計士 赤羽 克秀

目 次

第1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
(1) 外部監査の対象	1
(2) 監査対象期間	1
(3) 外部監査実施期間	1
(4) 事件を選定した理由	1
(5) 補助者	2
(6) 利害関係	2
3 監査実施の概要	2
(1) 監査対象の選定	2
(2) 監査の視点	2
(3) 主な監査手続	3
4 その他	3
第2 他の政令指定都市との比較による広島市の財政状況	4
1 歳入	4
(1) 歳入総額	4
(2) 人口1人当たり歳入	4
2 歳出	6
(1) 歳出総額	6
(2) 人口1人当たり歳出	7
(3) 人件費	7
(4) 公営企業への繰出金など	8
3 基礎的財政収支	10
4 地方債	12
(1) 地方債残高	12
(2) 公債利息	13
5 施設整備水準	14
(1) 平成17年度の状況	14
(2) 過去10年間の整備進ちよく	18
(3) レーダーチャートによる位置づけ	20
6 投資累計額	21
第3 抽出施設・団体の検証	24
1 道路関連施設	24
(1) 監査の視点	24
(2) 監査の概要	24
(3) 監査の結果	61

(4) 監査の意見	61
2 下水道施設	63
(1) 下水道事業の広島市行政における定義及び法制度	63
(2) 広島市の下水道事業の民間委託について	65
(3) 下水処理施設の概要と近年の投資の妥当性	67
3 ごみ処理施設（中工場）	81
(1) 監査の視点	81
(2) 監査の概要	81
(3) 監査の結果	105
(4) 参考	105
4 都市公園	108
(1) 監査の視点	108
(2) 監査の概要	108
(3) 監査の結果	129
(4) 監査の意見	129
5 財団法人 広島平和文化センター	134
(1) 団体の概要	134
(2) 過去3期の要約貸借対照表及び要約正味財産増減計算書	135
(3) 役員等及び職員の状況	141
(4) 収益事業	142
(5) 資産管理	144
(6) 人件費	150
(7) 契約事務	152
6 ひろしま2045：平和と創造のまち（P&C制度）	154
(1) 監査の視点	154
(2) 監査の概要	154
(3) 監査の結果	159
(4) 監査の意見	159

第1 外部監査の概要

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに広島市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 外部監査の対象

広島市の施設管理について

(2) 監査対象期間

原則として平成19年度を対象とした。ただし、必要に応じて過年度及び平成20年度分の一部についても監査対象とした。

(3) 外部監査実施期間

平成20年7月31日から平成21年1月15日まで

なお、平成20年4月1日から平成20年7月30日までは、事件の選定を行うとともに、補助者の選定を行った。

(4) 事件を選定した理由

広島市の財政状況を分析すると、公共事業の見直しや人件費の削減など財政健全化に向けた取組が行われ、地方債の実質残高は平成15年度以降減少しているものの、平成18年度末の地方債残高（一般会計）は約9,529億円と依然として高い水準にあり、この返済及び利払いが財政を圧迫している要因の一つになっている。

地方債残高（一般会計）は平成9年度から平成18年度の間、2,252億円増加しており、この増加要因は主としてインフラ投資、及びいわゆる箱もの施設投資である。

これらは、1990年代の景気後退局面で、国の政策により景気浮揚を目的として実施された経緯はあるものの、債務の返済、物件費として支出される維持管理コストは、市の財政支出を増加させる要因となる。

これらの施設の使用状況が、当初の政策目的に合致したものであるか、また施設の運営状況が効率的に行われているか、の検討が広島市の市政や将来の財政への影響から重要であると考え、平成20年度の広島市包括外部監査のテーマとして「広島市の施設管理」を選定した。

(5) 補助者

公認会計士	山本 準治	公認会計士	静川 周
公認会計士	金本 善行	公認会計士	梶田 滋
公認会計士	栗栖 正紀	公認会計士	大藪 俊治
公認会計士	山内 重樹	会計士補	石田 伸浩
その他	数井 節子	その他	佐藤 仁美

(6) 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

3 監査実施の概要

(1) 監査対象の選定

具体的な監査対象として、過重感のある施設、財政的な影響、市民への影響の大きさを勘案し、1990年代を中心にした分析により投資額が多額であった以下の施設を対象にした。

- ・道路関連施設
- ・下水道施設
- ・ごみ処理施設（中工場）
- ・都市公園

さらに、投資額が多額であった事業には、ひろしま2045：平和と創造のまち（P&C制度）によって実施された事業が含まれている。このため、P&C制度そのものも監査対象とした。

なお、広島市では平成18年度に指定管理者制度を本格的に導入しており、施設管理を監査対象とした場合、指定管理者制度の運用を含めて検討をすることが通常であるが、監査実施時点で指定管理者制度の運用について見直し中であり、その状況を見極める必要があると判断したため、本年度の監査対象外とした。ただし、個別の施設を監査対象とする中で、指定管理者としての外郭団体については一部の施設で触れている。また、個別の施設ではないが、過去に監査対象となっていない財団法人広島平和文化センターを施設管理者として監査対象に含めた。

(2) 監査の視点

- ア 民間で行える事業ではないか。国及び県との役割分担は合理的か。
- イ 意思決定過程は合理的か。社会情勢に合わせて見直されているか。
- ウ 業務が合規的に行われているか。
- エ 実態が規定等と乖離していないか。
- オ 効率的に行える体制になっているか。
- カ 施設の使用料設定が適切な水準に設定されているか。
- キ 管理運営等の業務委託は適切か。

を検討し、市の各事業が全体的な整合性を持ち、有効に実施されているかを検討する。

(3) 主な監査手続

- ・ヒアリング
- ・関係書類の閲覧・照合
- ・関係法規・条例との整合性チェック
- ・抜き取りテスト
- ・数値分析
- ・現物との照合

等による。具体的な手続については、それぞれの項目で述べている。

4 その他

- ・この報告書上の団体・法人・個人名の記載方法等については、広島市情報公開条例及び広島市個人情報保護条例に従って判断している。
- ・この報告書内のデータについては、可能な限り出所を記載している。
- ・数値については、原則、四捨五入しているか、単位未満を切捨てにより表示している場合がある。表合計と合計数値が一致しない場合がある。
- ・図表については、本文に図表番号を入れて解説する必要のある部分のみ番号を付している。

第2 他の政令指定都市との比較による 広島市の財政状況

第2 他の政令指定都市との比較による広島市の財政状況

総務省の「市町村別決算状況調」による普通会計^(注)の数字を中心に、政令指定都市（以下「政令市」という。）間の比較により広島市の財政状況の特色と課題を順次みていく。

なお、用いる数値については、合併に伴い数値の連続性に不整合をきたすおそれがあるため、過去にさかのぼって、被合併市町村分を合算した数値を用いている。

1 歳入

(1) 歳入総額

広島市の平成18年度の歳入総額は5,192億円で、15政令市中降順で第9位である。歳入に占める地方税比率は38.6%と政令市平均よりも△1.8ポイントと低い。国からの地方交付税は政令市平均の+2.5ポイント、国庫・県支出金も+3.3ポイントと、政令市の中では国への依存率が高い構造になっている。

なお、本分析は、平成18年度現在の政令市15市で行っており、浜松市と新潟市は平成18年度は政令市でないため、分析に含めていない。

(図表1) 歳入総額と主要項目の構成比（億円・%）

区分	歳入総額	主要項目の構成比					
		地方税	地方交付税	使用料・手数料	国庫・県支出金	地方債	その他
さいたま市	3,893	52.3	0.6	2.3	12.3	11.9	20.7
横浜市	13,338	51.4	1.0	3.6	13.3	9.6	21.1
川崎市	5,285	51.1	0.1	3.6	13.0	10.7	21.5
名古屋市	9,912	50.0	0.1	4.9	11.4	10.1	23.6
千葉市	3,509	47.8	0.2	2.6	12.1	18.9	18.4
静岡市	2,599	46.4	5.3	2.9	14.0	12.9	18.6
仙台市	3,958	42.8	7.6	2.7	12.4	12.6	21.8
堺市	2,875	42.7	9.7	3.2	19.0	7.6	17.9
大阪市	15,905	41.0	3.0	3.9	17.8	8.9	25.4
政令市平均	6,708	40.4	6.2	3.5	14.6	10.0	25.4
広島市	5,192	38.6	8.7	3.1	17.9	9.2	22.5
福岡市	6,896	37.6	6.9	3.4	14.4	10.4	27.3
京都市	6,891	36.2	11.6	3.0	16.4	11.1	21.5
神戸市	7,490	35.1	13.1	5.1	15.2	6.1	25.4
札幌市	7,777	34.2	14.5	2.6	17.2	5.6	25.9
北九州市	5,104	31.2	12.1	3.4	14.7	12.4	26.1

(資料) 総務省「市町村別決算状況調」に基づき作成。

(2) 人口1人当たり歳入

人口1人当たりの歳入金額をみると、広島市は45万4,000円と15政令市中7位となり、政令市平均を6,000円上回る水準となっている。歳入のうち、人口1人当たりの地方税をみると、広島市は17万5,000円で15政令市中8位と中位であるのに対し、人口1人当たりの国庫・県支出金は、15政令市中3位と高い水準にある。

この点は、歳出でもみられるように、原爆被爆者対策の扶助費によって、広島市の歳出に占める扶助費の割合が他の政令市に比べて高く、その多くが国庫負担となっていることが主

(注) 普通会計とは、総務省の地方財政決算統計上における会計区分で、自治体ごとに各会計の範囲が異なっていることなどから、財政状況の比較のために用いられる会計区分のことである。

な要因と考えられる。

政令市全体の1人当たり歳入金額は、大阪市、北九州市、福岡市などが高い水準であるほか、新しく政令市となったさいたま市、堺市、静岡市が低位にとどまる。

次に、人口1人当たり地方税の内訳を比較したのが図表3となる。

1人当たり地方税が大阪市、名古屋市、川崎市などで高いのに対し、札幌市、堺市、北九州市などで低くなっている。経済構造の差異などが大きく反映していると考えられるが、最も少ない札幌市が大阪市の54%の水準にとどまり、政令市間でも税収格差は大きい。

広島市の特色としては、法人分の市町村民税、個人分の同税などが政令市平均と比べ低位であることなどが挙げられ、こうした点が、1人当たり地方税が低くとどまっている要因と考えられる。

(図表2) 人口1人当たり歳入 (千円)

区分	地方税	地方 交付税	使用料・ 手数料	国庫・県 支出金	地方債	その他	計
大阪市	260	19	25	113	57	161	634
北九州市	161	63	18	76	64	135	517
福岡市	190	35	17	73	53	138	506
神戸市	175	65	25	76	31	127	498
京都市	180	58	15	82	55	107	496
名古屋市	230	1	23	52	46	108	460
広島市	175	40	14	81	42	102	454
政令市平均	191	26	16	67	44	104	448
札幌市	142	60	11	71	23	107	415
川崎市	205	0	15	52	43	86	402
仙台市	169	30	11	49	50	86	395
千葉市	184	1	10	47	73	71	386
横浜市	192	4	14	50	36	79	374
静岡市	169	19	10	51	47	68	365
堺市	148	33	11	66	26	62	346
さいたま市	173	2	8	40	39	68	330

(図表3) 人口1人当たり地方税内訳 (千円)

区分	市町村民 税個人分	市町村民 税法人分	固定 資産税	その他	地方税計
大阪市	46	67	105	42	260
名古屋市	69	42	85	34	230
川崎市	74	22	80	29	205
横浜市	76	18	72	26	192
政令市平均	58	29	75	29	191
福岡市	53	33	75	29	190
千葉市	62	25	71	26	184
京都市	53	28	71	28	180
広島市	53	25	70	27	175
神戸市	55	22	72	27	175
さいたま市	67	20	62	23	173
仙台市	51	27	66	26	169
静岡市	51	20	74	25	169
北九州市	39	20	74	29	161
堺市	46	15	62	24	148
札幌市	44	18	56	25	142

また、人口1人当たりの国庫・県支出金の内訳をみたのが、図表4となる。

大阪市、札幌市では生活保護に係る国庫支出金が全体を押し上げ、それぞれ降順で第1位、第2位となっている。広島市は生活保護に係る国庫支出金は低位であるが、その他国庫支出金がどの政令市よりも多く、これが全体の水準を押し上げている。

(図表4) 人口1人当たり国庫・県支出金(千円)

区分	生活保護	児童保護	普通建設 事業	その他国 庫支出金	県支出金	国庫・県 支出金計	うち国庫 支出金
大阪市	69	9	8	15	12	113	101
京都市	35	8	8	19	11	82	70
広島市	20	3	5	45	9	81	72
北九州市	21	6	18	19	11	76	65
神戸市	34	4	13	13	12	76	64
福岡市	28	5	12	18	10	73	63
札幌市	37	4	9	13	10	71	62
政令市平均	28	4	9	16	9	67	57
堺市	32	4	5	13	11	66	55
名古屋市	18	5	6	13	10	52	42
川崎市	25	2	8	12	6	52	46
静岡市	9	6	14	11	11	51	40
横浜市	19	0	9	14	8	50	42
仙台市	13	7	8	14	8	49	41
千葉市	16	1	9	15	5	47	41
さいたま市	12	2	9	12	6	40	34

(資料) 上記3表ともに総務省「市町村別決算状況調」に基づき作成。

2 歳出

(1) 歳出総額

広島市の平成18年度の歳出総額は5,135億円で、歳出に占める人件費率が16.4%と政令市平均の△0.7ポイント、公債費率も13.5%と同平均と比べて△0.9ポイントと低い一方、扶助費率は20.2%と同平均と比べて2.3ポイント高くなっている。

(図表5) 歳出総額と主要項目の構成比(億円・%)

区分	歳出総額	主要項目の構成比								
		人件費	物件費	扶助費	単独・普通 建設事業費	その他投 資的経費	公債費	積立金	繰出金	その他
神戸市	7,322	18.5	8.4	17.1	4.4	6.1	19.9	1.0	6.4	18.1
福岡市	6,765	11.7	10.1	16.4	7.7	6.2	16.7	1.3	6.0	23.9
千葉市	3,484	18.5	12.1	14.2	13.0	6.7	16.5	0.4	5.4	13.1
川崎市	5,217	20.7	9.7	16.2	8.7	5.6	16.2	1.0	5.9	15.9
仙台市	3,903	16.7	12.1	12.5	13.1	5.4	16.0	1.4	5.5	17.3
横浜市	13,121	15.5	9.8	16.4	10.1	6.0	15.1	0.9	6.2	20.0
名古屋市	9,847	18.6	7.7	15.0	7.8	4.6	14.9	0.2	6.1	25.1
政令市平均	6,624	17.1	9.4	17.9	8.1	5.5	14.4	0.9	6.3	20.4
広島市	5,135	16.4	10.7	20.2	7.0	4.2	13.5	0.3	6.0	21.6
静岡市	2,513	19.6	10.9	12.5	13.1	10.9	13.4	1.2	6.1	12.4
北九州市	5,035	14.3	9.7	15.5	9.9	9.5	13.2	1.6	6.9	19.2
大阪市	15,876	17.5	7.5	22.9	6.1	3.4	13.1	1.2	6.2	22.2
札幌市	7,733	14.5	8.8	21.0	3.5	5.6	12.9	0.2	8.0	25.5
京都市	6,791	19.6	7.5	19.9	8.4	4.7	11.7	0.1	6.8	21.2
堺市	2,850	17.6	11.7	25.1	6.4	4.4	10.5	1.6	6.4	16.3
さいたま市	3,765	20.4	14.7	13.2	14.1	6.6	10.4	1.7	5.9	13.0

(2) 人口1人当たり歳出

広島市の人口1人当たりの歳出は44万9,000円と、政令市平均を6,000円上回る水準である(歳入同様15政令市中7位)。総額同様に、人件費、公債費は政令市平均より低い一方、扶助費の水準が高くなっている。

政令市全体では、人口1人当たり歳入と同様に、大阪市、北九州市、福岡市が上位に、さいたま市、堺市、静岡市が下位に位置する。

(図表6) 人口1人当たり歳出(千円)

区分	人件費	物件費	扶助費	単独・普通 建設事業費	その他投 資的経費	公債費	積立金	繰出金	その他	計
大阪市	111	47	145	39	21	83	8	39	140	632
北九州市	73	49	79	51	49	68	8	35	98	510
福岡市	58	50	81	38	31	83	7	30	118	496
京都市	96	37	97	41	23	57	1	33	104	489
神戸市	90	41	83	22	30	97	5	31	88	487
名古屋市	85	35	68	36	21	68	1	28	115	457
広島市	74	48	91	32	19	61	1	27	97	449
政令市平均	76	42	79	36	24	64	4	28	90	443
札幌市	60	36	87	15	23	53	1	33	105	413
川崎市	82	39	64	34	22	64	4	23	63	396
仙台市	65	47	49	51	21	62	5	22	68	390
千葉市	71	46	55	50	26	63	1	21	50	383
横浜市	57	36	60	37	22	56	3	23	74	368
静岡市	69	38	44	46	38	47	4	21	44	353
堺市	60	40	86	22	15	36	5	22	56	343
さいたま市	65	47	42	45	21	33	5	19	41	319

(資料) 上記2表ともに総務省「市町村別決算状況調」に基づき作成。

(3) 人件費

歳出のうち、人件費について詳細にみると、広島市の人口千人当たりの職員数は7.6人であり、15政令市中10位(昇順)となるが、1人当たり職員給では最も低くなっている。

人口千人当たり職員数が多いことは、市による直接サービス提供が多い可能性がある一方、1人当たり職員給の水準が低いことで財政負担は軽減されている。

政令市全体での人口千人当たり職員数は、大阪市、京都市、名古屋市が多く、横浜市、堺市、福岡市が少ない。こうした数字の背景要因としては、公営企業への取り組みの差異、民営化への取り組み状況などが影響しているものと考えられる。

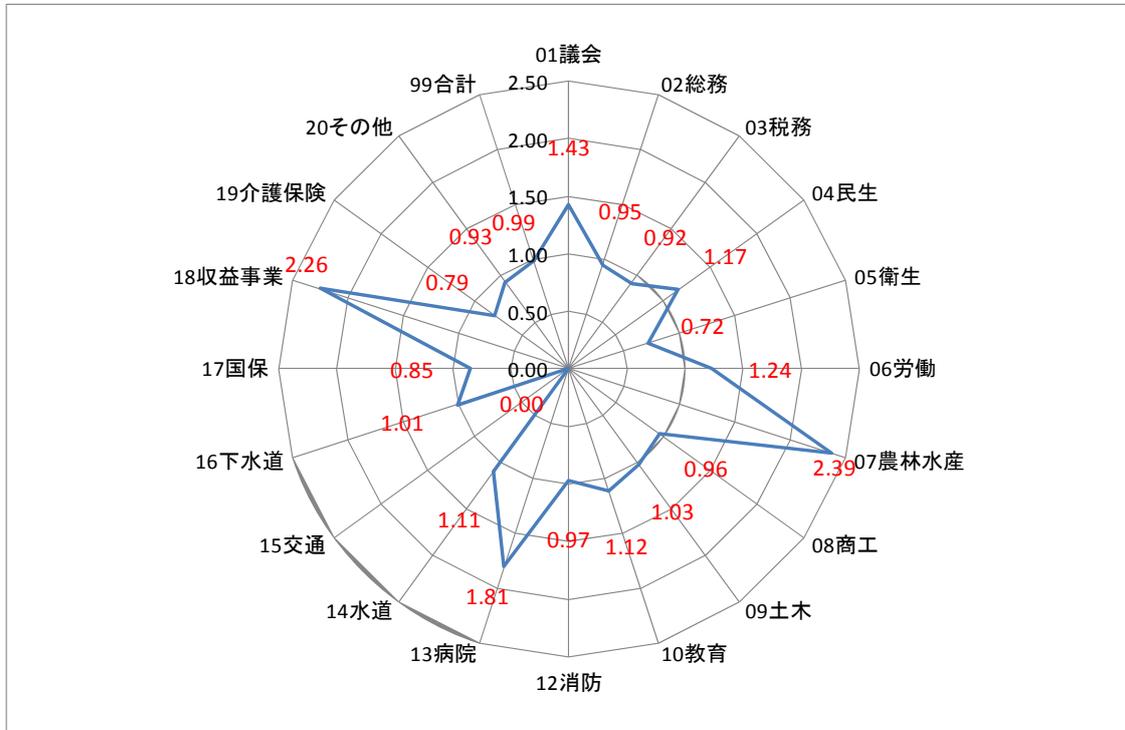
(図表7) 人件費の状況

区分	人件費	うち 職員給	人件費に占める 職員給の割合	職員総数	人口千人 当たり	同順位	H9~H18 の増減率	1人当たり 職員給	同順位
	億円	億円	%						
札幌市	1,120	821	73.3	11,363	6.1	4	△ 9.6	7,221	9
仙台市	653	474	72.6	6,779	6.8	6	△ 8.7	6,996	6
さいたま市	766	571	74.5	7,951	6.7	5	△ 1.4	7,180	7
千葉市	646	470	72.8	6,439	7.1	8	△ 8.4	7,300	11
横浜市	2,035	1,504	73.9	20,327	5.7	1	△ 13.8	7,398	12
川崎市	1,081	782	72.3	10,724	8.1	11	△ 14.8	7,290	10
静岡市	492	362	73.6	4,852	6.8	7	△ 14.8	7,463	13
名古屋市	1,828	1,288	70.5	18,632	8.6	13	△ 11.8	6,914	5
京都市	1,334	936	70.1	12,122	8.7	14	△ 10.1	7,719	15
大阪市	2,785	1,932	69.4	28,349	11.3	15	△ 14.6	6,816	3
堺市	502	348	69.3	4,849	5.8	2	△ 23.1	7,181	8
神戸市	1,358	977	72.0	12,818	8.5	12	△ 14.8	7,624	14
広島市	843	573	68.0	8,734	7.6	10	△ 12.7	6,562	1
北九州市	722	494	68.4	7,223	7.3	9	△ 13.7	6,839	4
福岡市	789	538	68.1	8,182	6.0	3	△ 2.2	6,572	2
政令市平均	1,130	805	71.2	11,290	7.5		△ 12.2	7,138	

(資料) 総務省「市町村別決算状況調」に基づき作成。

ちなみに、平成18年4月1日時点の地方公共団体定員管理調査により、部門別に広島市の人口当たり職員数の特化係数をみると、全体ではほぼ政令市平均並みとなる中で、農林水産、病院、収益事業などで特化係数が高くなっている。

(図表8) 部門別の人口当たり職員数の特化係数 (政令市平均=1)



(資料) 総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づき作成。

(4) 公営企業への繰出金など

昨今の地方公共団体財政健全化法の制定などを背景として、公営企業のあり方が大きな課題となっている。

なかでも、交通事業、病院事業、下水道事業が、都市によっては大きな財政負担になっていくことが懸念される。このため、ここでは、歳出側の繰出金から公営企業の状況を概観する。

次表9は政令市における平成18年度の公営企業などに対する繰出金であるが、広島市は、人口1人当たり5万1,000円と政令市平均よりわずかに低い水準となっている。

政令市全体でみると、交通事業の有無、下水道の整備状況などが繰出水準を大きく左右していると言え、大阪市、京都市、名古屋市などで人口1人当たりの水準が高くなっている。一方、人口1人当たりの水準が低位にとどまっているのは、いずれも交通事業への繰出がないさいたま市、千葉市、堺市などとなっている。

このほか、広島市の歳出の特色として、大学への支出が一定金額に達していることがあげられるが、後述するとおり、広島市の歳出には非経常的な貸付金が含まれているため、その点を考慮すれば、大学を運営する政令市の中で、中位の支出水準になっている。

(図表 9) 公営企業への繰出金など (千人・千円/人・億円)

区分	住民基本 台帳人口	公営企業に対する繰出金の額						大学費
		計	うち水道	うち交通	うち病院	うち 下水道	人口1人 当たり	
札幌市	1,874	1,132	17	172	79	244	60	18
仙台市	1,001	449	11	83	28	111	45	0
さいたま市	1,179	401	0	0	17	161	34	0
千葉市	910	339	10	0	45	98	37	0
横浜市	3,563	1,920	30	321	69	679	54	78
川崎市	1,316	574	7	22	59	176	44	6
静岡市	712	294	1	0	33	108	41	0
名古屋市	2,154	1,401	5	345	32	413	65	72
京都市	1,390	977	8	139	26	345	70	24
大阪市	2,510	2,014	16	364	188	375	80	0
堺市	832	317	1	0	28	105	38	0
神戸市	1,503	742	23	112	43	104	49	50
広島市	1,145	585	9	0	54	219	51	93
北九州市	987	501	4	4	42	92	51	25
福岡市	1,364	847	27	184	14	228	62	0
政令市平均	1,496	833	11	116	50	231	56	24

(資料) 総務省「市町村別決算状況調」に基づき作成。

ちなみに、次表 10 は、政令市が運営する自治体病院の平成 18 年度の概況であるが、医業収支差が黒字を計上している病院は皆無である。また、この表からみると自治体からの繰出が常態化しているが、広島市については、総務省からの通知に基づいて行っている繰出である。

このうち、広島市が運営する 4 病院の病床数は 1,620 床で、平均の病床利用率は 90%であり、医業収支差が△30 億円、収支差に係る繰出金が 38 億円となっている。政令市の中で、特別に高い水準ではない。

(図表 10) 政令市の運営する自治体病院の概況

区分	共通病院名	病床数 (床)	病床利 用率(%)	職員数 (人)	医業収益 (億円)	医業費用 (億円)	収支差 (億円)	他会計繰出 金など(億円)
札幌市	札幌病院	810	86.0	880	162	176	△ 14	19
札幌市	札幌病院静療院	254	51.2	157	9	21	△ 12	13
仙台市	市立病院	525	84.8	651	101	109	△ 7	22
さいたま市	市立病院	567	78.0	613	98	105	△ 7	14
千葉市	海浜病院	301	80.4	386	61	68	△ 6	14
千葉市	青葉病院	380	81.1	381	64	84	△ 20	31
横浜市	みなと赤十字病院	584	79.3	—	117	135	△ 19	13
横浜市	市民病院	626	87.9	745	137	144	△ 7	15
横浜市	脳血管医療センター	300	67.7	409	30	62	△ 31	24
川崎市	井田病院	443	70.4	395	52	64	△ 13	16
川崎市	川崎病院	733	85.4	730	138	153	△ 15	36
川崎市	多摩病院	376	65.7	2	60	79	△ 19	7
静岡市	静岡市立清水病院	500	85.6	478	87	94	△ 7	14
静岡市	静岡市立静岡病院	561	87.5	677	139	144	△ 4	13
名古屋市	守山市民病院	200	76.5	190	23	30	△ 6	6
名古屋市	城西病院	305	78.4	268	35	39	△ 4	3
名古屋市	城北病院	251	88.8	290	40	45	△ 4	4
名古屋市	東市民病院	498	79.7	456	72	80	△ 9	13
名古屋市	緑市民病院	300	69.0	259	35	41	△ 6	2
京都市	市立京北病院	67	68.7	70	8	10	△ 2	2
京都市	市立病院	586	81.9	723	106	121	△ 15	24
堺市	堺病院	493	84.4	495	98	114	△ 16	13
大阪市	住吉市民病院	245	60.8	255	28	41	△ 14	11
大阪市	十三市民病院	280	74.6	256	37	54	△ 16	13
大阪市	総合医療センター	1,063	91.4	1,282	235	275	△ 40	84
大阪市	北市民病院	233	75.1	209	25	35	△ 10	10
神戸市	西市民病院	358	84.9	415	67	75	△ 7	9
神戸市	中央市民病院	912	87.1	1,254	225	247	△ 22	33
広島市	安芸市民病院	140	97.1	1	17	18	△ 2	1
広島市	安佐市民病院	527	94.3	564	113	121	△ 8	9
広島市	広島市民病院	743	95.3	943	204	219	△ 15	19
広島市	舟入病院	210	53.8	174	31	36	△ 5	8
福岡市	こども病院・感染症センター	214	72.0	275	50	53	△ 3	3
福岡市	福岡市民病院	200	93.0	202	40	46	△ 5	6
北九州市	医療センター	687	76.6	623	111	119	△ 8	11
北九州市	若松病院	210	70.0	167	23	30	△ 7	1
北九州市	八幡病院	439	72.2	419	69	70	△ 0	15
北九州市	門司病院	155	68.4	99	9	20	△ 10	3

(注) 病床利用率は1日平均入院患者数÷病床数で算出している。

(資料) 総務省「地方公営企業年鑑」に基づき作成。

3 基礎的財政収支

次に、財政の持続性を測る指標として、過去10年間の基礎的財政収支の推移をみる。

広島市では、平成10年度の△211億円を底として黒字化しており、10年間で369億円の収支が改善されている。

項目別の動きは、図表12のとおりであるが、地方税及び地方交付税の減少、扶助費の増加を物件費、人件費や投資的経費の削減で吸収する形となっている。

本格化する公債費増加に対処するためには、地方債残高の累増に歯止めをかける必要があり、新規発行額を抑制した結果、基礎的財政収支が改善された、という見方が実態に近いと思われる。

政令市全体では、千葉市が平成18年度において唯一赤字となる一方で、神戸市、横浜市、大阪市などの黒字が大きくなっている。10年間の増減をみると、さいたま市、千葉市、静岡市、

京都市の4市が悪化している以外は改善しており、中でも大阪市、横浜市、福岡市などの改善幅が大きい。

(図表 11) 基礎的財政収支の推移 (億円・%)

区分	H9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	地方債を除く歳出比	H9~H18の増減
札幌市	△ 257	△ 275	△ 77	175	94	44	266	432	491	603	8.2	860
仙台市	△ 6	16	15	195	180	192	94	151	307	181	5.2	188
さいたま市	158	212	288	335	288	85	△ 60	△ 82	84	57	1.7	△ 101
千葉市	△ 21	△ 157	△ 78	17	91	△ 9	△ 122	△ 102	△ 42	△ 66	△ 2.3	△ 45
横浜市	△ 20	303	763	842	908	1,196	855	888	1,200	924	7.7	944
川崎市	46	△ 60	136	△ 146	291	24	△ 427	△ 22	201	349	7.4	303
静岡市	102	119	202	138	161	253	19	62	146	88	3.9	△ 14
名古屋市	△ 368	△ 117	132	403	156	126	240	323	551	536	6.0	904
京都市	134	231	278	259	330	263	223	34	158	130	2.1	△ 5
大阪市	△ 1,405	△ 2,267	△ 691	△ 367	△ 181	△ 146	△ 214	17	251	682	4.7	2,087
堺市	98	59	△ 117	98	156	107	14	101	121	106	4.0	7
神戸市	401	615	862	1,392	1,282	1,150	1,300	1,475	4,460	1,167	16.6	766
広島市	△ 96	△ 211	125	213	237	72	131	230	259	273	5.8	369
北九州市	△ 194	△ 141	△ 269	△ 494	△ 155	△ 106	△ 41	147	60	102	2.3	296
福岡市	△ 392	△ 317	△ 52	15	71	109	157	347	516	543	8.8	935
政令市平均	△ 121	△ 133	101	205	261	224	162	267	584	378	6.3	500

(図表 12) 基礎的財政収支の増減内訳その1 (億円)

区分	地方債を除く歳入増					公債費を除く歳出減								基礎的財政収支
	地方税	地方交付税	使用料・手数料	国庫・県支出金	その他	人件費	物件費	扶助費	単独・普通建設事業費	その他投資的経費	積立金	繰出金	その他	
札幌市	△ 300	△ 104	12	156	382	131	△ 63	△ 597	1,069	353	△ 7	△ 196	24	860
仙台市	△ 284	69	△ 4	117	294	10	△ 18	△ 204	363	50	11	△ 121	△ 96	188
さいたま市	66	△ 29	0	155	306	△ 53	△ 100	△ 271	57	△ 57	△ 18	47	△ 204	△ 101
千葉市	△ 110	△ 1	3	126	9	21	△ 1	△ 218	186	31	31	△ 105	△ 16	△ 45
横浜市	△ 573	△ 401	△ 2	259	146	153	△ 8	△ 831	1,657	359	282	△ 285	185	944
川崎市	△ 151	△ 36	26	169	118	190	△ 36	△ 345	126	38	64	△ 125	264	303
静岡市	△ 138	45	8	90	26	42	△ 42	△ 94	155	△ 123	4	△ 78	90	△ 14
名古屋市	△ 266	△ 228	20	5	98	124	145	△ 390	578	580	△ 3	△ 188	428	904
京都市	△ 228	△ 176	17	138	231	99	61	△ 323	196	220	30	△ 204	△ 65	△ 5
大阪市	△ 1,226	434	△ 2	287	△ 528	612	122	△ 1,312	2,090	1,136	△ 92	921	△ 357	2,087
堺市	△ 240	143	20	159	118	160	△ 29	△ 271	54	8	25	△ 105	△ 36	7
神戸市	△ 304	△ 52	△ 42	△ 1,053	△ 1,299	63	226	△ 402	839	2,336	72	△ 191	574	766
広島市	△ 258	△ 92	2	△ 25	△ 125	39	50	△ 263	649	365	10	△ 161	180	369
北九州市	△ 96	△ 231	△ 14	△ 111	171	189	△ 53	△ 71	469	235	16	△ 143	△ 64	296
福岡市	△ 17	△ 209	47	77	212	21	38	△ 331	766	332	△ 20	△ 171	189	935
政令市平均	△ 275	△ 58	6	37	11	120	20	△ 395	617	391	27	△ 74	73	500

(図表 13) 基礎的財政収支の増減内訳その2 (億円)

区分	公債費増	地方債減	その他	基礎的財政収支
札幌市	269	584	7	860
仙台市	142	114	△ 69	188
さいたま市	63	△ 178	15	△ 101
千葉市	123	△ 104	△ 64	△ 45
横浜市	123	733	89	944
川崎市	277	9	17	303
静岡市	40	△ 56	2	△ 14
名古屋市	363	535	6	904
京都市	4	67	△ 76	△ 5
大阪市	473	1,670	△ 56	2,087
堺市	64	△ 44	△ 12	7
神戸市	△ 57	1,047	△ 224	766
広島市	△ 22	397	△ 5	369
北九州市	170	169	△ 43	296
福岡市	301	629	5	935
政令市平均	155	371	△ 27	500

(資料) 上記3表ともに総務省「市町村別決算状況調」に基づき作成。

4 地方債

(1) 地方債残高

次に、基礎的財政収支にも大きく影響している地方債残高の動きについてみていく。

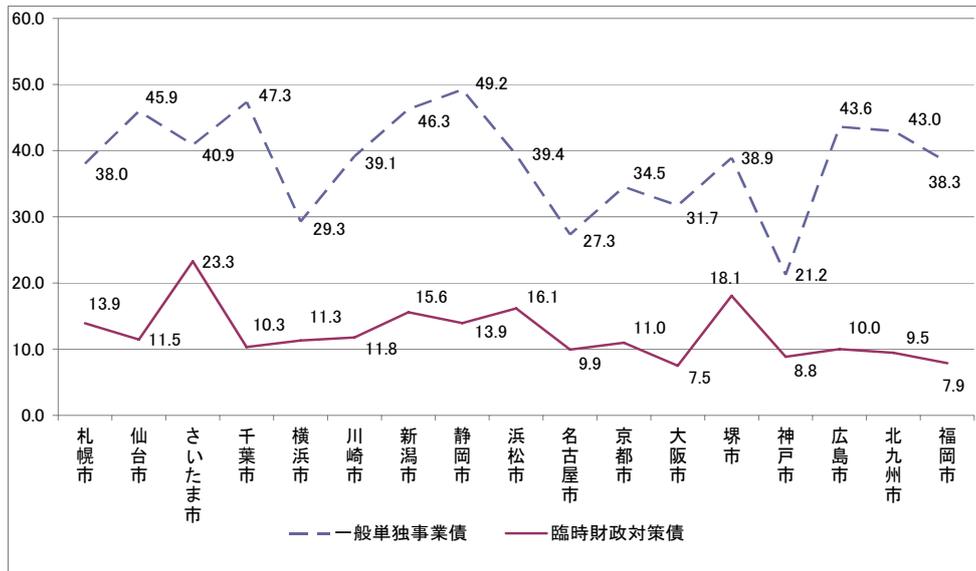
平成18年度までの10年間で、地方債残高が減少したのは神戸市だけで、広島市は、平成9年度の7,427億円から8,900億円^(注)に増加し、平成18年度の人口1人当たり地方債残高は昇順で第9位である。

広島市のこの間の投資累計は、1兆500億円で人口1人当たりの額は政令市中昇順で第10位（人口1人当たり水準）と高位にあり、こうした投資行動や交付税減少をカバーする臨時財政対策債などが、主な増加要因として考えられる。

(図表14) 地方債の残高の推移 (億円・千円/人)

区分	H9				H18				H9~H18 の増減	参考		
	地方債 残高	地方税 との対比	人口1人 当たり	順位	地方債 残高	地方税 との対比	人口1人 当たり	順位		H9~H18 の投資累計	人口1人 当たり	順位
札幌市	8,532	2.9	479	4	10,087	3.8	538	4	1,555	15,450	824	8
仙台市	5,723	2.9	593	8	7,107	4.2	710	7	1,384	9,884	987	11
さいたま市	2,810	1.4	256	1	3,643	1.8	309	1	834	7,894	669	3
千葉市	4,582	2.6	538	6	7,008	4.2	770	8	2,426	8,342	917	9
横浜市	22,451	3.0	675	11	22,747	3.3	638	5	295	29,071	816	6
川崎市	6,673	2.3	558	7	8,698	3.2	661	6	2,025	8,758	666	2
静岡市	2,784	2.1	385	3	3,306	2.7	464	3	522	5,841	820	7
名古屋市	14,215	2.7	680	12	17,511	3.5	813	11	3,296	17,197	798	4
京都市	8,921	3.3	639	9	10,841	4.3	780	10	1,920	11,310	814	5
大阪市	19,623	2.5	793	13	29,052	4.5	1,157	15	9,429	31,940	1,272	14
堺市	2,423	1.7	293	2	2,772	2.3	333	2	350	3,960	476	1
神戸市	20,333	6.9	1,404	15	13,263	5.1	883	13	△ 7,070	17,573	1,169	13
広島市	7,427	3.3	671	10	8,900	4.4	778	9	1,473	10,500	917	10
北九州市	5,135	3.0	508	5	8,627	5.4	874	12	3,492	14,790	1,499	15
福岡市	10,332	4.0	820	14	13,333	5.1	978	14	3,000	15,055	1,104	12
政令市平均	9,464	3.0	659		11,126	3.9	744		1,662	13,838	925	

(図表15) 一般単独事業債と臨時財政対策債の平成18年度末残高に占める比率 (%)



(注) 新潟市と浜松市は、平成18年度においては政令市ではない。

(注) 普通会計の決算数値であるため、1ページの広島市の一般会計の地方債残高とは異なる。

政令市全体でみると、平成18年度の人口1人当たり地方債残高が最も多いのは大阪市であり、福岡市、神戸市、北九州市などがそれに続く。いずれも、期間中の投資額が多額に上っていることが主要な背景要因として考えられる。一方、低位のさいたま市、堺市、静岡市の投資水準は、総じて低位にとどまっている。

ちなみに、都市別に地方債残高に占める一般単独事業債及び臨時財政対策債の比率をみると、臨時財政対策債は7.5%から23.3%の幅であるのに対し、一般単独事業債では21.2%から49.2%と、さらに大きな差異が認められ、公共投資への取組みの差異が、地方債残高の増減に大きく影響していることが読み取れよう。

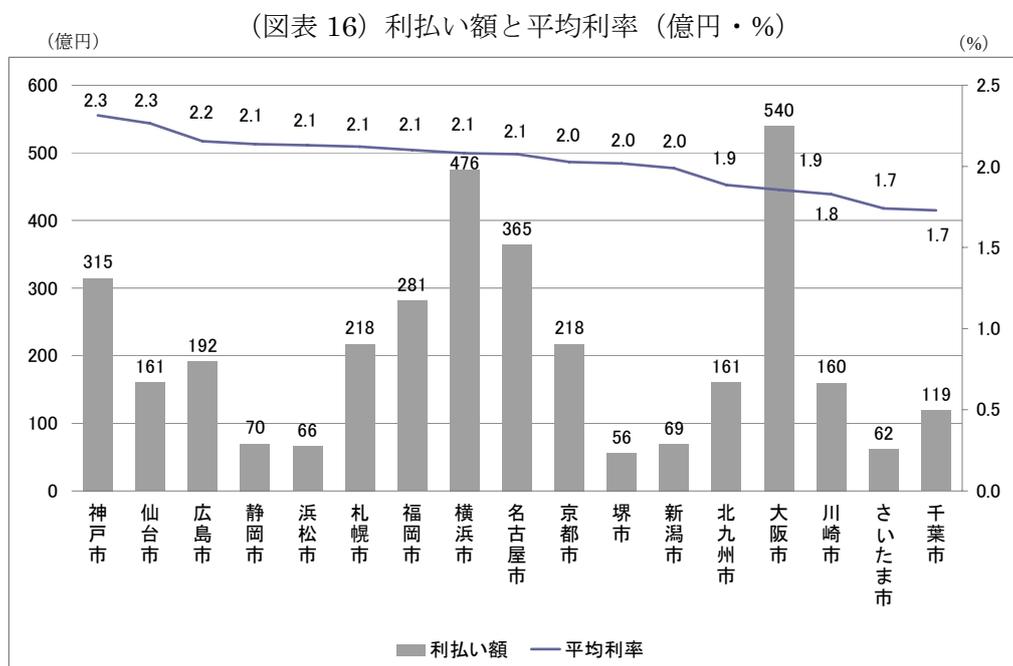
こうした動きを踏まえ、次項では、施設整備の水準などにつき、順次分析し、広島市の位置づけについてさらに検討を進めることとする。

(2) 公債利息

なお、各都市の利払い額と平均利率（公債の平均残高ベースで算出）をみたのが図表16である。

基礎的財政収支が均衡しても、利払い分だけ地方債は増加することになるため、同水準には十分留意していく必要がある。

広島市の利払い額は192億円と歳出総額の4%弱を占めており、平均利率も2.2%と高い方から第3位となり、より適切な管理が求められている。



(注) 浜松市と新潟市は、平成18年度は政令市ではない。

(資料) 上記3図表ともに総務省資料に基づき作成。

5 施設整備水準

(1) 平成17年度の状況

分析時点で最新となる平成17年度の総務省「公共施設状況調」をもとに、人口については住民基本台帳登録人口＋外国人登録人口を用いて、市整備の主要施設の整備水準について順次みていく。

ア 道路・公園・公営住宅

まず、ストックの賦存量が最も大きい道路について、市道延長と、これに国道、都道府県道を含めた道路総延長を用い、人口1人当たりの水準をもとに整備水準を確認する。道路総延長は、全国平均で1人当たり9.2mとなっているが、政令市平均^(注1)が2.8mにとどまる一方で、大都市以外の市町村^(注2)は11.3mとなっている。

政令市の中では、静岡市、北九州市、神戸市などが高い整備水準にある一方、大阪市、川崎市、横浜市などが低位にとどまる。また、市道についてもほぼ同様の傾向になっている。

こうした中で、広島市では、人口1人当たりの水準は政令市平均に比べ、道路総延長では0.9、市道では0.6ポイント高くなっており、政令市の中では整備水準は高いと言え、国や県も比較的高い水準で投資を行ってきたことがうかがわれる。

次に、公園の整備状況をみると、政令市平均の人口1人当たり面積は7.5㎡であり、札幌市、神戸市、仙台市などの整備水準が高いのに対し、大阪市、さいたま市、京都市などが低位にとどまる。広島市も、政令市平均より多少低い水準にある。

また、公営住宅の整備状況をみると、全国平均の人口千人当たり9.7戸に対し、政令市平均は16.9戸となっており、なかでも、大阪市、北九州市、神戸市などの整備水準が高くなっている。広島市の公営住宅は、人口千人当たり9.6戸と政令市平均より△7.3ポイントと低く、整備水準は低位にとどまる。

(図表 17) 主要施設の整備水準 (その1)

区分	人口	道路 総延長	人口1人 当たり	うち市道	人口1人 当たり	公園	人口1人 当たり	公営住宅	人口千人 当たり
	千人	千m	m	千m	m	千㎡	㎡	戸	戸
札幌市	1,878	5,530	2.9	5,140	2.7	36,219	19.3	26,205	14.0
仙台市	1,009	3,557	3.5	3,197	3.2	12,192	12.1	9,195	9.1
さいたま市	1,189	4,128	3.5	3,885	3.3	3,857	3.2	2,528	2.1
千葉市	924	3,239	3.5	3,049	3.3	7,792	8.4	6,328	6.8
横浜市	3,614	7,653	2.1	7,259	2.0	15,253	4.2	29,022	8.0
川崎市	1,322	2,463	1.9	2,348	1.8	6,241	4.7	16,729	12.7
静岡市	722	3,141	4.4	2,612	3.6	3,660	5.1	6,564	9.1
名古屋市	2,205	6,299	2.9	5,884	2.7	11,989	5.4	57,134	25.9
京都市	1,435	3,541	2.5	2,928	2.0	5,626	3.9	19,931	13.9
大阪市	2,629	3,974	1.5	3,599	1.4	8,465	3.2	90,362	34.4
神戸市	1,543	5,843	3.8	5,391	3.5	25,015	16.2	41,174	26.7
広島市	1,157	4,255	3.7	3,675	3.2	7,021	6.1	11,128	9.6
政令市平均との差異	△ 409	△ 155	0.9	△ 343	0.6	△ 4,671	△ 1.4	△ 15,407	△ 7.3
北九州市	1,001	4,208	4.2	3,730	3.7	10,678	10.7	28,138	28.1
福岡市	1,371	3,899	2.8	3,543	2.6	9,680	7.1	27,053	19.7
特別区	8,576	11,831	1.4	10,573	1.2	16,658	1.9	9,151	1.1
その他	98,552	1,115,254	11.3	939,932	9.5	796,341	8.1	873,076	8.9
全国計	129,127	1,188,816	9.2	1,006,745	7.8	976,686	7.6	1,253,718	9.7
政令市平均	1,566	4,409	2.8	4,017	2.6	11,692	7.5	26,535	16.9

(注1) 施設整備水準の分析に関しては、さらに堺市を除く14市で分析を行っている。

(注2) ここでは、政令市と東京都の特別区以外を指している。

イ 廃棄物処理・上下水道

廃棄物処理については、人口1人当たりごみ焼却処理量を指標として整備水準をみると、全国平均の308kgに対し、政令市平均は383kgであり、廃棄物処理問題は大都市でより深刻な状況にあることがうかがえる。こうした中で、広島市は、282kgと政令市中最少であり、廃棄物処理問題に早くから取り組んできた成果の一端をみる事ができる。

次に、上水道の整備状況を、人口1人当たり給水施設能力でみると、事務所集積の差異などを背景に、大都市以外の市町村の485リットルに対し、政令市平均は590リットルとなっている。このうち、広島市については、政令市平均を多少下回る水準にある。

下水道については、公共下水道水洗化の人口普及率を用い整備状況をみると、静岡市の61%、さいたま市の80%に次いで、広島市は87%と低水準にとどまる。広島市の場合には、原爆投下により、旧市内の下水道施設まで破壊されたことも下水道整備率に影響しているものと思われ、近年、多額の投資を行っている。

(図表 18) 主要施設の整備水準 (その2)

区分	ごみ焼却 処理量	人口1人 当たり	給水施設 能力	人口1人 当たり	公共下水道 水洗化 人口	人口 普及率
	千t	kg	千m ³	ℓ	千人	%
札幌市	617	329	835	445	1,862	99
仙台市	383	379	549	545	970	96
さいたま市	388	347	538	481	893	80
千葉市	339	367	27	29	854	92
横浜市	1,040	288	1,820	504	3,551	98
川崎市	461	349	988	747	1,299	98
静岡市	279	387	368	510	438	61
名古屋市	683	310	1,424	646	2,166	98
京都市	641	447	955	666	1,407	98
大阪市	1,577	600	2,430	924	2,628	100
神戸市	694	450	872	565	1,516	98
広島市	326	282	630	544	1,005	87
政令市平均との差異	△ 272	△ 100	△ 296	△ 45	△ 490	△ 9
北九州市	349	349	769	768	988	99
福岡市	615	449	765	558	1,342	98
特別区	2,923	341	0	0	8,559	100
その他	28,427	288	47,828	485	52,522	53
全国計	39,744	308	60,798	471	81,998	64
政令市平均	600	383	926	590	1,494	95

ウ 保育所・小中学校

次に、民間化の進捗などを背景に、直営施設の整備水準が大きく異なっているとみられる保育所につき、比較する。

(図表 19) 主要施設の整備水準 (その 3)

区分	公立保育 所定員	人口千人 当たり	公立比率	小学校 校舎面積	児童数	1人当たり 面積	中学校 校舎面積	生徒数	1人当たり 面積
	人	人	%	千㎡	人	㎡	千㎡	人	㎡
札幌市	2,420	1.3	15.2	1,139	95,082	12.0	657	47,734	13.8
仙台市	4,682	4.6	44.8	632	55,327	11.4	371	26,468	14.0
さいたま市	6,413	5.7	67.9	638	68,597	9.3	404	30,069	13.4
千葉市	6,615	7.2	69.3	625	51,604	12.1	333	21,638	15.4
横浜市	10,001	2.8	33.1	2,013	190,534	10.6	920	72,239	12.7
川崎市	8,415	6.4	74.5	617	67,245	9.2	315	25,216	12.5
静岡市	5,995	8.3	54.5	388	37,655	10.3	237	17,334	13.7
名古屋市	11,808	5.4	36.7	1,232	118,477	10.4	662	51,972	12.7
京都市	2,865	2.0	11.9	779	69,017	11.3	417	29,844	14.0
大阪市	14,124	5.4	35.8	1,446	123,977	11.7	800	54,963	14.6
神戸市	8,465	5.5	48.6	778	80,200	9.7	463	36,226	12.8
広島市	11,296	9.8	58.6	611	67,274	9.1	345	28,326	12.2
政令市平均との差異	4,143	5.2	21.4	△ 268	△ 15,037	△ 1.6	△ 134	△ 7,447	△ 1.2
北九州市	4,820	4.8	30.7	665	52,344	12.7	376	24,643	15.3
福岡市	2,220	1.6	9.6	735	75,016	9.8	401	34,153	11.7
特別区	77,189	9.0	74.6	4,039	346,186	11.7	2,241	129,269	17.3
その他	946,545	9.6	54.9	68,735	5,569,297	12.3	40,519	2,681,913	15.1
全国計	1,123,873	8.7	53.6	85,073	7,067,832	12.0	49,461	3,312,007	14.9
政令市平均	7,153	4.6	37.2	878	82,311	10.7	479	35,773	13.4

政令市の人口千人当たりの公立保育所定員は、札幌市の 1.3 人が最少である一方、広島市は 9.8 人と最多となっている。周辺町村との広域合併により多くの町・村立の保育所を引き継いだため、公立比率が高くなっていることが背景要因と考えられる。

また、小中学校については、児童生徒 1 人当たり校舎面積を用いて比較を行っているが、過疎化の進展などを背景に、大都市以外の市町村の 1 人当たり面積が、政令市平均よりは大きくなっていることがわかる。広島市については、小中学校ともに、政令市平均を下回る 1 人当たり面積となっており、この点からみると、比較的効率的に施設整備されたものと考えられる。

エ 庁舎・職員公舎・児童館・公会堂・市民会館

次に、市の支所などを含む庁舎について、執務職員 1 人当たりの面積で整備水準をみていくと、全国平均の 32 ㎡に対し、政令市平均は 30 ㎡となっている。広島市については、33 ㎡と政令市平均より多少高い整備水準にある。

また、職員公舎については、職員 1 人当たりの公舎面積を用いているが、全国の 1.59 ㎡に対し、政令市平均は半分以下の 0.72 ㎡にとどまり、住宅事情を反映した数字となっている。広島市については、政令市の中で、北九州市に次ぐ 1.41 ㎡である。

児童館、公会堂・市民会館ともに、大都市以外の市町村の整備水準が相対的に高いが、人口規模の小さい市町村での整備も進んだことなどが背景要因として考えられる。こうした中で、広島市は、両施設ともに政令市平均よりかなり高い整備水準にある。

(図表 20) 主要施設の整備水準 (その 4)

区分	庁舎面積	執務職員数	執務職員1人当たり	職員公舎面積	職員数	職員1人当たり	児童館面積	人口千人当たり	公会堂・市民会館収容定数	人口千人当たり
	千㎡	人	㎡	千㎡	人	㎡	千㎡	㎡	千人	人
札幌市	152	7,997	19	9	11,363	0.79	51	27.0	20.5	10.9
仙台市	163	3,249	50	1	6,779	0.17	23	22.5	7.7	7.6
さいたま市	94	3,385	28	2	7,951	0.25	8	7.2	4.8	4.3
千葉市	97	3,543	27	0	6,439	0.00	0	0.0	2.0	2.2
横浜市	272	11,550	24	8	20,327	0.38	0	0.0	16.6	4.6
川崎市	127	4,861	26	12	10,724	1.12	21	16.0	5.8	4.4
静岡市	91	2,507	36	2	4,852	0.33	4	4.9	4.5	6.3
名古屋市	264	8,064	33	18	18,632	0.97	11	4.9	10.3	4.7
京都市	149	5,104	29	2	12,122	0.17	16	11.3	13.2	9.2
大阪市	394	10,228	39	27	28,349	0.95	4	1.6	28.1	10.7
神戸市	243	6,130	40	10	12,818	0.77	40	26.2	12.3	8.0
広島市	130	3,950	33	12	8,734	1.41	35	30.5	18.0	15.5
政令市平均との差異	△ 44	△ 1,760	2	4	△ 3,016	0.69	19	20.2	5.3	7.4
北九州市	136	4,586	30	13	7,223	1.75	13	12.6	6.4	6.4
福岡市	122	4,789	25	2	8,182	0.29	1	1.1	27.5	20.0
特別区	892	30,553	29	85	64,658	1.32	277	32.3	58.5	6.8
その他	15,523	472,686	33	1,163	629,022	1.85	1,331	13.5	1,587.4	16.1
全国計	18,850	583,182	32	1,366	858,175	1.59	1,835	14.2	1,765.0	13.7
政令市平均	174	5,710	30	8	11,750	0.72	16	10.4	12.7	8.1

オ 公民館・図書館・博物館・体育館・病院

公民館については、人口千人当たりの面積をみる。

こうした施設は国の法律のもとに類似する施設整備が順次進められたため、市ごとの取り組み状況自体が大きく異なっており、その点に留意しながら比較結果をみる必要がある。

公民館の人口千人当たり面積は、政令市では横浜市など4市がゼロとなっていることなどもあり、政令市平均が19.8㎡にとどまっているのに対し、大都市以外の市町村では5倍を超える103.4㎡となっている。広島市は68.7㎡と、政令市の中では、仙台市に次ぐ高い整備水準である。

その他の施設についても、人口千人当たり博物館面積を除き、いずれの施設も大都市以外の市町村の整備水準が政令市平均を大きく上回っている。その中で、広島市は図書蔵書数を除いて、政令市の中にあっては、高い整備水準にある。

(図表 21) 主要施設の整備水準 (その 5)

区分	公民館	人口千人	図書	人口千人	博物館	人口千人	体育館	人口千人	病院	人口千人
	面積 ㎡	当たり ㎡	蔵書数 千冊	当たり 冊	面積 千㎡	当たり ㎡	面積 千㎡	当たり ㎡	病床数 床	当たり 床
札幌市	1,994	1.1	1,394	743	37	19.8	75	40	1,064	0.567
仙台市	91,104	90.3	1,654	1,639	172	170.7	46	46	525	0.520
さいたま市	50,788	45.4	3,142	2,808	22	20.1	37	33	567	0.507
千葉市	31,458	34.0	1,875	2,029	5	5.1	23	25	736	0.797
横浜市	0	0.0	3,798	1,051	111	30.6	84	23	1,560	0.432
川崎市	55,684	42.1	1,831	1,385	7	5.1	42	31	1,552	1.174
静岡市	42,768	59.2	2,157	2,987	126	174.2	40	55	1,061	1.470
名古屋市	0	0.0	2,959	1,342	86	38.8	153	70	2,646	1.200
京都市	4,927	3.4	1,664	1,159	65	45.3	34	24	793	0.553
大阪市	0	0.0	3,286	1,250	181	68.7	154	58	3,059	1.164
神戸市	9,878	6.4	1,693	1,098	1,083	701.6	69	45	1,270	0.823
広島市	79,462	68.7	1,950	1,685	270	233.7	68	59	1,652	1.428
政令市平均との差異	48,512	48.9	△ 242	286	96	122.1	1	16	331	0.585
北九州市	0	0.0	1,544	1,542	32	32.0	56	56	1,591	1.589
福岡市	65,243	47.6	1,739	1,268	251	183.4	65	47	414	0.302
特別区	5,689	0.7	24,799	2,892	24	2.8	372	43	82	0.010
その他	10,197,981	103.4	259,558	2,632	2,645	26.8	12,416	126	149,898	1.520
全国計	10,636,976	82.4	315,044	2,440	5,117	39.6	13,734	106	168,470	1.305
政令市平均	30,950	19.8	2,192	1,399	175	111.6	68	43	1,321	0.843

(資料) 上記 5 表ともに総務省「公共施設状況調」に基づき作成。

(2) 過去 10 年間の整備進ちよく

ここでは、平成 7 年度と平成 17 年度の整備水準の比較により、広島市の整備水準が比較的高いものを中心に、近年の整備の進ちよく状況をみていく。

ア 市道・ごみ焼却処理・公共下水道

(図表 22) 平成 7 年度及び平成 17 年度の主要施設の整備状況の変化 (その 1)

区分	市道実延長(千m)				ごみ焼却処理量(千トン)				公共下水道水洗化人口(千人)			
	H7	H17	増減 (指数)	順位	H7	H17	増減 (指数)	順位	H7	H17	増減 (指数)	順位
札幌市	4,744	5,140	108	6	679	617	91	8	1,687	1,862	110	7
仙台市	2,779	3,197	115	1	368	383	104	4	810	970	120	4
千葉市	2,706	3,049	113	3	231	339	147	1	577	854	148	1
横浜市	7,475	7,259	97	12	1,444	1,040	72	12	3,063	3,551	116	6
川崎市	2,285	2,348	103	10	501	461	92	7	899	1,299	145	2
名古屋市	5,699	5,884	103	9	757	683	90	10	2,003	2,166	108	8
京都市	2,662	2,928	110	5	705	641	91	9	1,362	1,407	103	11
大阪市	3,505	3,599	103	11	1,870	1,557	84	11	2,597	2,628	101	12
神戸市	4,746	5,391	114	2	626	694	111	2	1,413	1,516	107	9
広島市	3,275	3,675	112	4	310	326	105	3	730	1,005	138	3
北九州市	3,468	3,730	108	7	341	349	102	6	943	988	105	10
福岡市	3,338	3,543	106	8	599	615	103	5	1,129	1,342	119	5
小計	46,683	49,743	107		8,430	7,727	92		17,213	19,586	114	
特別区	10,255	10,573	103		3,303	2,923	88		8,032	8,559	107	
その他	901,281	946,429	105		26,922	29,095	108		32,158	53,854	167	
全国計	958,218	1,006,745	105		38,656	39,744	103		57,403	81,998	143	

(注) 図表 22 においては、14 政令市のうち平成 7 年度で政令市でなかった「さいたま市」及び「静岡市」を除いた 12 政令市及び特別区の比較となっている。

市道については、全国が 10 年間で 5%の伸びとなっているのに対し、政令市は 7%の伸びであり、この間に総じて整備が進ちよくしたことがわかる。この中でも、広島市は 12%の伸びと、政令市の中でも仙台市、神戸市、千葉市に次いで整備が進んでいる。

また、ごみ焼却処理量の変化をみると、過去 10 年間は大都市以外の市町村では処理量が

増加しているものの、政令市では減少しており、取り組みの差異などがうかがえよう。こうした中で、広島市は増加している都市の一つとなっているが、この間、焼却処分の比率が高まった影響とみられ、ごみ排出量は減少している。

公共下水道水洗化人口については、大都市以外の市町村が 67%もの増加となっているのに対し、政令市は 14%の増加にとどまっており、この間で、地方での整備が大きく進んだことがうかがえる。こうした中で、広島市は 38%の増加と、千葉市、川崎市に次ぐ水準となっており、この間の整備が進んだものとみられる。

イ 保育所

次に保育所施設数、定員の推移をみていく。

保育所は、他施設に比べると、民営化の取り組みが早くから進んでおり、この分野における直営施設の推移を広い意味での民間活用のバロメータとして捉えることができる。

これをみると、政令市全体でも公立定員が減少するなかで、広島市は公立定員の増加幅が大きくなっているほか、公立比率も平成 17 年度で 58.6%と高くなっている。広島市の場合、市町村合併による影響などが公立比率の高さに影響しているとのことであり、個別事情には留意する必要があるものの、こうした数字からみる限りは、この分野の民間活用について、相対的に取り組みの遅れた都市の 1 つと位置づけられる。

(図表 23) 平成 7 年度及び平成 17 年度の主要施設の整備状況の変化 (その 2)

区分	H7				H17				増減(指数)	
	公立施設数	公立定員	私立施設数	私立定員	公立施設数	公立定員	私立施設数	私立定員	公立定員	私立定員
札幌市	38	2,430	120	10,460	32	2,420	150	13,525	100	129
仙台市	52	4,677	21	1,632	49	4,682	65	5,762	100	353
千葉市	62	5,810	22	2,460	61	6,615	29	2,936	114	119
横浜市	121	9,406	102	10,636	118	10,001	213	20,169	106	190
川崎市	88	8,175	21	1,950	89	8,415	26	2,880	103	148
名古屋市	126	12,630	144	19,221	124	11,808	152	20,407	93	106
京都市	72	6,145	187	18,130	36	2,865	217	21,180	47	117
大阪市	145	14,450	183	21,064	135	14,124	207	25,348	98	120
神戸市	88	8,997	70	6,420	83	8,465	91	8,970	94	140
広島市	87	10,587	46	4,660	90	11,296	66	7,974	107	171
北九州市	78	7,570	88	7,640	47	4,820	112	10,860	64	142
福岡市	24	2,630	132	16,875	21	2,220	146	20,890	84	124
計	981	93,507	1,136	121,148	885	87,731	1,474	160,901	94	133
特別区	783	75,121	268	25,870	781	77,189	285	26,309	103	102
その他	13,089	1,029,372	7,715	630,982	11,849	958,953	8,812	786,627	93	125
全国計	14,853	1,198,000	9,119	778,000	13,515	1,123,873	10,571	973,837	94	125

(注) 図表 23 においては、14 政令市のうち平成 7 年度で政令市でなかった「さいたま市」及び「静岡市」を除いた 12 政令市及び特別区の比較となっている。

ウ 公会堂・市民会館・公民館など

次に公会堂・市民会館収容定数の推移をみると、大都市以外の市町村よりも政令市の増加が大きく、なかでも広島市の増加幅は政令市第 2 位である。

公民館延面積についても、比較的高い伸びとなっている一方、博物館面積、体育館面積ともに政令市平均よりもかなり低い伸びにとどまっているが、いずれも平成 7 年度時点で政令市平均を超える整備水準を確保しており、他市に比べ早い時期に整備が進んだ結果と考えられる。

(図表 24) 平成 7 年度及び平成 17 年度の主要施設の整備状況の変化 (その 3)

区分	公会堂・市民会館収容定数(人)			公民館延面積(千㎡)			博物館面積(千㎡)			体育館面積(千㎡)		
	H7	H17	指数	H7	H17	指数	H7	H17	指数	H7	H17	指数
札幌市	12,472	20,526	165	2	2	100	236	37	16	60	75	124
仙台市	7,054	7,681	109	78	91	117	174	172	99	42	46	110
千葉市	1,014	2,018	199	26	31	121	5	5	100	37	23	64
横浜市	12,995	16,565	127	0	0	0	111	111	100	79	84	107
川崎市	2,485	5,758	232	45	56	124	7	7	103	37	42	112
名古屋市	6,041	10,328	171	46	0	0	85	86	101	101	153	152
京都市	7,996	13,236	166	5	5	100	61	65	107	25	34	135
大阪市	23,406	28,083	120	0	0	0	159	181	114	59	154	259
神戸市	13,776	12,313	89	10	10	100	26	1,083	4,112	78	69	88
広島市	7,379	17,964	243	66	79	121	246	270	110	65	68	106
北九州市	8,024	6,363	79	61	0	0	19	32	172	50	56	112
福岡市	2,385	27,475	1,152	74	65	88	242	251	104	52	65	125
小計	105,027	168,310	160	412	340	82	1,370	2,299	168	685	870	127
特別区	26,419	58,512	221	3	6	191	23	24	105	316	372	118
その他	1,266,368	1,538,190	121	9,397	10,292	110	1,179	2,793	237	9,944	12,493	126
全国計	1,397,814	1,765,012	126	9,812	10,637	108	2,571	5,117	199	10,945	13,734	125

(注) 図表 24 においては、14 政令市のうち平成 7 年度で政令市でなかった「さいたま市」及び「静岡市」を除いた 12 政令市及び特別区の比較となっている。

(資料) 上記 3 表とともに総務省「公共施設状況調」に基づき作成。

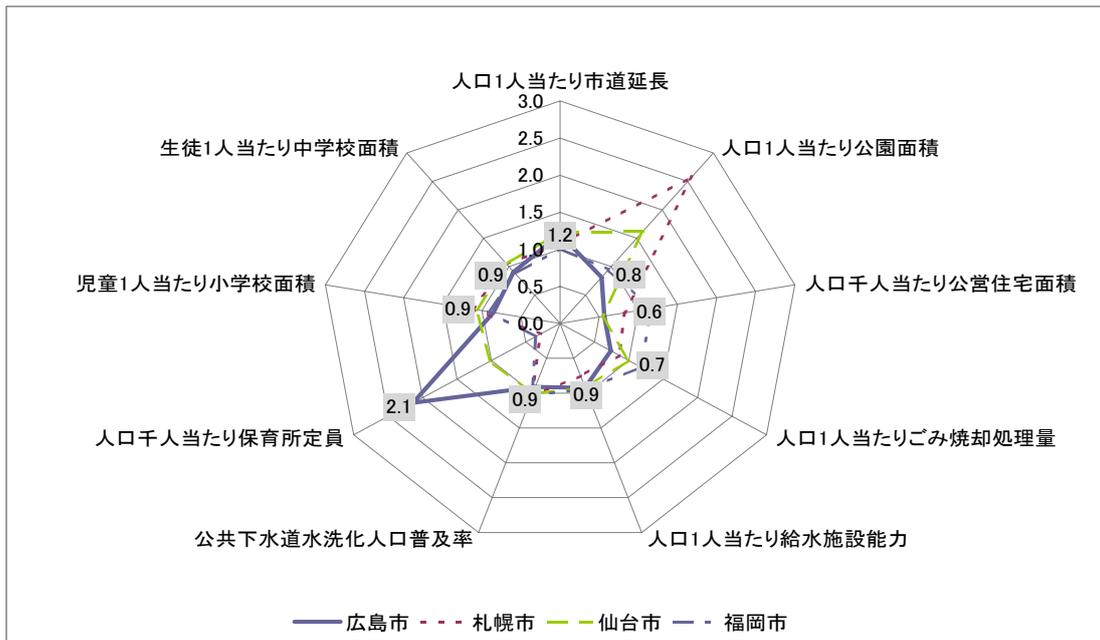
(3) レーダーチャートによる位置づけ

これまでみてきた個別整備水準を 2 つのレーダーチャートに整理したものが図表 25、26 である。

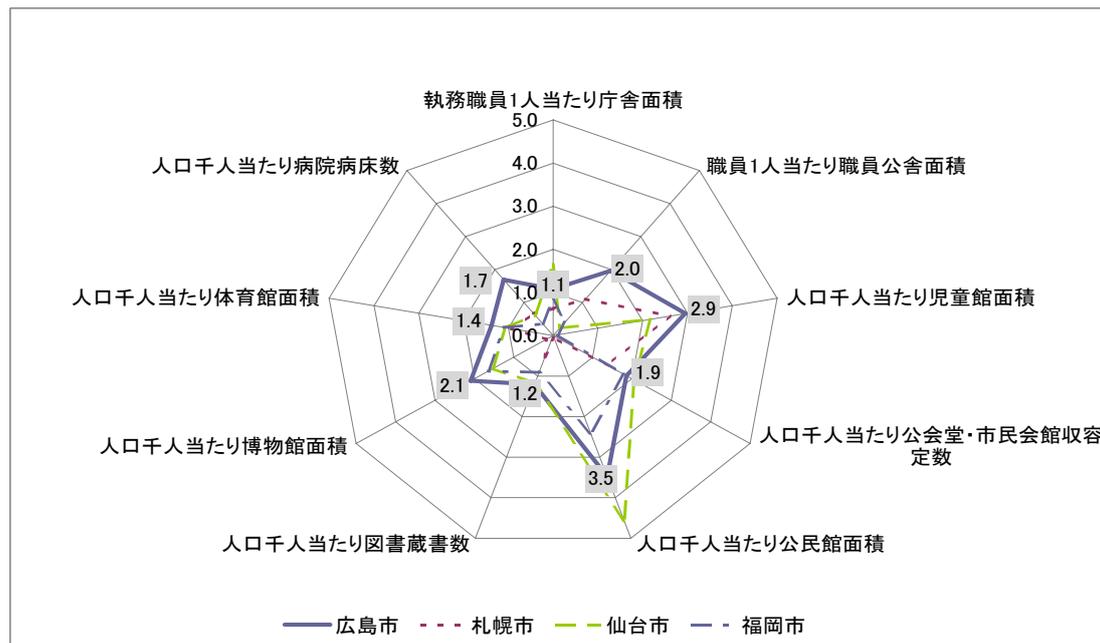
政令市平均を 1 として、政令市の中でも共通性が高いとされる札幌、仙台、広島、福岡 4 市の平成 17 年度の状況をグラフで表現している。広島市は、図表 25 では人口 1 人当たり市道延長、人口千人当たり保育所定員、図表 26 では人口千人当たり公民館面積ほかすべての施設で政令市平均を上回る整備水準にあることが再確認できる。

なかでも、公民館、児童館、博物館、保育所、公会堂・市民会館、職員公舎の整備水準が高い。広島市では区などの行政区域を目安として整備される施設も多く、こうした方針などが整備水準を押し上げているものと考えられる。

(図表 25) 政令市平均との比較による施設整備水準 (その 1)



(図表 26) 政令市平均との比較による施設整備水準 (その 2)



(資料) 上記 2 図ともに総務省「公共施設状況調」に基づき作成。

6 投資累計額

平成 5～18 年度までの主要投資額累計額のうち、金額の大きいものから 10 項目抽出したものが次表である。

道路関連が突出しているほか、下水道、公園、港湾整備負担金、区画整理などのウェイトが高くなっている。いわゆる箱もの施設と称される分野では、小学校、市立大学、住宅、中工場（ごみ焼却場）の投資が多額に上っている。

(図表 27) 広島市における上位の投資項目 (百万円)

項目	累計	項目	累計
道路交通関連	798,826	広島市立大学	103,231
(道路新設改良)	(393,756)	公園関連	75,495
(街路整備)	(218,798)	(公園整備)	(58,851)
(国施行道路整備事業負担金)	(106,950)	(公園緑地等整備)	(16,644)
(交通安全施設整備)	(32,919)	国・県施行港湾整備事業負担金	71,761
(橋りょう新設改良)	(27,496)	既設住宅整備	54,094
(新交通システム)	(18,907)	中工場建替	54,039
下水道整備補助金	312,327	段原土地区画整理	46,059
小学校	133,152	中学校	29,354

(資料) 広島市「主要な施策の成果」に基づき作成。

これらの設備投資は公債残高の増加要因であり、また、維持管理コストも発生する。

設備は市の将来の姿を形作る基盤であり、市民生活のうち、行政が担うべき役割を果たすべく決定され、法令等に従い、公平かつ効率的に運用されることが求められる。

上記「図表 27」の項目から道路関連投資、下水道整備、ごみ処理施設（中工場）、公園整備を抽出し、投資決定の合理性、運営の合理性を中心に検討を行う。

また、多額に投資された施設が従来の目的に沿って効率的に運営される必要があり、その観点から、施設管理に重要な役割を持つ外郭団体の状況についても検討の対象としている。

なお、広島市立大学については、毎年多額の貸付と償還が行われ、この金額が投資額に含まれて累積されて計算されていることから、累計額より実際の投資額は少なくなる。(平成18年度で約50億円)

ただし、それを除いても多額の投資であり、毎年の維持費も多額な施設であるため、運営状況も含めた検討が必要と思われるが、平成20年度の監査委員監査の対象となっているとのことであり、今年度の包括外部監査の対象から外している。

(参考) 広島市における主要投資(一般会計分、百万円)

区分	H05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	累計
道路新設改良	55,778	38,700	38,310	44,209	45,219	47,350	25,331	22,805	20,638	17,104	12,447	9,092	8,207	8,565	393,756
下水道整備補助金	22,812	23,675	28,076	25,274	19,970	20,685	21,724	20,405	22,413	24,756	26,534	19,742	18,623	17,639	312,327
街路整備	19,667	14,700	19,288	15,968	23,972	31,821	21,536	17,103	14,993	11,408	10,297	6,613	5,541	5,887	218,798
小学校	6,585	8,309	14,610	11,843	8,017	10,221	6,672	9,198	11,232	12,513	8,218	8,362	6,333	11,038	133,152
国施行道路整備事業負担金	10,815	5,830	6,554	6,307	6,586	8,121	10,048	10,387	9,836	8,542	8,006	5,086	5,122	5,709	106,950
広島市立大学	19,920	13,863	8,473	7,031	5,794	5,529	7,356	5,042	5,037	5,030	5,028	5,073	5,028	5,028	103,231
国・県施行港湾整備事業負担金	4,770	4,243	6,223	6,760	5,399	6,164	7,469	6,363	6,101	5,376	4,061	3,718	2,680	2,432	71,761
公園整備	8,573	6,037	9,002	6,393	5,333	3,878	3,264	3,267	2,817	2,543	2,227	2,538	2,568	411	58,851
既設住宅整備	4,564	7,013	6,213	3,580	3,325	6,012	3,057	3,564	3,248	3,412	3,756	3,126	1,616	1,604	54,094
中工場建替	0	192	986	2,271	4,447	3,017	3,835	4,676	7,949	19,413	7,252	0	0	0	54,039
段原土地区画整理	7,540	4,669	5,034	4,588	5,587	1,182	1,168	512	337	225	249	2,386	3,643	8,937	46,059
交通安全施設整備	2,141	2,300	2,690	2,941	3,219	2,967	2,431	2,337	2,082	2,685	1,758	1,910	1,575	1,882	32,919
中学校	1,713	3,274	7,943	3,343	2,185	1,555	1,251	482	912	596	399	1,788	3,274	639	29,354
橋りょう新設改良	2,621	2,282	1,492	1,072	2,857	3,013	4,205	4,004	1,511	950	1,156	789	859	707	27,496
消防施設	947	1,323	2,247	2,060	1,861	1,263	4,518	4,309	873	288	2,715	696	1,474	1,192	25,766
農業用施設整備	2,149	2,139	2,364	2,445	2,134	1,569	1,410	1,563	1,622	1,719	1,448	1,250	1,278	1,213	24,305
高等学校	855	780	1,284	2,589	6,681	5,856	3,394	205	204	83	94	52	44	57	22,176
住宅建設	3,321	586	1,500	1,994	4,509	2,596	1,788	998	156	264	281	162	670	384	19,209
新交通システム	8,539	2,503	789	1,731	1,434	594	585	585	585	585	585	390	1	0	18,907
民間老人福祉施設整備補助金	921	1,563	2,004	1,199	1,417	1,906	1,623	1,079	2,053	2,000	696	1,092	783	62	18,399
公園緑地等整備	2,199	2,360	3,735	1,779	1,017	1,468	731	641	583	555	472	449	325	331	16,644
市街地再開発事業補助金	1,295	1,333	354	394	953	4,011	1,094	1,783	1,484	628	1,175	1,579	6	166	16,255
広島市民病院整備助成	1,357	1,367	1,487	1,629	1,384	1,429	1,021	925	856	818	874	847	875	1,036	15,905
広島西飛行場整備事業負担金	124	2,072	417	407	1,866	1,849	1,688	1,614	1,586	1,487	1,437	30	6	4	14,589
安佐市民病院整備助成	857	889	877	926	676	740	806	809	770	734	708	753	755	801	11,103
水道水源開発補助金	1,478	933	1,080	1,128	1,095	1,578	911	654	583	248	239	233	216	212	10,587
林道整備	899	1,127	1,343	1,086	1,043	827	761	708	620	555	459	349	319	261	10,358
公民館	148	316	574	1,163	1,140	947	1,261	1,085	1,646	1,402	84	94	178	306	10,345
古川土地区画整備	1,691	2,207	2,269	1,425	1,062	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,654
地域福祉センター等	0	0	34	1,033	1,673	884	1,941	1,207	155	934	23	128	0	21	8,033
地下街建設事業補助	20	29	89	257	924	1,797	2,208	2,450	0	0	0	0	0	0	7,773
自転車等駐車場整備	1,414	2,705	198	654	427	1,365	110	61	322	0	7	0	34	265	7,562
区民文化センター	8	250	143	1,773	97	498	413	3,675	62	6	68	0	0	0	6,993
交通科学館	1,727	5,046	0	5	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,788
平和記念館整備	6,475	0	0	0	0	0	19	4	0	54	0	0	0	0	6,551
文化創造センター	1,123	1,062	1,001	62	464	1,927	0	0	0	7	0	0	0	0	5,647
総合リハビリテーションセンター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	4,057	1,561	5,646
広島駅南口地下広場	0	0	139	52	1,328	3,334	490	109	0	0	0	0	0	0	5,453
中議土地区画整備	1,508	1,552	843	416	349	145	65	32	0	0	0	0	0	0	4,909
広島中央駐車場買収	0	0	0	0	4,901	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,901
ごみ処理施設	733	485	699	287	395	372	127	102	283	419	253	118	102	430	4,806
保育所整備	370	574	623	468	373	394	372	363	174	196	147	103	139	97	4,393
舟入病院整備補助	37	170	100	109	348	290	447	440	451	458	132	408	416	394	4,199
保健センター	0	0	0	0	0	724	1,475	972	119	717	22	126	0	21	4,175
福祉センター	84	566	1,022	164	369	5	10	51	37	275	41	326	3	0	2,953
西部資源リサイクルセンター	0	63	1,035	1,626	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,724
まちづくり市民交流プラザ	0	0	0	0	0	56	0	330	2,336	0	0	0	0	0	2,722
永安館改築	471	1,898	208	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,577
区図書館	1	0	0	190	12	98	131	671	1	0	0	0	0	0	1,105
祇園第一土地区画整備	917	1,162	328	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,407
自動車駐車場整備	1,704	274	41	29	74	0	0	0	19	51	14	0	0	0	2,206
庁舎等整備	56	1,306	366	306	33	32	10	10	11	1	4	2	26	30	2,193
原爆養護ホーム整備	905	4	15	15	12	4	7	0	0	0	0	7	5	1,209	2,182
新火葬場整備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,936
佐伯工場	0	0	0	0	0	665	1,179	0	0	0	0	0	0	0	1,844
安佐動物公園整備	38	42	170	330	339	167	92	644	15	0	0	0	0	5	1,843
五日市火葬場改築	0	0	0	0	0	0	27	218	371	1,151	0	0	0	0	1,766
被爆者療養研究センター施設整備補助金	10	11	41	23	40	76	157	227	221	215	209	203	167	162	1,764
幼稚園	148	485	207	109	187	46	35	36	28	37	39	27	25	26	1,436
中央庭球場	1,307	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,330
現代美術館	169	99	245	180	98	49	74	47	25	19	19	19	20	0	1,065
救護院改築	943	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	971
ごみ収集車	106	99	89	89	77	59	54	26	26	63	65	31	24	51	858
安佐南環境事業所	0	252	587	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	839
子ども文化科学館	50	243	27	15	285	125	0	0	7	0	3	0	0	0	755
中環境事業所建替	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	723	0	0	0	754
江波山気象館	0	0	2	60	322	0	0	0	0	0	0	0	0	0	383
南工場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	104	124	43	271
計	214,603	175,013	185,471	171,788	183,325	191,259	150,380	138,780	127,389	130,558	104,426	79,812	77,141	82,755	2,012,700

(資料) 広島市「主要な施策の成果」に基づき作成。

第3 抽出施設・団体の検証

第3 抽出施設・団体の検証

1 道路関連施設

(1) 監査の視点

道路は人と物を安全かつ迅速に運搬するという交通ネットワークの主要施設であり、人や車を通行させる施設である。ネットワーク型の施設であるため、つながって初めて施設の有効性が高まることから、計画的な開発と、状況の変化に合わせて変更される計画性と柔軟性が求められる。また、完成後の継続した維持管理も重要である。

21～23 ページに示したように、広島市における平成5年度から平成18年度の道路関連の投資額は、減少しているとはいえ、「道路新設改良」「街路整備」「国施行道路整備事業負担金（直轄負担金）」の投資累計の合計額は、7,195億円にのぼる。

他施設に比べても、財政支出に占める道路関連投資額は極めて大きく、道路関連の支出が広島市の財政状況に大きな影響を与えることになる。

そこで、道路・街路の整備が都市開発全般の中で決定され決定過程が明確であり、状況に応じて検討されているか否かの観点から検討を行うこととした。

さらに、投資額も多額であり、料金収入により投資額を回収することを求められていることから、都市高速道路整備を抽出して内容を検討することにした。

(2) 監査の概要

ア 道路・街路の整備状況

(ア) 広島市の道路・街路事業費の推移

広島市は、平成9年11月、バブル崩壊後の景気低迷等に伴って生じた厳しい財政状況を克服するため、財政健全化計画を策定している。

市税収入は平成9年度の2,253億円をピークに、平成10年度以降平成16年度まで減少を続け、平成17年度からは増加に転じているものの、平成18年度は2,002億円にとどまっている。

このような財政危機を克服するために、人件費を含め徹底した内部管理経費の節減を図るとともに、公共事業などについても事業の大胆な見直しを行っている。

道路・街路関係の事業費、維持補修費は次表のように推移している。平成10年度933億円であった道路・街路事業費は、平成19年度には263億円まで減少している（670億円の減少）。また、維持補修費は、平成10年度に36億円であったものが、平成19年度には26億円まで減少している（10億円の減少）。

普通建設事業費決算額 (単位：百万円)

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
道路・街路事業費	93,273	63,551	56,636	49,059	40,688	33,665	23,470	21,305	22,750	26,328
国施行道路整備事業負担金	8,121	10,048	10,387	9,836	8,542	8,006	5,086	5,122	5,709	5,275
道路新設改良	47,350	25,331	22,805	20,638	17,104	12,447	9,092	8,207	8,565	8,987
交通安全施設整備	2,967	2,431	2,337	2,082	2,685	1,758	1,910	1,575	1,882	1,670
橋りょう新設改良	3,013	4,205	4,004	1,511	950	1,156	769	859	707	811
都市計画事業・街路整備	31,821	21,536	17,103	14,993	11,408	10,297	6,613	5,541	5,887	9,586

維持補修費決算額 (単位：百万円)

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
維持補修費	3,559	4,802	3,236	3,157	3,027	2,543	2,556	2,976	3,041	2,583
道路維持補修費	2,669	4,304	2,732	2,788	2,693	2,355	2,305	2,743	2,813	2,376
橋りょう維持補修費	891	498	504	369	334	188	251	233	228	207

(注) 百万円未満を四捨五入しており、表合計と合計の数値は一致しない場合がある。

(イ) 関連法令の中での位置付け

a 道路の定義

道路法による道路は、「一般交通の用に供する道」とされ、①高速自動車国道、②一般国道、③都道府県道、④市町村道の4種類が規定されている。

① 高速自動車国道

国民経済上特に重要な道路で、高速自動車国道法第4条により路線が指定される。

② 一般国道

高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成する道路で、道路法第5条に基づいて指定される。

③ 都道府県道

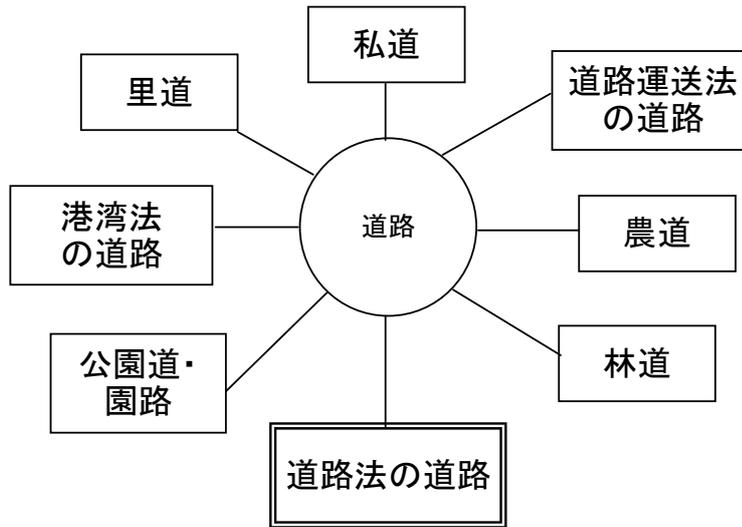
地方的な幹線道路網を構成する道路で、道路法第7条に基づき、議会の議決を経て都道府県知事が認定する。なお、認定にあたっては国土交通大臣との協議が必要になる(道路法第74条第1項)。

④ 市町村道

日常生活をささえる上で重要な道路であり、地域の交流を促進するとともに住居空間を構成するもの。道路法第8条に基づき、市町村議会の議決を経て市町村長が認定する。

さらに、下図のように、道路法による道路以外にも様々な道路がある。このうち、港湾法による臨港道路や土地改良法による広域農道などは、道路法による道路と、実体的にはかなり接近した領域と考えられる。

道路の種類



(注) 上図は、「道路行政の簡単解説」(平成18年3月、国土交通省道路局)より引用

道路の種類

道路の種類		定義	道路管理者	費用負担
高速自動車国道		全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡する道路その他国の利害に特に重大な関係を有する道路 【高速自動車国道法第4条】	高速道路機構 ・ 高速道路株式会社 (国)	高速道路株式会社 (国、都道府県)
一般国道	直轄国道 (指定区間)	高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路 【道路法第5条】	国	国、都道府県及び 政令市
	補助国道 (指定区間外)		都道府県及び政令市	都道府県及び政令市
都道府県道		地方的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路 【道路法第7条】	都道府県及び政令市	都道府県及び政令市
市町村道		国土交通大臣が指定する主要な都道府県道若しくは市道であり、高速自動車道及び一般国道と一体となって広域交通を分担する広域幹線道路 【道路法第56条】	都道府県及び政令市	都道府県及び政令市
		市町村の区域内に存する道路 【道路法第8条】	市町村	市町村

※高速道路機構及び高速道路株式会社が事業主体となる高速自動車国道については、料金収入により建設・管理等がなされる。
 ※高速自動車国道の()書きについては新直轄方式により整備する区間
 ※補助国道、都道府県道、主要地方道及び市町村道について、国は必要がある場合に道路管理者に補助することができる。

(注) 上図は、「道路行政の簡単解説」(平成18年3月、国土交通省道路局)より引用

b 道路整備の費用負担

道路の管理や費用負担については、前記の分類により、それぞれ役割分担が定められている。なかでも一般国道は、さらに指定区間(直轄国道)と指定区間外(補助国道)に区分されている。

指定区間とは、道路法第13条に基づき、「一般国道の指定区間を指定する政令」により指定した区間をいう。この指定区間のことを「直轄国道」という。指定区間外とは、いわゆる「補助国道」で、都道府県知事又は、政令市の長が改築・維持・管理等を行うことになっている。このため、広島市では「補助国道」の改築・維持・管理等を行っている。

指定区間で国が改築・維持等の事業を行う場合は、受益者負担の考え方から道路法第50条等により、当該都道府県又は政令市がその費用の一部を負担することになっている（この負担金のことを、以下「直轄負担金」という。）。事業の種類により、新設・改築の場合は3分の1、維持・修繕の場合は10分の4.5の費用を負担することになっている。

広島市において指定区間（直轄道路）となっている一般国道は、次の3国道である。

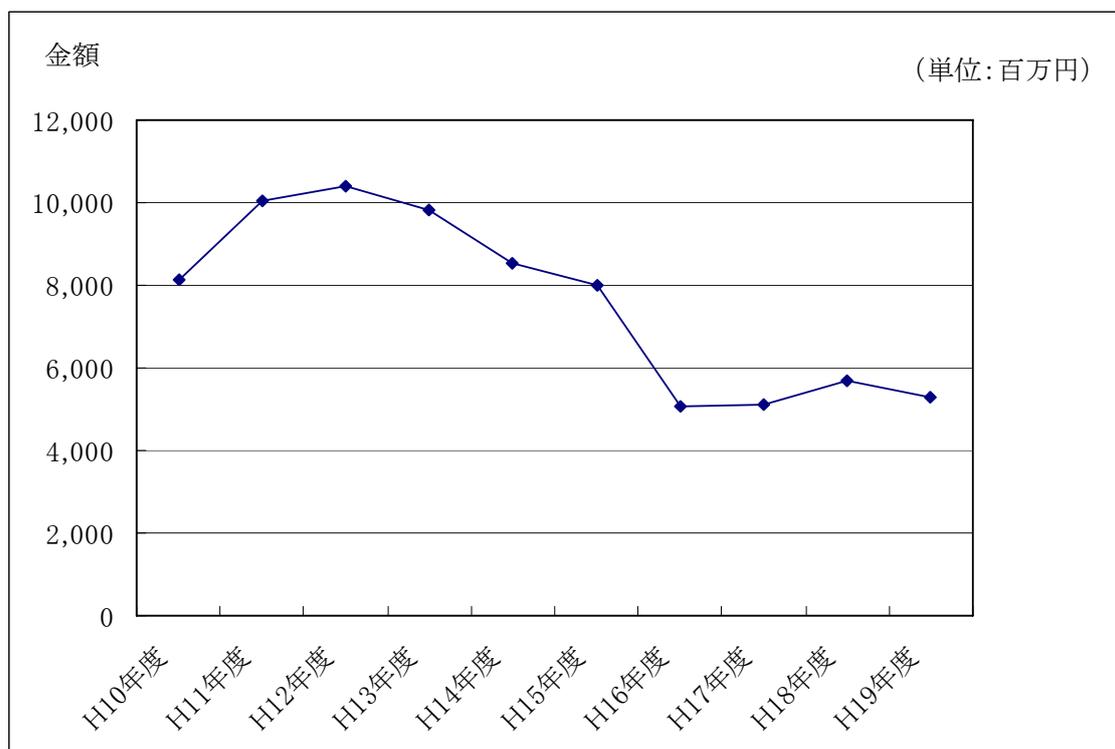
- ・ 国道2号（宮島街道を除く。）
- ・ 国道31号
- ・ 国道54号

広島市が過去10年間「直轄負担金」として支出した金額は、以下の表のとおりである。グラフのように平成12年度をピークにその後減少し、平成19年度では、ピークの50%程度まで減少している。

(単位：百万円)

年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
金額	8,121	10,048	10,387	9,836	8,542	8,006	5,086	5,122	5,709	5,275

(注) 百万円未満を四捨五入している。



c 道路整備の手法

道路整備事業は、都市計画法による「街路事業」と道路法による「道路事業」とがある。「街路事業」も「道路事業」も「道路」を整備する事業であるが、「街路事業」は原則として都市内（既成市街地内（注1））の都市計画道路を整備する事業のことをいう。

「街路事業」は国土交通省都市・地域整備局が所管し、「道路事業」は同省道路局が所管する。

なお、既成市街地以外の区域では、次のように道路事業と区分されている。

- ・ 都市計画法に基づき用途地域（注2）が指定されている区域は、街路事業者と道路事業者で「協議」の上決定
- ・ 用途地域のない都市は、既成市街地の外線から概ね 500m を含む区域については、街路事業者と道路事業者で「協議」の上決定
- ・ 上記以外の区域は「道路事業」

注1：既成市街地

当面昭和45年国勢調査による人口集中地区（注3）、又は、これが設定されていない場合は、人口集中地区の基準に準ずる地区

注2：用途地域

住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、12種類ある。用途地域が定められると、建てられる建物の種類が制限されることになる。

注3：人口集中地区（DID）

国勢調査による統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定めたものである。国勢調査における調査区等を基に、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の調査区等が市区町村内で隣接しており、それらの地域の人口が5,000人以上の地域とされている（総務省統計局ホームページ参照）。

(7) 広島市の道路整備

a 広島市における交通施設の整備方針

平成10年に策定された「広島市基本構想」によれば、安全で、快適な美しい都市を形成するため、都市内交通については、鉄軌道等の公共交通機関の整備の促進や体系的な道路網の整備、交通機関相互の連携強化を進めることなどにより、総合的な都市内交通体系の確立を図るとしている。

さらに、多様な活動と交流を支える活力ある都市を創造するため、交流の多様化、広域化、高速化に対応し、空港、港湾、鉄軌道、広域幹線道路等の整備を推進するとともに、アクセス機能や交通機関相互の結節機能の強化を図り、陸・海・空の総合的な広域交通ネットワークを構築するとしている。

この「広島市基本構想」を達成するための施策の大綱を総合的、体系的に定めた「第4次広島市基本計画」（平成11年11月）では、総合的な交通対策を推進するため、

体系的な都市内道路網の整備、高速道路などの広域幹線道路の整備を計画的に推進するとしている。

また、「広島市の都市計画に関する基本的な方針」（広島市都市計画マスタープラン）（平成13年1月）によれば、交通施設の整備方針は次のようになっている。

- ① 国土レベルの広域交通網の充実及び中四国経済文化交流圏・広島広域都市圏内の多様な交流と連携の強化を図るため、主要な都市や空港、港湾などの主要な交通拠点それぞれを連絡する広域交通体系の整備を進める。
- ② 多心型都市づくりを進めるために、将来の交通需要に応じて、新交通ネットワークや幹線道路などの整備を進め、鉄道・軌道、バスなどの公共交通機関と自動車の適切な役割分担のもとに、わかりやすく、高速性・定時性をもつ都市内交通体系の確立を図る。
- ③ ピーク時に集中する交通の分散や既存の公共交通機関などの有効利用を図る交通需要マネジメント施策（注）の推進及び交通結節点の整備などにより、交通機関相互の連携強化を進め、交通の円滑化を図る。

（注）交通需要マネジメントとは、顕在化した交通需要に対して新たな道路整備などの施設容量を拡大することによって対応しようというアプローチではなく、人・企業の立地、活動の内容、交通行動等の交通需要の源に直接働きかけて交通をコントロールする方法である。財政負担をすることなく交通環境を整備する手法である。Transportation Demand Management の頭文字を取って「TDM」と略されることもある。

広島市では、パーク・アンド・ライドの社会実験をすでに平成6年から開始している。また、公共交通機関の利用促進策として、平成5年には6社共通バスカードシステムの導入、平成20年にはICカードの導入等の施策を行っている。

この施策の実施により、都心部に流入する車両が削減されることが期待できる。財政負担を軽減させる注目すべき手法であり、今後も一層推進することを期待したい。

施設別の整備方針は次のようになっている。

- ① 公共交通機関
 - ・ 公共交通機関については、総合的サービスの向上を図り、広域的な公共交通網を確立するため、基幹交通として高速性・定時性に優れた新交通ネットワークの整備を段階的に進める。
 - ・ 既存の公共交通機関などについては、利便性の向上及び充実などにより、総合的な公共交通体系を形成する。
- ② 道路
 - ・ 道路網については、広域的なネットワークを形成するとともに都市内交通を円滑

に処理するため、将来の交通量への対応を勘案し、機能に応じた体系的な道路網を形成する。

- ・ 都心と広域拠点、インターチェンジなどを結ぶ指定都市高速道路「広島高速道路」を整備し、高速性、定時性に優れた自動車専用道路のネットワークを形成する。
- ・ 周辺市町村との連絡や地域間の連絡を強化する道路の整備を進める。
- ・ 自転車・歩行者の安全性や利便性の向上を図るための道路の整備を進める。
- ・ 環境施設帯の設置や防音壁の設置などの総合的な沿道環境対策を行いながら道路整備を進める。

③ 駐車場・駐輪場

- ・ 公共交通機関との分担を図りながら、地区の状況に対応した需要特性を踏まえ、駐車場の整備を進める。
- ・ 自転車の利用が多く、放置自転車が支障となるJR駅などの交通結節点、商業地域や近隣商業地域において、駐輪場の整備を進める。

b 広島市の交通ビジョン

(a) 新たな交通ビジョン

上記のような整備方針に従って、平成16年6月には、「新たな交通ビジョン」を策定している。ここでは、資源の使い方に対してアウトカム（成果）の視点を持つことが重要であり、次の事項を重点的に進めることが必要と考えるとしている。

- ① 現在実施中の施策を見直す取組
- ② これから実施を予定している計画中の施策を見直す取組
- ③ 新たな施策を生み出し挑戦的な意欲を持って実行していく取組

「新たな交通ビジョン」が策定された要因の一つに、広島市が直面する厳しい財政状況がある。広島市は、平成15年10月に財政非常事態宣言を出し、平成16年4月には第2次財政健全化計画を策定し、投資的経費を縮減する取組を行っている。

(b) 交通ビジョン推進プログラム

「新たな交通ビジョン」の方向性に基づき、具体的な施策を計画的かつ効率的に展開を図ることを目的として、平成17年7月「交通ビジョン推進プログラム」が策定されている。ここでは、次の3つの施策コンセプトが示されている。

① 都市の活性化や都市生活の快適化に貢献する交通へ

この中の施策の一つに、高速性・定時性を備えた「経済インフラ」整備があり、その主な取組として、広島高速道路の整備（広島高速1号線延伸、2号線、3号線、5号線）、広島高速道路関連道路の整備（広島南道路、矢賀間所線、矢賀大州線、東雲線、温品二葉の里線）、近隣市町に連絡する広域連絡幹線道路の整備（国道2号：広島南道路、東広島バイパス・安芸バイパス及び関連街路、国道54号：可部バイパス、佐東拡幅等）が列挙されている。

② 都市の魅力づくりに貢献する交通へ

この中の施策の一つに、「行きよい」都心づくりのための交通環境の整備があり、都心を通過するだけの自動車交通を迂回させるために、広島高速道路の整備（広島高速 2 号線、3 号線）、一般国道の整備（広島南道路（平面部））などに取り組むとしている。

③ 都市経営の効率化に貢献する交通へ

この中の施策の一つに、交通需要マネジメントの重視があり、主な取組の一つに、パーク・アンド・ライド用の駐車場の充実がある。

c 広島市の都市計画道路の整備状況

都市計画道路とは、都市計画法に基づいて、あらかじめルート・幅員などが決められた都市の骨格となり、街づくりに大きく係わる道路のことをいう。この都市計画道路の種類は、次の 4 種類がある。

① 自動車専用道路

都市高速道路等、専ら自動車の交通の用に供する道路のことをいう。

② 幹線街路

都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路のことをいう。

③ 区画街路

地区内における宅地の利用に供するための道路のことをいう。

④ 特殊街路

専ら歩行者、自転車、都市モノレール等、自動車以外の交通の用に供する道路のことをいう。

広島市では、延長約 418km（146 路線）の都市計画道路が計画決定されている。このうち、整備済延長は約 284km、整備率は 67.9%になっている。また、用地取得を含め工事に着手している事業中の延長は約 44 km、全く工事等に着手できていない未着手延長は約 90km になっている。（平成 17 年 3 月末現在）

計画延長		418 km			
整備済延長	284 km	事業中延長	44 km	未着手延長	90 km
(整備率	67.9 %)	(10.6 %)		(21.5 %)	

なお、広島市では、前記のように、道路関連予算が逡減していることを主要因として、都市計画道路の路線ごとの整備状況を見ると、事業が長期化している路線が多い。現在整備中の主要路線につき、整備計画と進ちょく状況を示すと次のようになる。

区分	路線名	全 体 計 画			平成19年度末の進捗率見込(%)	平成20年度事業費	平成21年度以降残事業費
		事業期間	延長幅員	総事業費			
広島高速道路 関連公共事業	矢賀間所線 (府中仁保道路関連)	平成8年度～ 平成21年度	650m 30～60m	88億円	98.8%	8,600万円	1,800万円
	矢賀大州線 (府中仁保道路関連)	平成8年度～ 平成22年度	1,000m 20～51m	144億円	79.5%	16億7,000万円	12億8,300万円
	東雲線 (府中仁保道路関連)	平成11年度～ 平成21年度	180m 11m	25億円	51.9%	4億7,800万円	7億2,400万円
	広島南道路(Ⅱ期)	平成11年度～ 平成25年度	7,200m 19m	305億円	34.3%	14億円	198億6,400万円
	渡河部	平成19年度～ 平成25年度	1,300m 19m	140億円	1.0%	2億円	136億6,000万円
	その他	平成11年度～ 平成25年度	5,900m 19m	165億円	62.4%	12億円	61億8,900万円
	拠点地区を連絡 する街路の整備	中広宇品線 (2工区)	平成11年度～ 平成20年度	1,320m 36m	83億円	94.1%	4億6,200万円
中筋温品線		平成12年度～ 平成20年代後半	2,070m 14～47m	236億円	24.9%	3億3,800万円	173億8,600万円
中筋温品線 (1工区)		平成12年度～ 平成20年代後半	1,280m 14～45m	156億円	16.2%	1億4,500万円	129億3,400万円
中筋温品線 (6工区)		平成12年度～ 平成20年代後半	790m 19～47m	80億円	41.9%	1億9,300万円	44億5,200万円
霞庚午線 (8・9工区)		平成10年度～ 平成20年代後半	1,360m 30m	172億円	48.6%	1億9,740万円	86億3,500万円
長東八木線 (3工区)		平成14年度～ 平成20年代後半	1,030m 22～25m	62億円	18.0%	1億8,800万円	48億9,400万円
良好な市街地を 形成する 街路の整備	西原山本線 (2工区)	平成9年度～ 平成20年代前半	714m 16m	30億円	70.3%	1億5,400万円	7億3,600万円
	駅前線	平成8年度～ 平成20年代前半	977m 14m	50億円	47.1%	1億3,500万円	25億1,100万円
	畑口寺田線外1 (1工区)	平成8年度～ 平成20年度	767m 18m	46億7,000万円	98.1%	8,400万円	—
	吉島観音線外1	平成7年度～ 平成20年代前半	1,190m 20～30m	93億円	81.4%	4,340万円	16億8,800万円
市街地整備等を 支援する 街路の整備	寿老地中地線 (11工区)	平成8年度～ 平成20年代後半	534m 16m	18億円	59.2%	2,100万円	7億1,300万円
	比治山東雲線	平成10年度～ 平成20年代後半	550m 25m	67億円	68.7%	5億620万円	15億9,100万円
	東雲大州線外1	平成10年度～ 平成20年代後半	570m 25～27m	55億円	0.5%	3億8,400万円	50億9,100万円
電線共同溝 の整備	段原蟹屋線外1	平成7年度～ 平成20年代前半	633m 25～32m	73億円	91.7%	1億2,300万円	4億8,400万円
	御幸橋三篠線	平成6年度～ 平成20年代前半	4,020m (地中化延長)	36億2,500万円	89.3%	9,500万円	2億9,200万円
道路と鉄道の連続 した立体交差化	東部地区連続 立体交差事業	平成5年度～ 平成30年代前半	広島市域分 1,900m	354億円	6.1%	3億円	329億7,300万円
合 計		18路線				66億6,500万円	

d 広島高速道路の整備計画

前述の「交通ビジョン推進プログラム」によれば、広島高速道路は、高速性・定時性を備えた「経済インフラ」として、また、都心を通過する自動車交通を迂回させる機能を有する道路として位置付けられている。この広島高速道路は、自動車専用道路（都市高速道路）として都市計画道路の一つになる。

広島高速道路の整備は、広島高速1号線（安芸府中道路）、広島高速2号線（府中仁保道路）、広島高速3号線（広島南道路）、広島高速4号線（広島西風新都線）、広島高速5号線（東部線）の5路線を基本計画路線としている。この5路線、延長約29kmを整備計画に位置づけ、平成25年度末までに段階的に完成させることとしている。

○各路線の概要

道路名 項目	広島高速 1 号線 (安芸府中道路)	広島高速 2 号線 (府中仁保道路)	広島高速 3 号線 (広島南道路)	広島高速 4 号線 (広島西風新都線)	広島高速 5 号線 (東部線)
区間	東区福田町から 東区温品二丁目	東区温品町から 南区仁保沖町	南区仁保沖町から 西区観音新町四丁目	西区中広町一丁目から 安佐南区沼田町大字大塚	東区温品町から 東区二葉の里三丁目
延長 (供用延長)	6.5km (6.5km)	5.9km (-)	7.7km (2.6km)	4.9km (4.9km)	4.0km (-)
車線数	4 車線	4 車線 ・ 2 車線 (東雲～仁保)	4 車線 ・ 2 車線 (宇品～観音)	4 車線	2 車線 (全線)
設計速度	60km/h	60km/h	80km/h ・ 60km/h (宇品～観音)	60km/h	60km/h
完成予定年度	平成18年10月 供用済	平成21年度	平成25年度 (宇品～吉島は平成21 年度) (仁保J.C.T.～宇品間 は平成12年3月供用済)	平成13年10月 供用済	平成24年度

また、東部線 II 期（仮称）、南北線（仮称）、草津沼田道路（仮称）の 3 路線については、計画熟度の高まりに応じて、整備に取り組むこととしている。

東部線 II 期（仮称）：広島駅北～広島高速 4 号線

南北線（仮称）：東部線 II 期（仮称）～広島高速 3 号線

草津沼田道路（仮称）：広島高速 3 号線～広島高速 4 号線

※ 次図（凡例○○○○）の「計画検討路線」である。



(注) 上図は、広島高速道路公社ホームページより引用

このような都市高速道路整備を行うことを目的として広島高速道路公社を設立している。

(イ) 広島高速道路公社

a 概要

自動車専用道路網の整備には多額の資金が必要となる。この資金を限られた財源（税金）により賄おうとする場合、一時期に多くの資金をその建設に充てることが困難であ

るため、完成までに相当の期間を要することとなる。そこで、建設省（現国土交通省）、広島県及び広島市では、これらの道路網を効率的にかつ早期に整備していくために有料道路制度を活用し、指定都市高速道路として整備することとした。

広島高速道路公社（以下「公社」という。）は、この指定都市高速道路（広島高速道路）の整備主体として、平成9年6月3日、地方道路公社法に基づき広島県と広島市の共同出資により設立された。指定都市高速道路を整備する地方道路公社としては、名古屋、福岡・北九州に次いで全国で3番目の設立となる。

指定都市高速道路とは、大都市圏及びその周辺地域で一つのネットワークとして機能する自動車専用道路をいう。指定都市高速道路を構成する各路線の整備費用は道路網全体の料金収入で賄うこととしている。名古屋、福岡、北九州でも整備が進められており、その一部は既に供用されている。

b 資金調達

広島高速道路は県・市からの出資金と、国・金融機関からの借入金等で建設され、通行料金収入で一定期間内に出資金・借入金等を返済することになっている。

(a) 出資金

広島県・広島市（設立団体）からの出資金で公社の基本財産にあたるものになる。これは将来、各借入金の返済を終えた後、返還することになっている。平成9年度に設立し、その後の各年度における広島市の出資額及び出資金残高は次のようになっている（広島市は50%出資）。

（単位：百万円）

年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
出資額	5,813	1,392	1,708	2,334	2,525	2,085	2,363	3,619	2,721	2,546	3,533
出資金残高	5,813	7,205	8,913	11,247	13,772	15,857	18,219	21,838	24,559	27,105	30,638

（注）百万円未満を四捨五入しており、増加合計と残高の数値は一致しない場合がある。

公社が借入金の返済を行うことができなかった場合、出資金は回収不能な不良資産になる可能性がある。

(b) 無利子貸付金

有料道路整備のための資金として国（社会資本整備特別会計）から無利子で貸付を受け、20年で償還するものである。

資金調達に際しては、広島県・広島市が債務保証を行っており、公社の償還計画が予定どおり行われない場合には、広島県・広島市が返済の肩代わりを行うことが必要になる可能性がある。

(c) 特別転貸債

広島県・広島市が地方債として財務省から借り入れ、公社に転貸するもので、20年で償還するものである。

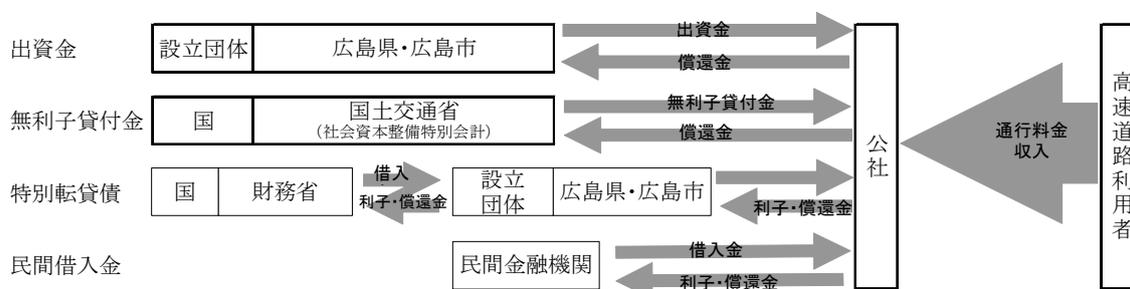
公社の償還計画が予定どおり行われず場合には、広島県・広島市が返済資金を負担することになる。

(d) 民間借入金

公社が、公営企業金融公庫、市中銀行等から調達するものである。

資金調達に際しては、広島県・広島市が債務保証を行っており、公社の償還計画が予定どおり行われず場合には、広島県・広島市が返済の肩代わりを行うことが必要になる可能性がある。

主な資本金フロー



(注) 広島高速道路公社ホームページより引用

広島市が行っている債務保証額及び広島市が公社に行っている貸付金の推移は次のとおりである。平成19年度の債務保証残高及び貸付金残高の合計額は1,006億円にのぼり、広島市の歳入総額が5,000億円程度であることを考えても、大きな金額である。

(単位: 百万円)

借入先		H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
国 (広島市債務保証額)	増減	8,566	1,987	2,423	3,419	3,665	2,749	3,075	4,716	3,241	2,890	3,961
	残高	8,566	10,553	12,976	16,396	20,061	22,810	25,885	30,601	33,842	36,732	40,694
広島市	増減	0	8,044	1,688	2,183	2,883	3,818	3,613	3,376	3,039	2,315	5,539
	残高	0	8,044	9,731	11,914	14,796	18,614	22,226	25,602	28,641	30,956	36,495
公営企業金融公庫 (広島市債務保証額)	増減	0	0	0	508	668	335	553	810	610	592	693
	残高	0	0	0	508	1,175	1,510	2,063	2,873	3,483	4,075	4,768
市中銀行 (広島市債務保証額)	増減	5,200	987	1,153	1,346	1,055	1,068	1,193	1,739	1,237	1,496	△ 2,747
	残高	5,200	6,187	7,340	8,686	9,741	10,809	12,002	13,741	14,978	16,474	13,727
市場公募債 (広島市債務保証額)	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000
	残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000
合計	増減	13,766	11,018	5,264	7,456	8,271	7,970	8,434	10,641	8,127	7,293	12,446
	残高	13,766	24,784	30,047	37,504	45,773	53,743	62,176	72,817	80,944	88,237	100,684

(注) 百万円未満を四捨五入しており、増減と残高の数値は一致しない場合がある。

c 決算状況

最近3年間の決算状況は次のようになっている。

●貸借対照表 (単位:百万円)

勘定科目	内容	金額		
		H18年3月31日	H19年3月31日	H20年3月31日
流動資産	現金・預金及び県・市等からの未収金	14,143	9,091	13,614
固定資産		223,367	248,264	278,848
事業資産				
道路	営業中の道路への投資額	(97,007)	(143,578)	(143,876)
事業資産建設仮勘定				
道路建設仮勘定	建設中の道路への投資額	(125,819)	(104,089)	(134,370)
有形固定資産	建物・車両・備品等の減価償却後の額	(500)	(559)	(557)
その他	敷金・電話加入権等	(41)	(38)	(45)
繰延資産	調査費等の額	297	267	253
資産合計		237,807	257,622	292,715
流動負債	短期借入金・未払金等	15,111	19,947	22,597
固定負債	国・県・市等からの借入金の残高等	161,390	167,964	191,293
特別法上の引当金等		12,070	15,380	17,416
償還準備金	供用区間の収支差の累計額	(7,766)	(9,329)	(10,868)
償還準備積立金	消費税還付金の累計額	(4,304)	(6,051)	(6,548)
基本金	県・市出資金の受入累計額	49,118	54,210	61,275
剰余金	負担金等の受入累計額	118	121	134
負債及び資本合計		237,807	257,622	292,715

(注) 百万円未満を四捨五入しており、表合計と合計の数値は一致しない場合がある。

●損益計算書 (単位:百万円)

勘定科目	内容	金額		
		自H17年4月1日 至H18年3月31日	自H18年4月1日 至H19年3月31日	自H19年4月1日 至H20年3月31日
経常収入		3,737	6,076	5,482
業務収入		3,367	3,565	3,897
道路料金収入	道路の通行料金収入	(3,344)	(3,516)	(3,848)
その他	道路占用料等の収入	(23)	(49)	(49)
受託業務収入	国土交通省等からの受託業務に係る収入	138	758	1,056
業務外収益		232	1,753	529
消費税還付金収入		(230)	(1,747)	(497)
受取利息等の収入		(2)	(6)	(32)
経常費用		3,737	6,073	5,468
事業資産管理費				
道路管理費	営業中の道路の維持、修繕、管理の費用	922	987	1,135
一般管理費		123	143	131
一般管理費	営業中の道路の管理に係る人件費等	(97)	(100)	(97)
その他	車両・備品等の減価償却費等	(26)	(43)	(34)
引当金等繰入		1,820	3,310	2,035
償還準備金繰入	収益と費用の差額	(1,590)	(1,563)	(1,538)
償還準備積立金繰入	消費税還付金	(230)	(1,747)	(497)
受託業務費	国土交通省等からの受託業務に要する費用	138	758	1,056
業務外費用	借入金の利息等で、営業中の道路にかかるもの	734	875	1,111
当期利益金	償還準備金対象分でない給与・手当戻入等	0	3	14

(注) 百万円未満を四捨五入しており、表合計と合計の数値は一致しない場合がある。

貸借対照表の償還準備金とは、営業中の道路から生じる毎事業年度の収支差（収益と費用の差）を積み立てたものである。これは、毎年の収入から費用を差引いた差額を繰入処理して累積したものである。民間企業という利益（黒字）とは性格が異なっている。

この償還準備金方式は、借入金の円滑な返済状況を示す方法として全国の地方道路公社で採用されている会計処理であり、一般の企業が採用している会計処理とは相違している。

地方道路公社は継続企業ではないと位置付けられているため、事業資産の減価償却は行っていない。出資金及び長期借入金は道路建設のために投入され、営業中の道路は事業資産に計上されることになる。この結果、事業資産計上額は出資金及び長期借入金として資金調達した金額が示されることになる。

営業中の道路からの収入は、損益計算書に計上される。一方、費用はこの収入に対応するものが計上される。したがって、借入金の支払利息は営業中の道路にかかるもののみが計上されることになる。収入と費用の差額を償還準備金繰入として計上している。この結果、損益計算書は、営業中の道路にかかるキャッシュ・フローの状況が示されることになる。

このため、建設自体が遅延するような場合、増加する利息の額は建設費に含まれ、将来の料金収入により回収されることになるが、当初の建設費見込みにより、計画は策定されている。

広島高速道路の整備に当たり、広島高速3号線I期、4号線、5号線については、広島市の一般道路事業との合併施行による整備（指定都市高速道路として供用する路線整備費用の一部を市の一般会計予算が負担する。）を行っている。

広島市との合併施行により実施した広島高速3号線I期、4号線の事業は、公社が広島市からの受託事業として実施し、当該事業の実施に要した支出相当額を受託収入として広島市から収受することになる。上記の損益計算書では、「受託業務収入」と「受託業務費」に含まれることになる。

なお、第3の相違点として指摘するとすれば、民間企業では、建設中か完成後かを問わず、利益を産まないと判断された資産は減損されるなど、将来キャッシュ・フローを基準とした時価での評価を求められる。これに対し、公社では、過去の支出額に基づく会計処理のみを行う。このため、将来収入で賄うべき事業と位置付けられているにもかかわらず、事業予測に基づく資産評価を毎年実施することまでは求められていない。

d 償還財源

平成9年度以降の計画と実績を対比させると次表のようになる。平成12年度整備計画見直しに伴い作成された計画では、償還準備金繰入は計画に比し実績が大きく下回っている。その後、平成17年度（平成18年2月）に整備計画の見直しが行われ、最近3年間は償還準備金繰入の実績は計画に対し100%を上回る数値になっている。

(単位：百万円)

			H9年度	H10年度	H11年度	H12年度 計画見直し	H13年度	H14年度 包括外部監査	H15年度	H16年度	H17年度 計画見直し	H18年度	H19年度		
経常収益	料金収入等	計画 ①	594	1,216	1,197	2,061	2,764	4,014	4,480	8,363	3,215	3,215	3,996		
		実績 ②	582	1,158	1,169	1,507	2,082	2,858	3,118	3,266	3,370	3,569	3,915		
		差異 ③	△ 12	△ 58	△ 28	△ 554	△ 682	△ 1,156	△ 1,362	△ 5,097	155	354	△ 81		
		達成率 ④=②/①×100	98.0%	95.2%	97.7%	73.1%	75.3%	71.2%	69.6%	39.0%	104.8%	111.0%	98.0%		
	1日当たり通行台数 (単位：台/日)	計画 ⑤	13,905	14,233	28,261	28,588	39,483	41,400	46,500	63,000	31,500	31,500	37,900		
		実績 ⑥	13,666	13,696	20,904	18,603	26,750	28,432	30,514	31,645	32,391	33,429	34,517		
		差異 ⑦	△ 239	△ 537	△ 7,357	△ 9,985	△ 12,733	△ 12,968	△ 15,986	△ 31,355	891	1,929	△ 3,383		
		達成率 ⑧=⑥/⑤×100	98.3%	96.2%	74.0%	65.1%	67.8%	68.7%	65.6%	50.2%	102.8%	106.1%	91.1%		
		経常経費	管理費	計画	199	329	467	740	1,005	1,436	1,568	2,147	1,136	1,146	1,347
				実績	175	358	389	604	768	1,076	1,042	1,020	1,045	1,130	1,266
差異	△ 24			29	△ 78	△ 136	△ 237	△ 360	△ 526	△ 1,127	△ 91	△ 16	△ 81		
借入利息	計画		218	436	185	660	729	1,079	1,064	2,758	772	740	1,196		
	実績		89	233	218	572	668	872	760	723	734	875	1,111		
	差異		△ 129	△ 203	33	△ 88	△ 61	△ 207	△ 304	△ 2,035	△ 38	135	△ 85		
計	計画		417	765	652	1,400	1,734	2,515	2,632	4,905	1,908	1,886	2,543		
	実績		264	591	607	1,176	1,436	1,948	1,802	1,743	1,779	2,006	2,377		
	差異		△ 153	△ 174	△ 45	△ 224	△ 298	△ 567	△ 830	△ 3,162	△ 129	120	△ 166		
償還準備金繰入	計画 ⑨		177	451	545	661	1,030	1,499	1,848	3,458	1,307	1,329	1,453		
	実績 ⑩	318	567	562	331	646	910	1,316	1,522	1,590	1,563	1,538			
	差異 ⑪	141	116	17	△ 330	△ 384	△ 589	△ 532	△ 1,936	283	234	85			
	達成率 ⑫=⑩/⑨×100	179.7%	125.7%	103.1%	50.1%	62.7%	60.7%	71.2%	44.0%	121.7%	117.6%	105.9%			

(注) 上記の計画数値は次の数値を使用している。

H9年度・H10年度は、料金認可 (H9年9月)

H11年度～H13年度は、料金認可 (1・3号線はH12年2月、4号はH13年9月)

H14年度～H16年度は、整備計画 (第1回変更H12年9月)

H17年度～H19年度は、整備計画 (第2回変更H18年2月)

(注) 料金収入等の実績数値には、業務外収益の一部 (受取利息、雑益等) が含まれている。

このため、公社が作成している損益計算書の業務収入とは相違している。

(注) 百万円未満を四捨五入している。

最近3年間、償還準備金繰入の計画に対する達成率は100%以上になっているものの、償還財源で最も重要になる料金収入には将来を危惧すべき兆候が生じている。

平成17年度・平成18年度の収入実績は、計画数値に対し100%以上の実績率になっているものの、平成19年度は計画に対し、8,071万円の未達になっている (達成率98%)。さらに償還準備金繰入の計画に対する達成率は平成17年度から平成19年度までの3年間で年々低下するという事態が生じている。

最近3年間の路線別通行台数は次のようになっている。

(単位：台)

		自H17年4月1日 至H18年3月31日	自H18年4月1日 至H19年3月31日	自H19年4月1日 至H20年3月31日
年間通行台数	広島高速1号線	4,376,711	4,623,388	5,070,545
	広島高速3号線	2,328,095	2,286,630	2,204,747
	広島高速4号線	5,117,920	5,291,448	5,357,904
	合計	11,822,726	12,201,466	12,633,196
一日当たり通行台数	広島高速1号線	11,991	12,667	13,854
	広島高速3号線	6,378	6,265	6,024
	広島高速4号線	14,022	14,497	14,639
	合計	32,391	33,429	34,517

広島高速 3 号線の通行台数が年々減少していることがわかる。広島高速 3 号線の利用が低迷していることが、一日当たり通行台数の達成率を低下させる原因の一つになっていると考えられる。

公社が平成 15 年に作成した「広島高速道路整備プログラムの見直しについて（中間報告）」では、広島高速道路完成時の交通量を一日当たり 9 万 6 千台とし、平成 17 年度の整備計画変更では、平成 26 年度（ネットワーク完成初年度）は一日当たり約 10 万 1 千台としている。一日当たり 10 万 1 千台の通行台数は、平成 19 年度（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日）の一日当たりの通行台数の約 2.9 倍の通行台数になる。

現在、広島高速 2 号線及び広島高速 5 号線は建設中であり、広島高速 3 号線も一部区間しか開業していないため、想定通行台数について断定的なことを論じることはできないが、上記のように広島高速 3 号線の通行台数が年々減少している現実から考えた場合、広島高速 3 号線の通行台数がどの程度になるかが、大きなポイントになるものと思われるが、実績に比べると、達成見通しの合理性にはやや疑問を残すところである。

イ 決定過程の検証

(ア) 重点整備道路

広島市は、国道 2 号：広島南道路、東広島バイパス・安芸バイパス、国道 54 号：可部バイパスを重点整備道路としている。

広島南道路は、都心を通過する自動車交通を迂回させるための道路になる。広島市を東西に横切る幹線道路は、国道 2 号と霞庚午線があり、これに続く第三の幹線道路になる。

東広島バイパス・安芸バイパスは、東広島市八本松町から広島県安芸郡海田町南堀川町に至る延長 17.3km の国道 2 号バイパスであり、広島南道路とともに地域高規格道路東広島廿日市道路を構成する路線である。全線開通されると、瀬野駅前の激しい渋滞が緩和されるものと見込まれる。

可部バイパスは、国道 54 号沿道の広島市北部地域の急激な宅地化による、人口増加に伴う通勤・通学交通増加による慢性的な交通渋滞を解消させることを目的にした道路になる。新太田川橋から上根バイパスを結ぶ延長約 9.7km の 4 車線のバイパスとして計画されている。

これら 3 路線は、前述の「交通ビジョン推進プログラム」で効果的・効率的な交通政策を実施する道路として取上げられている。

(イ) 広島南道路の概要

a 事業区間

広島南道路は、広島県安芸郡海田町日の出町から廿日市市地御前に至る延長 23.3km の道路である。路線のほとんどは広島湾沿いを走る湾岸道路である。この広島南道路は、東広島バイパスと広島岩国道路に接続し、広島市と周辺都市を連絡するとともに、都市

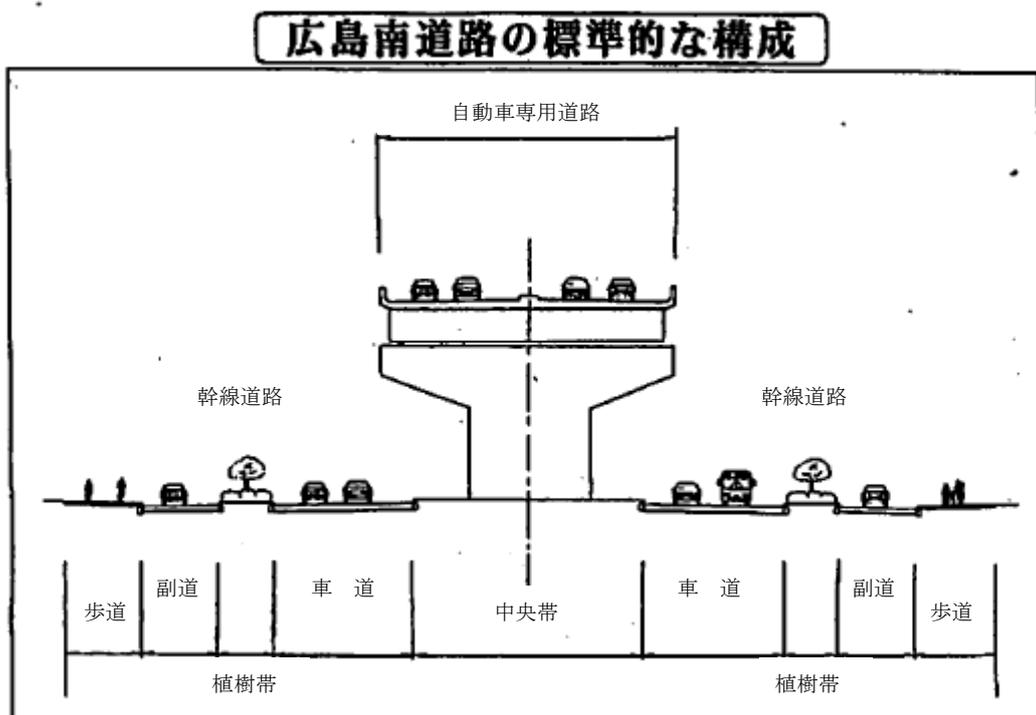
交通の円滑化に寄与する東西方向の主要幹線道路と位置付けられている。

b 標準的構造

広島南道路は、一般道路部と自動車専用道路部から構成されている。それぞれの道路幅は、次のようになっている。

場所	一般道路部	自動車専用道路部
広島市街地区	60m	18.75m
廿日市地区	40m	19.5m
海田地区	40m	19.5m

それぞれの自動車専用道路部は、道路の中央に高架式で建設する計画になっている。廿日市地区及び海田地区の一般道路部には、片側 2 車線の車道、植樹帯、自転車道・歩行者道が計画されている。広島市街地区の一般道路部は、片側 2 車線の車道、植樹帯は同一であるが、その外側に副道、自転車道、植樹帯、歩行者道が計画されている。このため、広島市街地区の一般道路部は、他地区より 20m 前後広くなり、全体の道路幅は約 60m で計画されている。この広島市街地区の標準的構成を示すと次図のようになる。



c 建設費用の負担者

広島南道路は、指定区間（直轄区間）に該当するため、「直轄負担金」として建設費用の 3 分の 1 を負担することが必要になる（上図の中央帯以外の平面部分）。

広島市街地区の自動車専用道路部の平面部分の用地（上図の中央帯部分）は、広島市が取得費用を負担することになっている。広島市が買収した面積と金額は次のようになっている。なお、平成19年度末における用地買収の進捗は、出島・吉島地区は約100%、江波地区は約50%、観音地区は0%（平成20年度から実施）になっている。

（単位：百万円）

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	合計
面積(m ²)	2,678.47	4,343.45	4,226.07	4,773.16	2,869.74	617.36	412.47	1,101.61	4,054.55	25,076.88
用地費	612	991	1,089	1,018	563	110	101	166	565	5,215
補償費	322	992	1,041	923	811	22	52	215	420	4,798
合計	934	1,983	2,130	1,941	1,374	132	153	381	985	10,013

（注）百万円未満を四捨五入している。

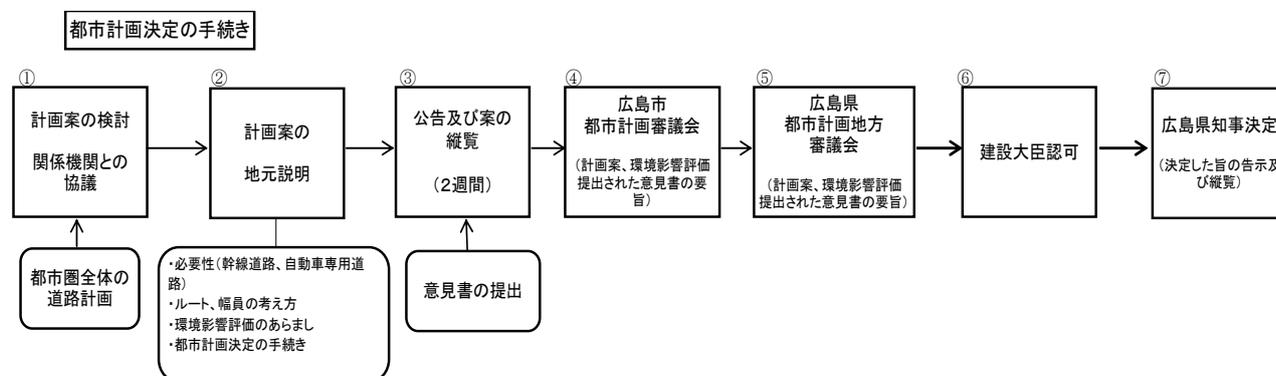
自動車専用道路の高架道路の建設は、太田川放水路渡河部を除き公社が行うことになっている。

なお、太田川放水路渡河部の自動車専用道路の建設は、広島市が公共事業により整備することになっている。

（ウ） 広島南道路の都市計画決定

a 都市計画決定の手続

広島南道路都市計画決定時の手続は、次のような流れで行われている。



b 広島南道路の都市計画決定

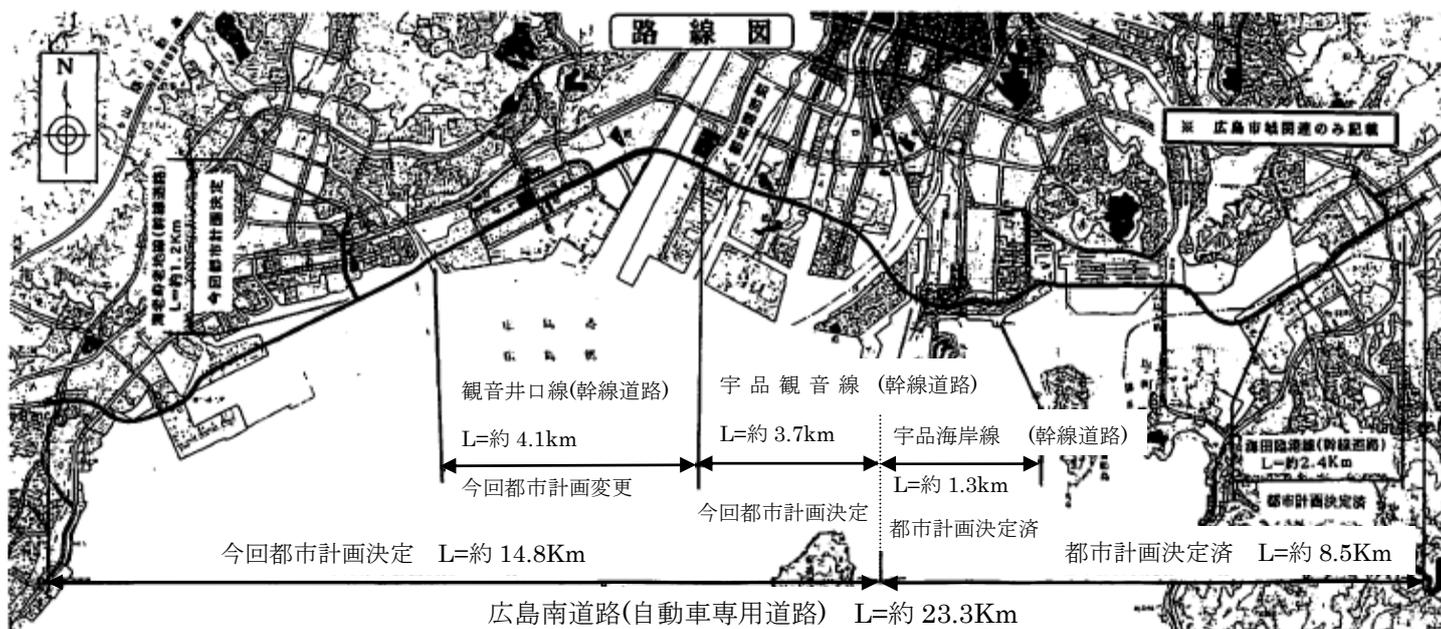
広島南道路の内、都市高速道路部分（自動車専用道部分）の都市計画決定は次のように行われている。

区間	延長	都市計画決定	都市計画変更
海田～宇品間	約 8.5km	昭和 63 年 11 月	
宇品～廿日市間	約 14.8km	平成 9 年 5 月	平成 19 年 7 月

※ これらの内、広島市域内は、約 15.6km である。

広島南道路の内、幹線街路部分（平面部分）の都市計画決定は次のように行われている。

区間	延長	都市計画決定	都市計画変更
宇品海岸線	約 1.3km	昭和 63 年 11 月	
宇品観音線	約 3.7km	平成 9 年 5 月	平成 19 年 7 月
観音井口線	約 4.1km	平成 9 年 5 月	平成 19 年 7 月



c 広島南道路の道路幅の決定

広島市街地区の道路幅は、前述のように約 60m になっている。この道路幅の素案は、前述の都市計画決定の流れでいうと、最初の①「計画案の検討、関係機関との協議」で作成されている。この素案作成段階では、国、広島県、広島市が対等の立場で協議を行っている。

広島南道路は、自動車専用道路部分が高架式の自動車専用道路とされていることが基本になっている。この自動車専用道路部分の道路幅は、約 20m になっている。このような高架式自動車専用道路であって、夜間に相当の重交通が見込まれる場合には、沿線の生活環境を保全するための道路部分として、植樹帯、路肩、歩道、副道等（これらのことを「環境施設帯」という。）として、高架道路の各側の車道端から幅 20m の土地を道路用地として取得することとされている（昭和 49 年 4 月 10 日都市局長・道路局長通達）。

この結果、高架式自動車専用道路（幅約 20m）とこれの両側の環境施設帯（幅 40m = 幅 20m × 2）の合計で、広島市街地区の一般道路部の道路幅約 60m の素案が作成されている。

この素案を基本にした環境アセスメントが行われ、最終報告書は「広島南道路環境影

響評価書」として、平成9年4月に広島県都市計画地方審議会に諮問されている。審議会はこの最終報告書を参考に、都市計画決定されることが適当と認める旨の答申を行い、その後、県が建設大臣認可の申請を行っている。

広島南道路の形状に類似した道路としては、祇園新道(国道54号バイパス)がある。祇園新道の中央分離帯の高架上に新交通システム(アストラムライン)を建設し、環境施設帯として副道、植樹帯を設置しており、標準的な幅員は約50mになっている。アストラムライン利用者低迷原因の一つに、「祇園新道等の新たな幹線道路が整備されたことに伴い、交通許容量が増加し、交通処理能力が高まったことにより、道路交通において、大幅に渋滞が緩和されたこと」(「アストラムライン経営健全化計画の発展的見直し」平成15年11月より引用)が挙げられている。

広島南道路よりも狭い幅員50mであり、中央分離帯にアストラムライン用の高架が設置され、平面部分しか利用していない祇園新道の存在が、渋滞を大幅に緩和させたとの記述は注目すべき事実である。

なお、都市の道路を分類すると次のようになる。

- ① 自動車専用道路：比較的長い距離の交通を処理するため、設計速度を高く設定し、車両の出入制限を行う自動車専用道路。
- ② 主要幹線道路：都市間交通や通過交通などの比較的長い距離の交通を大量に処理するための道路。
幅員は概ね30m～50m(祇園新道はこれに該当する。)
- ③ 幹線道路：都市全体に網状に配置され、都市の骨格や近隣住区を形成する道路。
幅員は概ね20m～40m
- ④ 補助幹線道路：近隣住区と幹線道路とを結ぶ道路で、近隣住区での幹線道路としての機能を果たす道路。
幅員は概ね13m～20m
- ⑤ 区画道路：沿道住宅へのサービスを目的とし、密に配置される道路。
幅員は概ね13m未満

広島南道路の幅員は約60mであり、主要幹線道路の標準的な幅員より10m～30m狭くなっている。「道路環境保全のための道路用地の取得及び管理に関する基準について」(昭和49年4月10日都市局長・道路局長通達)及び環境アセスメントを参考に幅員を決定したとはいえ、広島市の道路では他に例がない幅員になっているといえる。

<参考>

「道路環境保全のための道路用地の取得及び管理に関する基準について」(昭和49年4月10日都市局長・道路局長通達)

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域又はその他の地域にあって、住宅の立地状況その他土地利用の実情を勘案し、良好な住居環境を保全する必要があると認められる地域を通過

する幹線道路については、当該幹線道路の各側の車道端から幅 10m の土地を道路用地として取得するものとする。

ただし、幹線道路が自動車専用道路であって、次の i) 又は ii) のいずれか一つに該当し、かつ夜間に相当の重交通が見込まれるものについては、当該幹線道路の各側の車道端から幅 20m の土地を道路用地として取得するものとする。

なお、この場合において建築物の不燃堅牢化が進んでいる地域については、これを幅 10m とするものとする。

i) 当該幹線道路の構造が切土又は盛土であること

ii) 当該幹線道路の構造が高架（他の道路の上部に設けられる場合に限る。）であること

また、地形の状況その他の特別の理由により、やむを得ない場合においては、上記の値によらないことができるものとする。

ウ 事業実施方法の検証

(ア) 都市計画道路の見直し

a 都市計画道路の見直しの必要性

都市計画道路は、円滑な都市交通を確保し、良好な都市環境を形成するために、あらかじめルートや幅員などを定め、都市施設として都市計画に位置付けられた道路である。この道路の予定区域内では、将来の整備を円滑に行うために、建築物を建てることに対して、一定の制限が課されている。

都市計画決定から長く時間が経過した路線については、その間に社会経済情勢が大きく変化し、当初決定時の必要性・位置付けに変化が生じていることも考えられる。

このため、長期間、事業に着手していない都市計画道路について、その必要性等を検証し、廃止を含めた見直しを行うことが必要となる。

b 見直し方法

広島市では、見直しにあたっての基本的な考え方となる「都市計画道路見直しの基本方針」が平成 18 年 1 月に策定され、その後、これに基づき以下の手順により見直し検討が行われている。なお、ここでは事業に着手していない区間延長約 90km のうち、幹線街路で当初決定から 20 年以上事業に着手していない区間延長約 61km（35 路線）が検討対象路線になっている。広島南道路の平面部分（広島市域内の未整備区間）は平成 9 年度に計画決定されているため、また、広島南道路の高架部分である広島高速道路は自動車専用道路であるため、検討対象路線には含まれないことになる。



(注) 「都市計画道路見直し素案」を作成しました！（広島市のホームページ）より引用

c 今後の方向性

広島市では、平成19年7月に「都市計画道路見直し素案」を作成している。この素案は、見直しの基本方針に基づいて、道路の機能や役割などの観点から広島市が客観的に評価して作成した素案（たたき台）になっている。

今後、この素案において、「廃止する方向で協議・検討する路線」及び「縮小変更する方向で協議・検討する路線」と分類した路線について、説明会の開催などにより、地権者をはじめ地区の皆様の意見を幅広く聴き、概ねの合意が得られた段階で、速やかに都市計画変更の手続に入ることになっている。

(i) 広島高速道路公社の償還計画

公社は、平成9年度に設立後次のような経緯をたどっている。

- 平成9年6月3日 広島高速道路公社設立
- 平成9年9月5日 広島高速1号線から4号線までの4路線で当初の整備計画の許可
(延長27.1km、概算事業費3,500億円、平成21年度完成)
- 平成12年9月25日 広島高速5号線を追加し、5路線で第1回目の変更整備計画の許可
(延長31.1km、概算事業費4,600億円、平成21年度完成)

平成12年度に第1回目の整備計画の見直しが行われており、そこで作成された償還計画は次のようになっている。

料金徴収期間は45年、資金調達した4,600億円は、35年間余りで償還する計画になっている。平成53年度には、出資金を含む資金調達額のすべてが償還される計画になっている。この償還計画の料金収入の基礎になる通行量は、平成53年度まで毎年増加し続けることが前提になっている。

平成12年度 整備計画の見直しに伴い作成された償還計画

供用年度(全線)	H22	換算起算日	H17.12.9	4路線土東部線(1期):4,600億円
供用延長(km)	31	償還完了日	H53.12.8	料金 均一500円
事業費(億円)	4,600	償還期間	35年11か月30日間	償還期間 36年0か月
交通量(台/日)	H22 133,300	料金(円)		

(単位:百万円)

年次	年度	収入					料金収入	合計	支出						収支差	累積収支差	未償還金残高	
		出資金	貸付金	特別転貸債	民間資金	計			建設費	管理費	消費税	借入金元金	返済金利息	合計				
1	H9	11,626	17,132	15,907	10,400	55,065	582	55,647	54,960	175	△ 1,167		125		54,093	1,554	1,554	
2	H10	2,785	3,974	3,164	1,974	11,897	1,158	13,055	11,494	358	△ 295		633		12,190	865	2,419	55,065
3	H11	3,416	4,846	3,736	2,305	14,303	1,160	15,463	13,839	431	△ 219		720		14,771	692	3,111	66,962
4	H12	4,922	7,264	6,785	4,444	23,415	1,449	24,864	22,944	759	△ 735	312	1,040		24,320	544	3,655	81,265
5	H13	5,615	8,245	7,535	4,905	26,300	1,466	27,766	25,682	829	△ 980	624	1,588		27,743	23	3,678	104,368
6	H14	11,350	16,390	13,850	8,810	50,400	4,014	54,414	49,448	1,298	△ 1,185	1,195	2,198		52,954	1,460	5,138	130,044
7	H15	11,882	17,290	15,158	9,750	54,080	4,480	58,560	52,093	1,412	△ 1,419	1,409	3,130		56,625	1,935	7,073	179,249
8	H16	11,440	16,400	13,360	8,400	49,600	8,363	57,963	48,069	1,821	△ 1,275	2,640	4,130		55,385	2,578	9,651	231,920
9	H17	10,860	15,580	12,740	8,020	47,200	11,757	58,957	44,874	1,840	△ 1,536	3,410	4,966		53,554	5,403	15,054	278,880
10	H18	10,246	14,780	12,426	7,890	45,342	11,880	57,222	42,207	1,859	△ 1,398	4,222	5,738		52,628	4,594	19,648	322,670
11	H19	6,290	9,810	11,310	7,790	35,200	15,131	50,331	33,572	2,425	△ 899	11,188	6,478		52,764	△ 2,433	17,215	363,790
12	H20	3,675	6,125	8,575	6,125	24,500	17,144	41,644	23,699	2,770	△ 364	8,444	6,978		41,527	117	17,332	387,802
13	H21	3,405	5,675	7,944	5,674	22,698	17,150	39,848	21,310	2,995	△ 256	10,513	7,343		41,905	△ 2,057	15,275	403,858
14	H22						21,694	21,694		3,458	900	14,399	7,498		26,255	△ 4,561	10,714	416,043
15	H23						22,006	22,006		4,077	886	16,660	7,134		28,757	△ 6,751	3,963	401,644
16	H24						22,274	22,274		4,102	897	22,273	6,682		33,954	△ 11,680	△ 7,717	384,984
17	H25						22,501	22,501		4,132	906	24,806	6,387		36,231	△ 13,730	△ 21,447	370,428
18	H26						22,694	22,694		4,464	900	24,972	6,310		36,646	△ 13,952	△ 35,399	359,352
19	H27						22,859	22,859		4,489	907	25,861	6,257		37,514	△ 14,655	△ 50,054	348,332
20	H28						23,000	23,000		4,518	912	26,733	6,217		38,380	△ 15,380	△ 65,434	337,126
21	H29						23,120	23,120		5,162	887	25,846	6,212		38,107	△ 14,987	△ 80,421	325,773
22	H30						23,222	23,222		5,640	869	24,699	6,197		37,405	△ 14,183	△ 94,604	314,914
23	H31						23,310	23,310		5,664	872	23,314	6,199		36,049	△ 12,739	△ 107,343	304,393
24	H32						23,384	23,384		6,121	855	17,127	6,227		30,330	△ 6,946	△ 114,289	293,823
25	H33						23,447	23,447		6,121	858	16,492	6,206		29,677	△ 6,230	△ 120,519	283,642
26	H34						23,502	23,502		6,121	860	14,741	6,166		27,888	△ 4,386	△ 124,905	273,380
27	H35						23,548	23,548		6,121	862	12,363	6,074		25,420	△ 1,872	△ 126,777	263,025
28	H36						23,587	23,587		6,121	864	9,890	5,919		22,794	793	△ 125,984	252,534
29	H37						23,621	23,621		6,121	866	7,522	5,691		20,200	3,421	△ 122,563	241,851
30	H38						23,649	23,649		6,121	867	5,164	5,396		17,548	6,101	△ 116,462	230,908
31	H39						23,673	23,673		6,121	868	3,293	5,024		15,306	8,367	△ 108,095	219,643
32	H40						23,694	23,694		6,121	869	1,838	4,597		13,425	10,269	△ 97,826	207,983
33	H41						23,712	23,712		6,121	870	538	4,124		11,653	12,059	△ 85,767	195,876
34	H42						23,727	23,727		6,121	871		3,602		10,594	13,133	△ 72,634	183,279
35	H43						23,740	23,740		6,121	871		3,051		10,043	13,697	△ 58,937	170,146
36	H44						23,751	23,751		6,121	872		2,475		9,468	14,283	△ 44,654	156,449
37	H45						23,761	23,761		6,121	872		1,875		8,868	14,893	△ 29,761	142,166
38	H46						23,768	23,768		6,121	873		1,250		8,244	15,524	△ 14,237	127,273
39	H47						23,776	23,776		6,121	873	1,947	598		9,539	14,237		111,749
40	H48						23,782	23,782		6,121	873	16,788			23,782			95,565
41	H49						23,786	23,786		6,121	874	16,791			23,786			78,777
42	H50						23,791	23,791		6,121	874	16,796			23,791			61,986
43	H51						23,795	23,795		6,121	874	16,800			23,795			45,190
44	H52						23,797	23,797		6,121	874	16,802			23,797			28,390
45	H53						16,411	16,411		4,221	602	11,588			16,411			11,588
合計		97,512	143,511	132,490	86,487	460,000	836,116	1,296,116	444,191	197,440	16,050	460,000	178,435		1,296,116			

(注)平成12年度 整備計画の見直しに伴い作成されたもの(平成11年度以前は実績値)

(注)平成11年度の料金収入には、雑収(9百万円)が含まれていない。

(ウ) 広島高速道路整備計画の見直し

その後、公社は平成18年2月3日に、広島高速1号線から5号線の事業費の変更及び工期の見直しを行い、第2回目の変更整備計画の許可を受けている。

a 見直しを行う背景

広島高速道路は、平成14年度末現在11.7kmを供用しており、平成14年度の実績交通量は1日平均28,432台であった。平成12年9月に策定した整備計画における計画交通量は、平成14年度では1日平均41,400台を見込んでいた。実績交通量は、計

画交通量の約 69%にすぎないものになっていた。

年度	通行台数 (台)	累計台数 (台)	日平均 (台)	開通延長 (km)	路線の供用開始等
9	2,487,150	2,487,150	13,666	4.2	
10	4,999,011	7,486,161	13,696	4.2	
11	5,012,718	12,498,879	20,904	6.8	H12.3.19 高速3号線仁保～宇品間2.6km
12	6,790,310	19,289,189	18,603	6.8	
13	8,252,196	27,541,385	26,750	11.7	H13.10.2 高速4号線中広～沼田間4.9km
14	10,377,729	37,919,114	28,432	11.7	

(単位：百万円)

			H9年度	H10年度	H11年度	H12年度 計画見直し	H13年度	H14年度 包括外部監査	H15年度	H16年度
経常収益	料金収入等	計画 ①	594	1,216	1,197	2,061	2,764	4,014	4,480	8,363
		実績 ②	582	1,158	1,169	1,507	2,082	2,858	3,118	3,266
		差異 ③	△ 12	△ 58	△ 28	△ 554	△ 682	△ 1,156	△ 1,362	△ 5,097
		達成率 ④=②/①×100	98.0%	95.2%	97.7%	73.1%	75.3%	71.2%	69.6%	39.0%
	1日当たり通行台数 (単位：台/日)	計画 ⑤	13,905	14,233	28,261	28,588	39,483	41,400	46,500	63,000
		実績 ⑥	13,666	13,696	20,904	18,603	26,750	28,432	30,514	31,645
		差異 ⑦	△ 239	△ 537	△ 7,357	△ 9,985	△ 12,733	△ 12,968	△ 15,986	△ 31,355
		達成率 ⑧=⑥/⑤×100	98.3%	96.2%	74.0%	65.1%	67.8%	68.7%	65.6%	50.2%
経常経費	管理費	計画	199	329	467	740	1,005	1,436	1,568	2,147
		実績	175	358	389	604	768	1,076	1,042	1,020
		差異	△ 24	29	△ 78	△ 136	△ 237	△ 360	△ 526	△ 1,127
	借入利息	計画	218	436	185	660	729	1,079	1,064	2,758
		実績	89	233	218	572	668	872	760	723
		差異	△ 129	△ 203	33	△ 88	△ 61	△ 207	△ 304	△ 2,035
	計	計画	417	765	652	1,400	1,734	2,515	2,632	4,905
		実績	264	591	607	1,176	1,436	1,948	1,802	1,743
		差異	△ 153	△ 174	△ 45	△ 224	△ 298	△ 567	△ 830	△ 3,162
	償還準備金繰入	計画 ⑨	177	451	545	661	1,030	1,499	1,848	3,458
		実績 ⑩	318	567	562	331	646	910	1,316	1,522
		差異 ⑪	141	116	17	△ 330	△ 384	△ 589	△ 532	△ 1,936
		達成率 ⑫=⑩/⑨×100	179.7%	125.7%	103.1%	50.1%	62.7%	60.7%	71.2%	44.0%

(注) 上記の計画数値は次の数値を使用している。

H9年度・H10年度は、料金認可 (H9年9月)

H11年度～H13年度は、料金認可 (1・3号線はH12年2月、4号はH13年9月)

H14年度～H16年度は、整備計画 (第1回変更H12年9月)

(注) 料金収入等の平成9年度～平成13年度の計画数値は、料金認可時の数値である。このため、「平成12年度 整備計画見直しに伴い作成された償還計画」の料金収入とは相違する場合がある。

(注) 料金収入等の実績数値には、業務外収益の一部 (受取利息、雑益等) が含まれている。このため、公社が作成している損益計算書の業務収入とは相違している。

(注) 百万円未満を四捨五入している。

平成12年度に見直しされた計画に対する実績の達成率は、平成16年度には料金収入等で39.0%、1日当たり通行台数で50.2%にすぎない状況になっている。上記の表か

らは、料金収入等の達成率、1日当たり通行台数の達成率とも年度が進行するにしながらって低下していることがわかる。

平成12年度の見直し後の整備計画では、広島高速1号線（延伸区間）が平成16年度に完成する予定になっている。工事の進ちょく状況が計画と相違する場合があるため、計画と実績数値は比較できないことが考えられる。

工事予定と実際の完成状況を対比させた場合、次の図のように平成13年度～平成16年度までの供用予定と平成16年度～平成19年度の供用状況が対応している。そこで、この対応する期間について料金収入と1日当たり通行量の計画と実績を比較してみることにした。

工事の進ちょく状況に対応する計画値と実際を対比させた場合でも、平成16年度の実績数値では料金収入等は100%を超えているものの、平成19年度の実績では、計画値に対し料金収入等で46.8%、1日当たり通行台数で54.8%にすぎない比率になっている。

なお、この修正した比較表においても、年度が進むにしながらって達成率が低下するという結果になっている。

平成12年度整備計画

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
広島高速1号線 (安芸府中道路)	部分供用			全線供用						
広島高速2号線 (府中仁保道路)	工事中						全線供用			
広島高速3号線 (広島南道路)	部分供用									全線供用
広島高速4号線 (広島西風新都線)	全線供用									
広島高速5号線 (東部線)	工事中							全線供用		

実際の状況

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
広島高速1号線 (安芸府中道路)	部分供用			全線供用
広島高速2号線 (府中仁保道路)	工事中			
広島高速3号線 (広島南道路)	部分供用			
広島高速4号線 (広島西風新都線)	全線供用			
広島高速5号線 (東部線)	工事中			

同一の供用区間での計画と実績の対比

(単位：百万円)

計画年度		H13年度	H14年度 包括外部監査	H15年度	H16年度
実績年度		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
料金収入等	計画 ①	2,764	4,014	4,480	8,363
	実績 ②	3,266	3,370	3,569	3,915
	差異 ③	502	△ 644	△ 911	△ 4,448
	達成率 ④=②/①×100	118.2%	84.0%	79.7%	46.8%
1日当たり通行台数 (単位：台/日)	計画 ⑤	39,483	41,400	46,500	63,000
	実績 ⑥	31,645	32,391	33,429	34,517
	差異 ⑦	△ 7,838	△ 9,009	△ 13,071	△ 28,483
	達成率 ⑧=⑥/⑤×100	80.1%	78.2%	71.9%	54.8%

(注) 上記の計画数値は次の数値を使用している。

H13年度は、料金認可(1・3号線はH12年2月、4号はH13年9月)

H14年度～H16年度は、整備計画(第1回変更H12年9月)

(注) 料金収入等の平成13年度の計画数値は、料金認可時の数値である。このため、「平成12年度 整備計画見直しに伴い作成された償還計画」の料金収入とは相違している。

(注) 料金収入等の実績数値には、業務外収益の一部(受取利息、雑益等)が含まれている。このため、公社が作成している損益計算書の業務収入とは相違している。

(注) 百万円未満を四捨五入している。

b 見直しの骨子

償還計画において最も重要になる交通量の平成14年度実績が計画(整備計画(第1回変更平成12年9月)の平成14年度計画値)に対し約69%にすぎない状況では、償還計画の達成は著しく困難になってしまう。そこで公社では、有料道路事業としての採算性を確保しつつ、広島高速道路5路線の全線早期ネットワーク化を実現させることを基本方針とし、整備計画の見直しを行っている。

整備計画見直しの骨子は、次のようになっている。

(a) 整備計画交通量の見直し

計画と実績の乖離状況、国の自動車交通の需要推計の公表を踏まえ、新たに公社で独自に広島高速道路交通量を試算する。

(b) 交通量見直しを踏まえた投資可能の見直し

有料道路事業の投資可能額は、次の算式で計算される。

投資可能額＝総料金収入－(借入金の利払い＋維持修繕費等の管理費)

交通量の見直しにより、料金収入見込額が減少することになるため、当然のこととして投資可能額は減少することになる。

投資額を抑え、早期ネットワーク化させるための暫定整備方針を次のように決定している。

- ・今後工事着手する区間については、本線を暫定2車線で整備を行う。
- ・利用交通量が相対的に少ない箇所、あるいは、他のランプ等により機能代替が

可能で、利用者にとって著しいサービス低下とならないものについて、早期ネットワーク化に合わせた整備を見送る。

(c) 完成時期の見直し

用地取得や工事の進捗状況等を勘案すると、事業中の4路線とも概ね2~3年遅れる見直しになる。広島高速道路のネットワーク化の完成は平成25年度となる見直しになる。

(d) 管理コストの見直し

次のような見直しを実施することで、収支計画で想定している将来の管理コストから、2割以上の削減を行う。

① 組織体制のスリム化

業務の効率化等により、将来的な公社組織体制を可能な限りスリム化させる。

② 管理・保全の将来計画の見直し

- ・ 料金徴収、交通管理等の委託の効率化を行う。
- ・ 施設の長寿命化や品質の向上を図る。
- ・ 現在の管理実績値をベースとした諸費用の見直しを行う。

c 見直し後の整備計画

見直し後の概要及び整備計画変更路線図は次のとおりである。

広島高速道路の整備計画変更について

○整備計画変更の概要

道路名 項目	広島高速1号線 (安芸府中道路)	広島高速2号線 (府中仁保道路)	広島高速3号線 (広島南道路)	広島高速4号線 (広島西風新都線)	広島高速5号線 (東部線)
区間	東区福田町から 東区温品二丁目	東区温品町から 南区仁保沖町	南区仁保沖町から <u>西区観音新町四丁目</u>	西区中広町一丁目から 安佐南区沼田町大字大塚	東区温品町から 東区二葉の里三丁目
車線数	4車線	4車線 ・ <u>2車線</u> (東雲～仁保)	4車線 ・ <u>2車線</u> (宇品～観音)	4車線	<u>2車線</u> (全線)
設計速度	60km/h	60km/h	80km/h ・ <u>60km/h</u> (宇品～観音)	60km/h	60km/h
概算事業費	約705億円	約1,025億円	約931億円	約380億円	約739億円
	有料道路事業 合計 <u>約3,780億円</u> (平成17年度整備計画) (参考:平成12年度整備計画 約4,600億円)				
連結位置及び連結予定施設	<p>以下の内容により、<u>連結位置及び連結予定施設を変更。</u></p> <p>○<u>本線・ランプの一部整備先送り</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>高速2号線と高速5号線の連結路</u> ・<u>東雲ランプ南方向出入路</u> ・<u>江波ランプ</u> ・<u>西部ランプ～草津沼田道路間の本線</u> <p>○<u>太田川放水路渡河部を市の公共事業で整備</u></p>				
事業期間	平成9年度 ～ <u>平成25年度</u> (平成17年度整備計画) (参考:平成12年度整備計画 平成21年度)				
<参考>					
計画交通量	平成26年度(ネットワーク完成初年度) <u>約10万台/日</u> (平成17年度整備計画) (参考:平成12年度整備計画 約13万台/日 [H22])				

※ 太字は、変更箇所である。

整備計画変更路線図



d 広島高速道路公社の償還計画の見直し

整備計画の見直しにより事業期間が4年延長されている。

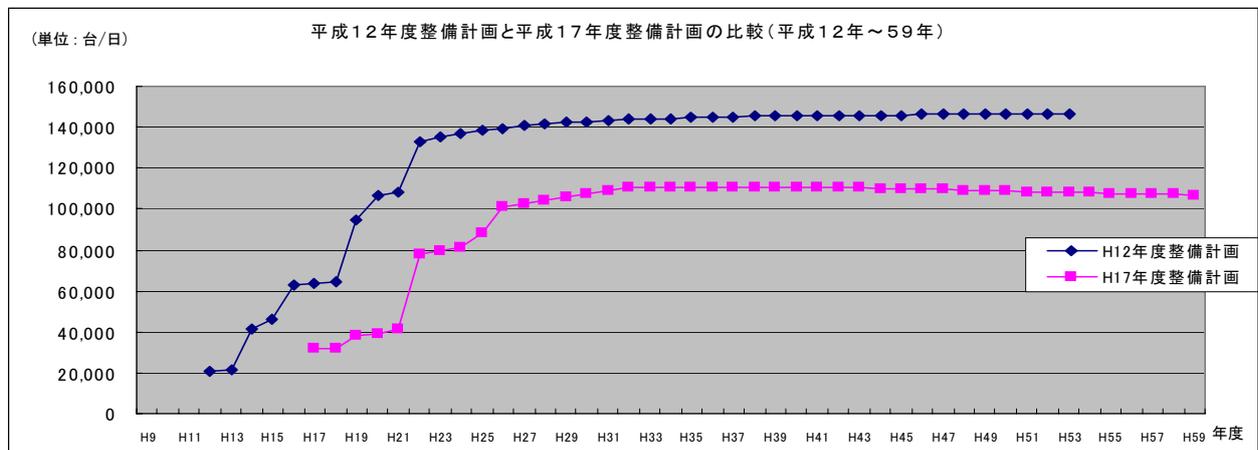
※ 平成12年度整備計画：平成21年度まで



平成17年度整備計画：平成25年度まで

事業期間が延長されたことにより、償還計画が6年延長されている。

平成17年度整備計画は通行量の大幅な見直しを行っており、平成12年度整備計画では平成53年度まで毎年増加し続けるとしていたものを、今回の償還計画では平成32年度にピークになり、平成39年度からは減少に転じる計画になっている。両年度整備計画での通行量の推移を比較すると次のようになる。



平成17年度整備計画見直しにともない作成された償還計画表は次ページのとおりである。

この償還計画表には、計画の基礎になる通行量等の数値を加えている。また、平成16年度以前の数値は、実績値が記載されている。この際、料金収入には業務外収益の一部(受取利息、雑益等)を含めているため、公社作成の損益計算書の業務収入とは相違している。

平成17年度 整備計画の見直しに伴い作成された償還計画

【変更】整備計画
■ 償還計画表 ■

供用年度	H26(全線)	換算起算日	平成20年(2008年)1月
供用延長	29.0km	償還完了日	平成60年(2048年)1月
事業費	3,780億円	償還期間	39年12ヶ月
交通量	H26-101千台/日	料金	H26-500円均一(4号のみ400円)

最終確定 償還表

(単位:百万円)

年次	年度	取 入					支 出						収支差	累 積 収支差	未 償 還 金 残 高	1日当たり 計画台数 (台/日)	年間 計画台数 (台/年)	平均料金 (円)			
		出資金	貸付金	特別転貸債	民間資金	計	料金 取入	合計	建設費	業 務 管理費	消費税	借入金 元金							返済金 利息	合計	
1	9	11,626	17,132	15,907	10,400	55,065	582	55,647	54,960	141	△ 1,142		195	54,154	1,493	1,493	5,000	13,666	4,988,090	116.68	
2	10	2,785	3,974	3,164	1,974	11,897	1,158	13,055	11,494	332	△ 251		635	12,210	845	2,338	55,065	13,696	4,999,040	231.64	
3	11	3,415	4,846	3,736	2,306	14,303	1,169	15,472	13,838	369	△ 219		679	14,667	805	3,143	66,962	20,904	7,629,960	153.21	
4	12	4,667	6,839	6,190	4,019	21,715	1,507	23,222	21,348	535	△ 745	312	925	22,375	847	3,990	81,265	18,603	6,790,095	221.94	
5	13	5,050	7,330	6,350	4,070	22,800	2,082	24,882	22,453	692	△ 809	624	1,112	24,072	810	4,800	102,668	26,750	9,763,750	213.24	
6	14	4,170	6,070	5,330	3,430	19,000	2,858	21,858	18,656	932	27	1,195	1,171	21,981	△ 123	4,677	124,844	28,432	10,377,680	275.40	
7	15	4,725	6,935	6,325	4,115	22,100	3,118	25,218	21,661	881	△ 308	1,409	1,194	24,837	381	5,058	142,649	30,514	11,137,610	279.95	
8	16	7,239	10,479	8,961	5,721	32,400	3,266	35,666	31,779	849	△ 75	2,594	1,301	36,448	△ 782	4,276	163,340	31,645	11,550,425	282.76	
9	17	7,471	10,851	9,429	6,049	33,800	3,215	37,015	32,646	1,028	△ 862	3,159	1,511	37,482	△ 466	3,810	193,146	31,500	11,497,500	279.63	
10	18	5,372	7,900	7,268	4,740	25,280	3,215	28,495	23,904	1,038	△ 795	3,905	1,896	29,948	△ 1,453	2,357	223,787	31,500	11,497,500	279.63	
11	19	6,295	9,125	7,855	5,025	28,300	3,996	32,296	26,876	1,210	△ 641	13,219	2,161	42,825	△ 10,529	△ 8,172	245,162	37,900	13,833,500	288.86	
12	20	6,465	9,335	7,885	5,015	28,700	4,162	32,862	26,884	1,228	△ 1,058	10,106	2,509	39,669	△ 6,807	△ 14,979	268,415	39,400	14,381,000	289.41	
13	21	6,029	8,745	7,549	4,834	27,157	4,336	31,493	24,951	1,342	△ 993	12,669	3,012	40,980	△ 9,487	△ 24,467	293,817	41,000	14,965,000	289.74	
14	22	2,365	3,595	3,785	2,555	12,300	12,540	24,840	11,583	2,117	△ 26	15,045	3,572	32,292	△ 7,452	△ 31,918	317,792	77,900	28,433,500	441.03	
15	23	1,855	2,885	3,295	2,265	10,300	12,780	23,080	9,396	2,539	63	15,404	3,952	31,354	△ 8,274	△ 40,192	322,498	79,500	29,017,500	440.42	
16	24	1,957	2,915	2,837	1,877	9,586	13,027	22,613	8,521	2,558	119	14,078	4,327	29,648	△ 7,035	△ 47,227	325,668	81,100	29,601,500	440.08	
17	25	495	825	1,154	825	3,299	14,176	17,475	2,869	2,800	430	15,404	4,634	26,136	△ 8,661	△ 55,888	328,211	88,000	32,120,000	441.34	
18	26						16,392	16,392		2,999	656	16,680	4,842	25,177	△ 8,785	△ 64,674	324,767	101,200	36,938,000	443.77	
19	27						16,504	16,504		3,009	661	16,327	4,972	24,969	△ 8,465	△ 73,139	316,873	102,700	37,485,500	440.28	
20	28						16,738	16,738		3,020	672	17,138	5,111	25,941	△ 9,203	△ 82,342	309,011	104,200	38,033,000	440.09	
21	29						16,978	16,978		3,142	677	15,979	5,269	25,068	△ 8,090	△ 90,432	301,076	105,800	38,617,000	439.65	
22	30						17,222	17,222		3,151	689	15,648	5,387	24,875	△ 7,653	△ 98,084	293,187	107,400	39,201,000	439.33	
23	31						17,472	17,472		3,160	700	13,919	5,511	23,290	△ 5,818	△ 103,902	285,191	109,100	39,821,500	438.76	
24	32						17,728	17,728		3,456	698	13,538	5,604	23,296	△ 5,568	△ 109,470	277,090	110,800	40,442,000	438.36	
25	33						17,726	17,726		3,459	698	12,942	5,680	22,779	△ 5,053	△ 114,523	269,120	110,800	40,442,000	438.31	
26	34						17,725	17,725		3,462	698	12,296	5,737	22,193	△ 4,468	△ 118,990	261,231	110,800	40,442,000	438.28	
27	35						17,724	17,724		3,632	690	11,468	5,777	21,566	△ 3,842	△ 122,832	253,402	110,800	40,442,000	438.26	
28	36						17,723	17,723		3,708	686	10,207	5,791	20,392	△ 2,669	△ 125,501	245,776	110,800	40,442,000	438.23	
29	37						17,721	17,721		3,708	686	8,516	5,773	18,683	△ 962	△ 126,463	238,238	110,800	40,442,000	438.18	
30	38						17,720	17,720		3,708	686	6,981	5,692	17,067	653	△ 125,810	230,684	110,800	40,442,000	438.16	
31	39						17,719	17,719		3,708	686	5,562	5,564	15,520	2,199	△ 123,611	223,050	110,700	40,405,500	438.53	
32	40						17,718	17,718		3,708	686	4,035	5,386	13,814	3,904	△ 119,707	215,289	110,700	40,405,500	438.50	
33	41						17,716	17,716		3,708	686	2,514	5,143	12,050	5,666	△ 114,042	207,350	110,700	40,405,500	438.46	
34	42						17,715	17,715		3,708	686	1,650	4,859	10,902	6,813	△ 107,229	199,171	110,700	40,405,500	438.43	
35	43						17,676	17,676		3,708	684	1,033	4,536	9,960	7,716	△ 99,513	190,708	110,500	40,332,500	438.26	
36	44						17,638	17,638		3,708	682	417	4,191	8,997	8,641	△ 90,873	181,959	110,200	40,223,000	438.51	
37	45						17,599	17,599		3,708	680		3,818	8,254	9,345	△ 81,527	172,902	110,000	40,150,000	438.33	
38	46						17,561	17,561		3,708	678		3,424	7,810	9,751	△ 71,777	163,508	109,800	40,077,000	438.18	
39	47						17,522	17,522		3,708	676		3,015	7,399	10,123	△ 61,654	153,758	109,500	39,967,500	438.41	
40	48						17,484	17,484		3,708	675		2,589	6,972	10,512	△ 51,142	143,635	109,300	39,894,500	438.26	
41	49						17,446	17,446		3,708	673		2,148	6,529	10,917	△ 40,224	133,123	109,000	39,785,000	438.51	
42	50						17,408	17,408		3,708	671		1,689	6,068	11,340	△ 28,885	122,205	108,800	39,712,000	438.36	
43	51						17,370	17,370		3,708	669		1,213	5,590	11,780	△ 17,105	110,866	108,600	39,639,000	438.20	
44	52						17,332	17,332		3,708	667		718	5,094	12,238	△ 4,867	99,086	108,300	39,529,500	438.46	
45	53						17,300	17,300		3,708	666	7,855	204	12,433	4,867		86,848	108,100	39,456,500	438.46	
46	54						17,268	17,268		3,708	664	12,896		17,268			74,126	107,900	39,383,500	438.46	
47	55						17,236	17,236		3,707	663	12,866		17,236			61,230	107,700	39,310,500	438.46	
48	56						17,204	17,204		3,707	661	12,836		17,204			48,364	107,500	39,237,500	438.46	
49	57						17,172	17,172		3,707	660	12,805		17,172			35,528	107,300	39,164,500	438.46	
50	58						17,140	17,140		3,707	658	12,775		17,140			22,723	107,100	39,091,500	438.46	
51	59						13,354	13,354		2,894	513	9,948		13,354		9,948		106,900	39,018,500	342.25	
合 計		81,981	119,781	107,020	69,220	378,000	675,138	1,053,140	363,819	141,255	15,592	378,000	154,473	1,053,140							

エ 高速道路整備計画に関連する客観資料

(ア) 広島高速道路公社の計画に対する実績数値の推移

償還計画において、借入金等を償還させるためには通行量と料金収入が最も重要になる。前掲の公社の計画に対する実績数値のうち、料金収入等と1日当たり通行台数の部分は次のようになっている。

(単位：百万円)

		H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
					計画見直し		包括外部監査			計画見直し		
料金収入等	計画 ①	594	1,216	1,197	2,061	2,764	4,014	4,480	8,363	3,215	3,215	3,996
	実績 ②	582	1,158	1,169	1,507	2,082	2,858	3,118	3,266	3,370	3,569	3,915
	差異 ③	△ 12	△ 58	△ 28	△ 554	△ 682	△ 1,156	△ 1,362	△ 5,097	155	354	△ 81
	達成率 ④=②/①×100	98.0%	95.2%	97.7%	73.1%	75.3%	71.2%	69.6%	39.0%	104.8%	111.0%	98.0%
1日当たり通行台数 (単位：台/日)	計画 ⑤	13,905	14,233	28,261	28,588	39,483	41,400	46,500	63,000	31,500	31,500	37,900
	実績 ⑥	13,666	13,696	20,904	18,603	26,750	28,432	30,514	31,645	32,391	33,429	34,517
	差異 ⑦	△ 239	△ 537	△ 7,357	△ 9,985	△ 12,733	△ 12,968	△ 15,986	△ 31,355	891	1,929	△ 3,383
	達成率 ⑧=⑥/⑤×100	98.3%	96.2%	74.0%	65.1%	67.8%	68.7%	65.6%	50.2%	102.8%	106.1%	91.1%

(注) 上記の計画数値は次の数値を使用している。

H9年度・H10年度は、料金認可(H9年9月)

H11年度～H13年度は、料金認可(1・3号線はH12年2月、4号はH13年9月)

H14年度～H16年度は、整備計画(第1回変更H12年9月)

H17年度～H19年度は、整備計画(第2回変更H18年2月)

(注) 料金収入等の平成9年度～平成13年度の計画数値は、料金認可時の数値である。このため、「平成12年度 整備計画見直しに伴い作成された償還計画」の料金収入とは相違する場合がある。

(注) 料金収入等の実績数値には、業務外収益の一部(受取利息、雑益等)が含まれている。このため、公社が作成している損益計算書の業務収入とは相違している。

(注) 百万円未満を四捨五入している。

平成9年度の当初整備計画、平成12年度整備計画、平成17年度整備計画のいずれも年度が進行するにしたがって、料金収入等の達成率、1日当たり通行台数の達成率とも低下している傾向があることがわかる。

平成17年度整備計画に対する達成率は、平成19年度において料金収入等・1日当たり通行台数ともすでに100%を下回っている。

(イ) 通行量の推移

平成17年度整備計画見直し後の路線別通行量の推移は次のようになっている。

(単位:台)

		自H17年4月 1日 至H18年3月31日	自H18年4月 1日 至H19年3月31日	自H19年4月 1日 至H20年3月31日
年間通行台数	広島高速1号線	4,376,711	4,623,388	5,070,545
	広島高速3号線	2,328,095	2,286,630	2,204,747
	広島高速4号線	5,117,920	5,291,448	5,357,904
	合計	11,822,726	12,201,466	12,633,196
一日当たり通行台数	広島高速1号線	11,991	12,667	13,854
	広島高速3号線	6,378	6,265	6,024
	広島高速4号線	14,022	14,497	14,639
	合計	32,391	33,429	34,517

広島高速 3 号線の通行量が年々減少している。

(ウ) 通行料金に対する見解

「会計検査院 平成 1 6 年度決算検査報告」では、次のように記載されている。

<抜粋>

広島高速道路 3 号線の実績交通量が当初の計画交通量と比べて低迷しているが、これは、供用延長と比べて料金に対する割高感があることなどから有料道路への転換交通量が当初の想定を下回ったことによるものと考えられる。

この報告書では次のような表を作成し、それに対する見解を述べている。

(平成 1 7 年 4 月現在)

道路公社名	路線名	料金(円)	供用延長(km)	単位料金(円)
名古屋高速	名古屋線	750	45.1	16
	小牧線	350	8.2	42
	一宮線	350	8.9	39
広島高速	1号線	250	4.2	59
	3号線	200	2.6	76
	4号線	400	4.9	81
福岡北九州高速	福岡 1号~5号線	600	44.3	13
	北九州 1~5号線	500	49.5	10

<抜粋>

指定都市高速道路各路線の単位料金はすべて 10 円以上となっており、首都高速道路公団の東京線及び神奈川線、阪神高速道路公団の東線及び西線の単位料金が約 3 円から約 8 円であるのと比較すると供用開始の時期、供用延長に違いがあるものの、割高感のあるものとなっている。

(エ) アストラムライン利用計画値と実績値との相違原因

平成 15 年 11 月に公表されている「アストラムライン経営健全化計画の発展的見直し～利用促進を中心として～」(中間取りまとめ)では、次のように記載されている。

<抜粋>

祇園新道等の新たな幹線道路が整備されたことに伴い、交通容量が増加し、交通処理力が高まったことにより、道路交通において、大幅に渋滞が緩和された。

祇園新道の幅員は約 50m であり、広島南道路の幅員は約 60m である。

(オ) 国道 2 号の通行量

国土交通省中国地方整備局では、次のような交通量観測地点月平均交通量の数値を公開している。このデータから、国道 2 号西広島バイパスの西区田方町、国道 2 号の西区草津町・中区竹屋町の交通量は、平成 14 年度から平成 17 年度までほぼ横ばいになっていることがわかる。

中国地方交通量観測地点月平均日交通量

地点 番号	観測地点	月	14年度AADT	15年度AADT	月平均日交通量			対比	
					前年同月 (A)	同年前月 (B)	当月 (C)	前年 (C/A)	前月 (C/B)
11	広島市中区竹屋町	H17年1月	59,266		57,101	54,469	54,604	0.96	0.95
		H17年2月	59,266		61,427	54,604	56,697	0.92	1.04
		H17年3月	59,266		62,229	56,697	—	—	—
		H17年4月		58,641	58,989	—	—	—	—
		H17年5月		58,641	57,256	—	57,486	1.00	—
		H17年6月		58,641	59,325	57,486	60,720	1.02	1.06
		H17年7月		58,641	59,614	60,720	59,772	1.00	0.98
		H17年8月		58,641	59,535	59,772	60,140	1.01	1.01
		H17年9月		58,641	58,841	60,140	59,671	1.01	0.99
		H17年10月		58,641	57,820	59,671	—	—	—
		H17年11月		58,641	58,670	—	59,690	1.02	—
		計			650,807	463,559	468,780		
		平均			59,164	57,945	58,598	0.99	1.01
12	広島市西区草津町	H17年1月	30,879		27,406	28,222	26,274	0.96	0.93
		H17年2月	30,879		28,607	26,274	27,196	0.95	1.04
		H17年3月	30,879		29,265	27,196	—	—	—
		H17年4月		28,811	27,630	28,202	27,508	1.00	—
		H17年5月		28,811	26,773	27,508	26,350	0.98	0.96
		H17年6月		28,811	28,221	26,350	28,225	1.00	1.07
		H17年7月		28,811	28,743	28,228	27,786	0.97	0.98
		H17年8月		28,811	27,631	27,786	27,864	1.01	1.00
		H17年9月		28,811	—	27,864	27,943	—	1.00
		H17年10月		28,811	27,529	27,943	—	—	—
		H17年11月		28,811	27,592	—	27,999	1.01	—
		計			279,397	275,573	247,145		
		平均			27,940	27,557	27,461	0.98	1.00
13	広島市西区田方町	H17年1月	75,043		71,278	75,229	71,416	1.00	0.95
		H17年2月	75,043		75,507	71,416	71,441	0.95	1.00
		H17年3月	75,043		77,742	71,441	—	—	—
		H17年4月		73,939	77,924	28,202	76,900	0.99	—
		H17年5月		73,939	75,683	76,900	75,734	1.00	0.98
		H17年6月		73,939	73,785	75,734	77,184	1.05	1.02
		H17年7月		73,939	73,944	77,184	77,731	1.05	1.01
		H17年8月		73,939	75,915	77,731	77,414	1.02	1.00
		H17年9月		73,939	76,667	77,414	74,775	0.98	0.97
		H17年10月		73,939	76,090	74,775	—	—	—
		H17年11月		73,939	76,724	—	75,963	0.99	—
		計			831,259	706,026	678,558		
		平均			75,569	70,603	75,395	1.00	1.07

(注) AADT(Annual Average Daily Traffic)については、年平均日交通量の略称であり、1年間の総交通量を年間日数で除した値である。

(注) 表示している交通量は、機械による観測で得られた値であり、軽自動車以上のすべての自動車が対象である。

(注) 表示している交通量は、観測地点当たりの月平均日交通量の速報値であり、変更されることがある。また、欠測のない観測地点において集計をしたものである。

(カ) 国土交通省の公表資料

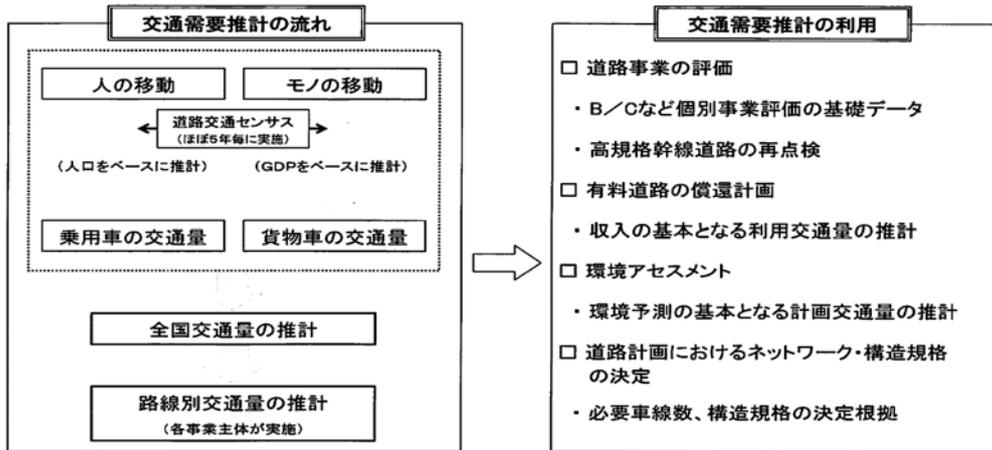
平成20年1月26日に開催された国土交通省社会資本整備審議会道路分科会にお

いて、「新たな将来交通需要推計」が示されている。

この交通需要推計は、有料道路の償還計画において、収入の基本となる利用交通量の推計に利用することとされている。

交通需要推計の結果としては、国土交通省は2030年（平成42年）には、2005年（平成17年）に比べ、全国交通量は2.6%減少すると推計している。

交通需要推計の流れとその利用



1

交通需要推計の結果

- 専門家からなる検討会としては、幅を持った「交通需要推計の考え方」を提示。これに基づき、計算すると、
 - ① 新たな推計値(高位ケース)：交通量は、現状から2020年には微増となるものの、その後微減。
 - ② 新たな推計値(低位ケース)：交通量は、現状から2030年に向けて微減。
 どちらにしても、ほぼ横ばい。
- このうち、国土交通省としては、「B/C」の算出等に、低位の値となる考え方を使用。
- その結果、2030年には、2005年に比べ、全国交通量は2.6%減少と推計。
- なお、直近のガソリン価格高騰が交通量に及ぼす影響も推計に反映。具体的には、2020年の推計値を2.8%*減補正。
- 今後の社会経済情勢の変化などに対応するため、推計結果について「モニタリング」を行い、必要な見直しを実施。*全車の場合

◆ 自動車走行台キロ(推計)

(単位:十億台キロ)

		2005年 (実績)	2020年		2030年	
			推計値	伸率 (対2005年)	推計値	伸率 (対2005年)
基本ケース (低位ケース)	乗用車	527	519	0.99	512	0.97
	貨物車	242	237	0.98	237	0.98
	合計	769	756	0.98	749	0.97
比較ケース (高位ケース) 注1)	乗用車	527	539	1.02	515	0.98
	貨物車	242	244	1.01	243	1.00
	合計	769	783	1.02	758	0.99

注1) 比較ケースは、検討会において専門家の考え方が複数提示され、一本化されなかった事項について、基本ケースをベースに以下の変更を加えて推計。
 <乗用車>
 ・免許保有率モデルを20-24歳を起点とするコーホートモデルとし、90歳以上の高齢者については現在の免許保有率と同割合の方が将来も免許を持つとして試算
 ・観光レジャー目的の交通が将来も伸びるものとして試算
 <貨物車>
 ・営業用普通貨物車100km以上の平均輸送距離について、過去15年間の伸び率が将来も続くものとして試算

(参考)基本ケースの推計手法を用いて2050年の値を算出する^{注2)}と、乗用車409十億台キロ、貨物車234十億台キロ、合計643十億台キロとなる。
 注2)2031年以降のGDPについては、2030年の成長率が維持されると仮定

(注) 国土交通省 社会資本整備審議会道路分科会「基本政策部会」のホームページより引用

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 監査の意見

ア 貸借対照表・損益計算書は公社のホームページで公開されているが、償還計画表は公開されていない。このため、貸借対照表に計上されている資金調達額のうち未償還金残高の実績と計画を比較することができない。

償還状況の健全性を判断できる情報として、法的な義務はないものの償還計画表を公開すべきである。

高速道路事業の資金繰りは市民にとっても重要事項となり得る。このような基本的かつ重要な情報は、適時に公開すべきである。

イ 償還計画表には返済金利息の支払い予定額が記載されている。公社の会計処理では、建設中の道路にかかる借入金利息は貸借対照表に資産として計上され、営業中の道路にかかる借入金利息は損益計算書に費用として計上されることになる。損益計算書は、営業中の道路にかかるキャッシュ・フローの状況が示され、償還財源である償還準備金の各年度の積立額が計算されることになる。償還計画表の返済金利息が建設中の道路と営業中の道路とに区別されていないため、償還計画表だけでは償還準備金の予定額と実績額とを比較することができない。

償還計画表の公開時には、償還計画の返済金利息を建設中の道路と営業中の道路とに区分することが必要であると考えられる。

ウ 償還計画では、料金収入及び通行台数の実現可能性が最も重要になる。公社では平成17年度に整備計画の見直しを行い、償還計画も見直しを行っている。平成19年度料金収入実績は、この見直し後の償還計画の料金収入を下回る結果になっている。料金収入実績が計画よりも下回った原因は、償還計画で利用した通行台数の見込みより実績台数が下回ったことが最大の原因と考えられる。見直し後3年目で実績値が計画値を下回る事態になっている。

合理的な根拠に基づき行われていれば、このような見直しに次ぐ見直しが行われ、さらに実績がそれを下回ることはないのではないか。事業を実施するための見直しではなく、将来像を見極め、事業を合理的な予測に合わせて修正し、必要に応じて事前の手当てを行わなければ、将来の市民に大きな負担を先送りすることになる。

通行台数の実績が計画を下回ることになった大きな原因は、広島高速3号線の利用低迷が考えられる。広島高速3号線の通行台数は、最近3年間は年々減少している。広島高速3号線の利用が低迷している原因の一つは、料金の割高感の存在があると考えられる。広島高速3号線には呉方面には広島大橋が、東広島方面には海田大橋が接続されている。普通車の通行料金は、広島大橋が200円、海田大橋が100円であり、広島高速3号線を利用しこれらの橋を通行した場合、割高感が一層強いものになっていると考えられる。

呉方面は、広島呉道路が接続されているが、東広島方面は海田大橋までしか接続されて

いない。広島高速 2 号線接続後の料金は未定であるが、仮に整備計画の前提である全線一律 500 円とした場合、広島高速 3 号線から東広島方面への割高感はさらに強いものになってしまう。このような条件下で、広島高速 3 号線を利用し東広島方面に向かう車両の通行量が大きく増加するとは考え難い。

広島高速 3 号線は、広島南道路（平面部分）とともに、都心を通過する自動車交通を迂回させることが大きな目的になっている。しかし、国土交通省中国地方整備局の資料によれば、国道 2 号及び国道 2 号西広島バイパスの交通量は、平成 14 年度から平成 17 年度まで比較した場合、ほぼ横ばいの結果になっている。

さらに、平成 20 年 11 月 26 日に開催された国土交通省社会資本整備審議会基本政策部会で明らかにされた国土交通省の見解では、平成 42 年には平成 17 年に比べ、全国交通量は 2.6%減少するとしている。また、この結果は、有料道路の償還計画における収入の基本となる利用交通量の推計に利用することとされている。

以上のことから、見直し後 3 年目で料金収入・通行量とも実績値が計画値を下回っている平成 17 年度の償還計画は見直しの必要があると考える。

エ 平成 17 年度整備計画では、有料道路事業費は 3,780 億円、整備期間は平成 25 年度までであり、償還期間は平成 59 年度までになっている。

全国交通量が今後増加しないことを前提に償還計画を作成した場合、料金収入が減少することになる。料金収入が減少した場合、支出額が同一であれば、平成 59 年度に償還が完了しないことになる。料金収入が減少した場合に、償還を完了させるためには次の 2 つの方法が考えられる。

- ① 償還期間を延長する。
- ② 事業費を減少させる。

①の方法は、国の無利子貸付金の貸付基準等を定めた「有料道路整備資金貸付要領」の中で、償還期間については原則 40 年以内と定められており、採用することは困難である。

したがって、②の方法により現実的な料金収入で償還可能な事業費の規模に見直しを行うことが必要と考える。

事業の見直しに際しては、広島高速道路網をすべて完成させるため、利用が低迷している広島高速 3 号線の未着工部分について、公社が有料道路事業として建設することの是非を検討することが必要と考える。

2 下水道施設

(1) 下水道事業の広島市行政における定義及び法制度

下水道には、大きく分けて「下水道法上の下水道」と「下水道法上の下水道以外のもの」とがある。

「下水道法上の下水道」には、

- ・ 公共下水道（公共下水道—狭義、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道）
- ・ 流域下水道
- ・ 都市下水路 がある。

「下水道法上の下水道以外のもの」としては、

- ・ 農業集落排水処理施設
- ・ 浄化槽（合併処理浄化槽） 等がある。

広島市下水道局発行の「事業概要」では、上記の施設は、市民が健康で安全かつ快適な生活を送る上で必要不可欠な都市基盤施設であり、次に示す「4つの役割」を果たしているとされている。

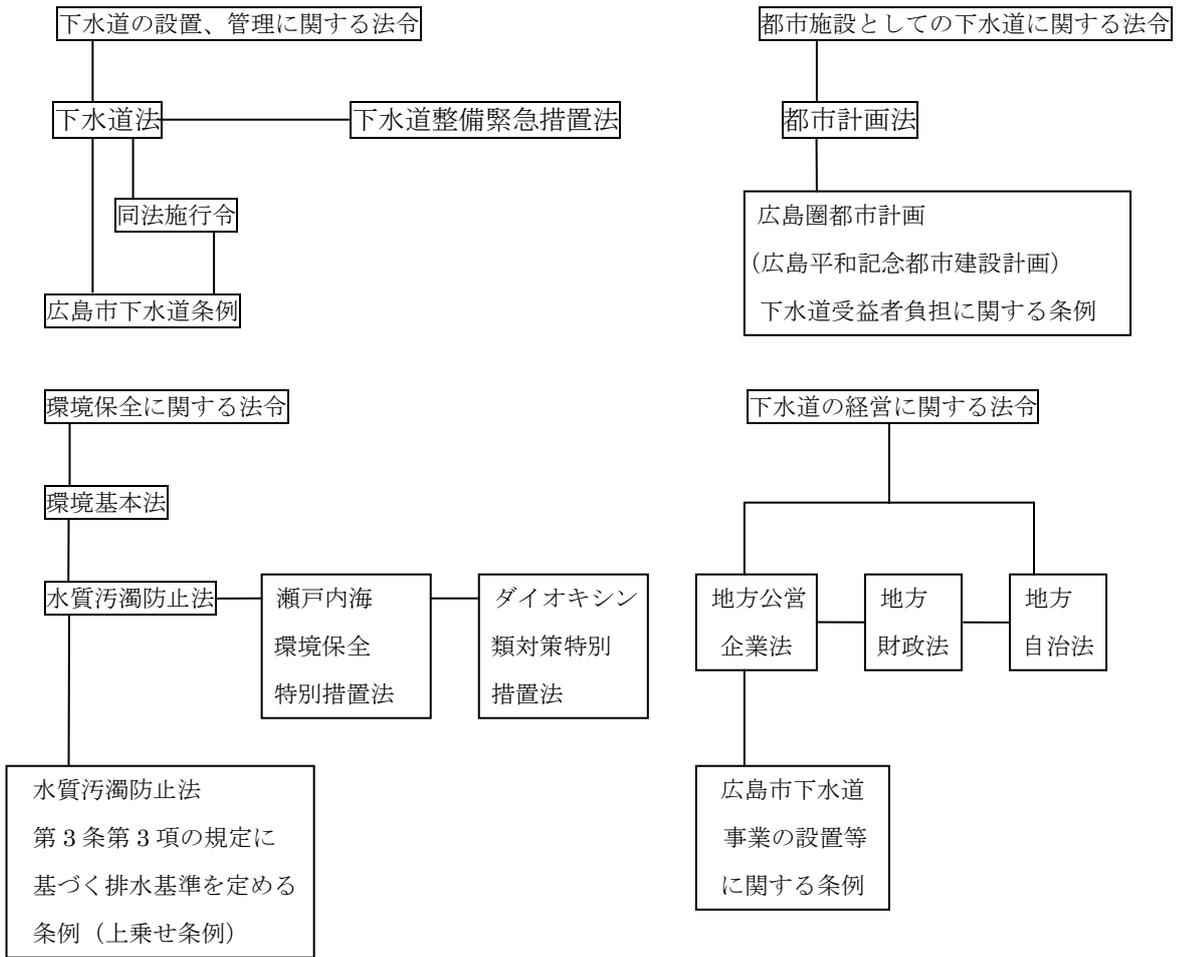
- ・ 周辺環境の改善
- ・ トイレの水洗化
- ・ 浸水の防除（雨水の排除）
- ・ 公共用水域の水質保全※

※ 「水質保全」の水質は、放流する水（汚水、雨水）について「水質汚濁防止法」で基準が定められている。なお、排水管を下水道に接続する場合は「下水道法」の適用を受け、公共用水域に排出する場合は「水質汚濁防止法」の適用を受ける。

下水道事業を位置づける法令として、下水道を設置、管理するための「下水道法」とこれに関連する法令がある。この他に下水道を都市施設として機能させるための「都市計画法」、下水道を環境保全のための重要な施設として位置づけている環境関係諸法及び下水道の経営に関する法令がある。

下水道事業を位置付ける法令の体系は、次の図のようになる。

下水道事業を位置付ける法令の体系



(2) 広島市の下水道事業の民間委託について

ア 監査の視点

下水道事業は、市民の生活排水を常時処理することが使命のひとつであり、経営上の問題でその事業を停止することは許されない。

また、災害等により下水処理施設等が甚大な損害を受けた場合には、復旧にかかる費用を度外視してでも、速やかに復旧し稼働させなければならない。したがって、下水道事業においては、民間委託に当たっても、こうしたリスク対応について、適切な役割分担を設定する必要がある。

日本の「水道法」では、市町村が認める場合には、民間企業でも上水道事業を実施できるとしており、実際に、栃木県那須町では、民営事業（藤和那須リゾートによる別荘地の水道事業）が存在している。

一方、下水道については、投資負担が重く全額を収益回収するのは困難なため、民間企業が運営主体として実施している例はないが、民間委託は一般化しており、全国の下水処理場の60%強で少なくとも業務の一部は民間委託されている。ただし、少数の民営水道事業を除くと民間の上下水道の関与はおおむね労務代替的な維持管理の実施にとどまっている。（石上圭太郎「上下水道の民営化に向けて」より引用）

広島市においては、財団法人広島市下水道公社が、下水道管きょの設計積算や西部水資源再生センター等の維持管理を広島市から受託し実施してきた。しかし、平成15年度末に汚水施設が概成したことにより業務量が減少したことで、平成16年3月31日をもって同公社は解散し維持管理部門を財団法人広島市都市整備公社下水道部に事業移管した。

平成16年度の包括外部監査においては、「広島市都市整備公社への業務委託」が検討されているので、今年度の包括外部監査では、平成17年度から平成20年度までの民間委託の内容の妥当性の検討を監査の視点とした。なお、具体的な監査対象として西部水資源再生センターを取りあげた。

イ 監査の概要

(ア) 西部水資源再生センターの概要

広島市では、市内の下水処理場の一つである西部水資源再生センターの運転・維持管理業務を「ヴェオリア昭和西部浄化センター維持管理包括委託業務共同企業体」に委託している。

これは、性能発注と複数年契約により、民間の創意工夫を引き出し、施設の維持管理コストの削減を図る手法である包括的民間委託による業務委託であり、民間側の裁量幅の大きい委託である。

前記の共同企業体は、ヴェオリア・ウォータージャパン（株）（以下「ヴェオリア社」という。）と昭和エンジニアリング（株）〔平成19年7月16日に事業譲渡された昭和環境システム（株）が権利義務を継承して構成員となっている。平成19年8月17日に広島市が契約の承継について承諾している。〕による共同企業体（出資比率はヴェオリ

ア社が6割)であり、ヴェオリア社とは、フランスに本社を置く水処理会社ヴェオリア・ウォーター社の日本法人である。日本の下水道事業では、埼玉県とともに初の外資参入となるものである。

(イ) 民間委託業者の選定方法の概要

- ・業務名：広島市西部浄化センター維持管理包括委託業務
- ・業務期間：平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
- ・入札方法：総合評価一般競争入札

入札書のほかに業務提案書を提出させて、価格と価格以外の要素を総合的に考慮して、地方公共団体にとって最も有利な入札者を落札者として決定する方式（地方自治法施行令第167条の10の2）

- ・入札参加者：5グループ

総合評価一般競争入札の結果

順位	提案者	総評価点 (700点満点)	提案書評価点 (490点満点)	入札書評価点 (210点満点)	入札価格 (消費税及び地方消費税を除く)	契約予定額 (消費税及び地方消費税を含む)
1	C (落札者)	602.0	392.0	210.0	2,792 百万円	2,932 百万円
2	D	590.9	397.0	193.9	3,029 百万円	3,180 百万円
3	A	523.9	344.0	179.9	3,259 百万円	3,422 百万円
4	B	479.9	300.0	179.9	3,264 百万円	3,427 百万円
5	E	460.0	278.0	182.0	3,220 百万円	3,381 百万円

(注1) 百万円未満は切り捨てている。

(注2) 予定価格は、3,460 百万円（消費税及び地方消費税を含む）である。

(注3) 提案者のアルファベットは、入札書の提出順である。

外資系のヴェオリア社を代表構成員とする共同企業体が他の地方公共団体に先駆けて広島市の下水道事業で落札したことは、民間市場の刺激になったものと評価できる。

(ウ) 広島市の委託料の推移

ポンプ場、下水処理場の維持管理に係る民間企業への委託料は下記のとおりである。平成18年度から導入した包括的民間委託などの効果として、下水処理場の委託料総額は減少している。

民間企業への委託料

区分	平成 17	平成 18	平成 19
ポンプ場	399 百万円	335 百万円	311 百万円
下水処理場	2,167 百万円	1,992 百万円	1,918 百万円

(注 1) 百万円未満は切り捨てている。

(注 2) 上記の金額は、(財) 広島市都市整備公社から民間企業への委託金額を含めている。

(注 3) 平成 18 年度から導入した西部水資源再生センター包括的民間委託では、委託料に下水処理場の維持管理に要する光熱水費（処理場の電力費を含む）、薬品費、委託料、消耗品費、修繕料（突発的なもの）などの経費を含めているため、上記の平成 17 年度のコストにはこれらの経費の相当額を加算している。

広島市における民間委託は、他の地方自治体と同様な業務において実施されていると言えるが、包括的民間委託の導入に伴い委託業者の中に外資系企業が存在しているという点で注目される。

ウ 監査の結果

委託業務に関する委託の形態及びその内容について、特に指摘すべき事項はなかった。

エ 監査の意見

(ア) 設計価格の検討

入札に参加した 5 社の入札価格はすべて予定価格以下であるが、落札者は予定価格より 5 億円以上低い価格で契約している。

他の参加グループに対し、現在の受託者は新規参入として受注意欲が高いものと考えられているが、市の価格見積りにさらに改善の余地があるのかなどについて分析検討の上、次回の契約への対応が望まれる。

(イ) 契約方法の検討

包括的民間委託における契約期間は 3 年としているが、事業の内容からして 3 年間で事業者の創意工夫や技術力の発揮を期待できるのか疑問であり、次回以降については、契約期間の妥当性の再検討が必要であると思われる。

現在の契約は、平成 21 年 3 月末で契約期間満了となる。

その際受託者の過去 3 年間の実績評価は公平性の観点から次回選定に反映されないとされているが、実績を反映させる技術評価方法の検討が望まれる。

(3) 下水処理施設の概要と近年の投資の妥当性

ア 監査の視点

下水道は、市民が健康で安全かつ快適な生活を送る上で必要不可欠な都市基盤であり、下水道法に基づき「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与すること及び公共用水域の水質の保全に資すること」を目的とする趣旨で整備されている。

広島市の人口に対する下水道普及率は、平成 19 年 3 月末現在、92.5%で、約 107 万人

が下水道を利用できる状況である。これは政令市 15 都市中第 12 番目である。

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災では、下水道の復旧の遅れが問題となった。ライフラインの早期の復旧が可能であった電気に比べ、下水道の復旧は通常の処理が再開できるまで 100 日以上も要した。幸い、冬季であったため気温・水温が低く、沈殿した汚泥の腐敗による伝染病の発生といった最悪の事態を回避することはできたが、このような事例を教訓に、広島市においても災害時を想定した復旧のための対応策の整備が重要である。また災害時のみならず、下水道は通常の生活においてもその機能を停止することが許されない施設であり、日常的な点検や計画的な修繕が非常に重要である。「イ 監査の概要 a 概況」にあるように、近年の総事業費も多額であり、安定した生活排水の処理という本来の目的を果たすべく、投資が有効に行われているかということを目録の視点とした。

イ 監査の概要

(ア) 「下水処理量と使用料」からみた投資の妥当性

a 概況

ここでは、平成 11 年度と平成 18 年度の数字を用い、広島市の公共下水道の整備状況、使用料なども含めた投資の妥当性などについて、検討を進める。

次表が 12 政令市の公営企業法適用の公共下水道事業の平成 18 年度の概況と平成 11 年度から 7 年間の変化をみたものである。この表の中で、平成 18 年度の人口当たり総事業費、面積当たり総事業費、延長当たり管きよ費は、平成 18 年度の総事業費、管きよ費を同年度の現在処理区域内人口（以下「人口」という。）、現在処理区域面積（以下「面積」という。）及び下水管敷設延長（以下「延長」という。）のそれぞれで除した数値であるのに対し、平成 11 年度から平成 18 年度の人口当たり総事業費、面積当たり総事業費、延長当たり管きよ費は、7 年間に増減した総事業費及び管きよ費を、7 年間に増加した人口、面積及び延長のそれぞれで除した数値である。このため、北九州市は人口が 7 年間に減少しているため、人口当たり総事業費は算出せず「－」とした。

政令市における公共下水道の整備状況

区分	現在処理 区域内人口 (人)	現在処理 区域面積 (ha)	下水管敷 設延長 (km)	総事業費 (億円)	うち 管きよ費 (億円)	人口当たり 総事業費 (千円/人)	面積当たり 総事業費 (百万円/ha)	延長当たり 管きよ費 (百万円/km)	
平成 18 年度	札幌市	1,864,220	24,247	7,937	10,731	6,438	576	44	81
	仙台市	980,393	16,212	4,310	6,110	4,104	623	38	95
	千葉市	837,530	10,930	2,420	5,583	3,927	667	51	162
	横浜市	3,598,931	30,781	11,505	32,645	21,566	907	106	187
	川崎市	1,335,324	10,596	3,145	10,215	5,316	765	96	169
	名古屋市	2,187,200	27,390	7,507	14,806	9,347	677	54	125
	京都市	1,415,565	15,143	5,363	12,548	8,609	886	83	161
	大阪市	2,632,192	19,009	4,850	17,234	8,229	655	91	170
	神戸市	1,505,737	16,517	4,501	9,709	3,524	645	59	78
	広島市	1,073,000	13,455	4,176	10,614	7,911	989	79	189
	北九州市	980,417	15,592	4,051	6,454	4,479	658	41	111
	福岡市	1,376,038	16,590	6,596	11,908	7,903	865	72	120
平成 11 年度 から 平成 18 年度 の 増減	札幌市	79,961	720	373	1,743	809	2,179	242	217
	仙台市	67,355	1,492	588	1,182	695	1,755	79	118
	千葉市	102,641	2,063	326	1,329	828	1,295	64	254
	横浜市	228,489	1,132	555	4,156	2,002	1,819	367	361
	川崎市	130,251	448	211	1,298	482	996	289	228
	名古屋市	99,900	740	352	3,036	1,920	3,039	410	545
	京都市	60	293	142	1,539	889	2,564,659	525	626
	大阪市	43,957	70	129	3,854	1,586	8,767	5,505	1,230
	神戸市	37,396	696	177	1,401	△821	3,746	201	△464
	広島市	109,600	2,738	686	2,138	1,612	1,951	78	235
	北九州市	△4,804	978	378	911	470	—	93	124
	福岡市	100,421	804	577	2,155	1,383	2,146	268	240

(注1) 上記表は、総務省「地方公営企業年鑑」をもとに作成した。

(注2) 平成11年度末現在の政令市は、上記表の12都市であり、平成18年度との比較において、さいたま市、静岡市、堺市を除いている。

直近の状況（平成18年度末現在）でみると、広島市は、人口が1,073千人、面積が13,455haで延長が4,176kmとなっている。

平成18年度の管きよ費は、広島市の下水道事業の総事業費の4分の3を占め、設備効率の指標となる人口千人当たり延長は、広島市で3.9kmに達し、福岡市の4.8km、仙台市の4.4km、札幌市の4.3km、北九州市の4.1kmに次ぐ水準にある。

さらに、広島市の下水道事業が進ちよくしていることなどの要因が加わり、平成18年度においては、人口1人当たり総事業費、延長1km当たりの管きよ費ともに最も高くなっている。

面積当たりの総事業費はかろうじて多少小さくなっているが、それでも横浜市、川崎市、大阪市、京都市に次ぐ水準にある。

また、直近7年間（平成11年度末から平成18年度末の間）の整備状況についてみると、広島市の人口は約11万人増加し、面積も2,738ha増加し、延長も686km増加している。

この間の総事業費は約2,100億円増加しているが、人口1人当たり総事業費が1,951千円、延長1km当たり管きよ費が235百万円となっている。

この数字は事業費の増減から求めているため、更新費用なども含まれ、金額は目安と

してみる必要があるが、平成18年度の面積当たり総事業費は、直近7年間に整備された面積における総事業費の平均値（直近7年間の増減を面積で除した値）とほぼ同水準となっているのに対し、直近7年間に整備された面積の人口1人当たりの総事業費は平成18年度における人口1人当たりの総事業費の約2倍となっている。この2点を考えると、面積当たりの人口の少ない地域で事業への投資が行われたということであり、相対的に人口密度の低い地域での事業展開が進んでいるものとみられる。

b 雨水・汚水の処理状況

雨水・汚水の処理状況は下記の表のとおりである。

雨水及び汚水処理水量など

区分		雨水処理水量 (千 m^3)	汚水処理水量 (千 m^3)	年間有収水量 (千 m^3)	有収率 (%)	年間総汚泥処分量 (千 m^3)
平成 18 年度	札幌市	84,477	299,697	209,220	70	1,733
	仙台市	19,160	135,399	110,806	82	855
	千葉市	3,654	109,863	86,557	79	523
	横浜市	32,168	578,726	394,028	68	6,147
	川崎市	24,442	179,171	145,423	81	692
	名古屋市	41,835	393,255	271,049	69	3,065
	京都市	34,193	289,056	200,405	69	1,211
	大阪市	77,300	617,332	457,761	74	2,268
	神戸市	0	187,970	180,074	96	662
	広島市	20,269	145,610	119,347	82	776
平成 11 年度 から 平成 18 年度 の 増 減	北九州市	25,820	142,914	104,958	73	1,158
	福岡市	22,891	193,800	148,542	77	671
	札幌市	16,626	1,826	Δ 127	0	76
	仙台市	3,799	Δ 1,053	Δ 35	1	233
	千葉市	1,507	17,537	9,788	Δ 4	95
	横浜市	Δ 41,529	87,554	6,777	Δ 11	Δ 2,163
	川崎市	6,882	442	1,035	0	32
	名古屋市	4,350	Δ 229	Δ 12,825	Δ 3	336
	京都市	Δ 1,388	Δ 16,270	Δ 15,940	Δ 2	Δ 220
	大阪市	12,504	Δ 48,729	Δ 36,209	0	Δ 548
神戸市	0	Δ 5,563	Δ 1,843	2	32	
広島市	6,092	16,812	17,324	3	192	
北九州市	6,238	Δ 10,516	Δ 4,544	2	76	
福岡市	1,206	18,066	8,838	Δ 3	55	

(注1) 上記表は、総務省「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」をもとに作成した。

(注2) 神戸市の下水道はほとんどの地域で分流式であるため、処理水量は全量汚水とみなしている。よって、雨水処理水量は0千 m^3 となっている。

広島市は、平成18年度の雨水処理水量が、平成11年度と比較して約43%増の20,269千 m^3 となっているほか、汚水処理水量も約13%増の145,610千 m^3 となっている。汚水処理水量については、減少している他の政令市もある中で着実に増えており、公共下水道整備の進捗による効果が表れているものと考えられる。

また、広島市は、平成18年度の総汚泥処分量も776千 m^3 となっており、平成11年度と比較して約33%増加している。

c 使用料

次に、収入した使用料の1 m³当たりの平均額（以下「使用料単価」という。）と汚水処理原価との関係などをみていく。

広島市の平成18年度の使用料単価は174 円/m³となっており、政令市の中では福岡市に次いで高い水準にあるものの、汚水処理原価が200 円/m³となっており、最も高い水準にあるため、使用料単価で賄い得ている汚水処理原価の比率は87%と、最小にとどまっている。

また、平成11年度と比較して主な変化をみると、使用料単価が約29%増加している一方で、維持管理費の減少により、汚水処理原価は約4%減少しており、収益構造は相当改善している。

使用料単価及び汚水処理原価の変化

区分	平成11年度						平成18年度					
	平均使用料	使用料単価(a)	汚水処理原価(b)	うち維持管理費分	うち資本費分	(a)÷(b)×100	平均使用料	使用料単価(a)	汚水処理原価(b)	うち維持管理費分	うち資本費分	(a)÷(b)×100
	(円/m ³)	(%)	(円/m ³)	(%)								
札幌市	67	99	108	60	48	91	67	97	92	51	41	105
仙台市	83	148	174	64	110	85	92	153	155	52	103	99
千葉市	83	126	147	63	84	86	90	134	140	54	86	96
横浜市	94	148	185	47	138	80	97	153	147	41	106	104
川崎市	76	133	213	58	155	62	103	160	170	53	118	94
名古屋市	86	109	126	58	68	86	86	127	125	57	67	102
京都市	84	114	126	44	82	90	99	130	115	45	70	113
大阪市	48	82	88	54	33	93	61	99	91	54	37	108
神戸市	76	115	173	65	108	66	76	111	107	50	58	103
広島市	75	135	209	63	146	65	104	174	200	48	152	87
北九州市	107	142	166	48	118	85	107	155	151	50	101	103
福岡市	108	167	240	80	160	69	127	186	194	68	127	95

(注1) 上記表は、総務省「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」をもとに作成した。

(注2) 平均使用料は、一般家庭汚水で月20 m³使用した際の1 m³当たりの単価である。

d 整備事業の効率性

以上でみてきたとおり、広島市の公共下水道事業は、資本費負担が増加しており、使用料単価で汚水処理原価を賄い得ておらず、効率的な整備とは言えない状況にある。

(i) 「処理施設」からみた投資の妥当性

a 各処理施設の概要と現況

下水道事業の効率性は、人口密度の高い地域の汚水を処理することが第一で、処理施設を有効に機能させるために、処理区域を計画通りに整備していくことも重要である。

平成19年3月末現在で、広島市が設置している水資源再生センター（広島市における下水処理場の名称である。）は、千田、江波、大州、旭町、西部及び和田の6か所である。なお、広島市内での下水処理場数は、県が設置している東部浄化センターを合わせて7か所となる。

広島市で最大の下水処理場である西部水資源再生センターは、広島市西部及び北部の一部の区域の汚水処理を行っており、1日の処理能力は278千m³で、広島市の処理水量の約半分を担っている。

同センターで処理された処理水は、消毒後、広島湾に放流されているが、処理水の一部はセンター内で水洗トイレの水等の再利用水として利用されている。

汚泥については、脱水後、肥料やセメントの原料として利用されている。また、汚泥消化槽で発生したメタンガスは、ボイラーの燃料やガス発電装置の燃料として利用され、これにより発電した電力はセンター内で使用電力の一部として利用されている。

各水資源再生センターの投資額及び平成19年度処理水量は次表のようになる。

各水資源再生センターへの投資額

センター名 \ 区分	建物等 (億円)	機械等 (億円)	計 (億円)	年間処理水量 (千m ³)	平成19年度の処理水量 1m ³ 当たりの投資額(円)
千田	101	88	189	18,624	1,014
江波	30	44	74	17,808	415
旭町	75	84	159	14,895	1,067
大州	39	39	78	10,669	731
西部	270	276	546	72,075	757
和田	9	5	14	73	19,178

(注1) 上記表中の数字は平成19年度末までの概算投資額である。

(注2) 各水資源再生センターの水処理方式は、活性汚泥法による。

次に、各水資源再生センターの投資額について、平成19年度の処理水量1m³当たりの投資額で比較すると、江波水資源再生センターは、稼働年が古く投資額も少ないことから最も低くなっており、和田水資源再生センター（市町村合併により旧湯来町から受け入れた）は規模が小さいため最も高く、かなりの高額になっている。

b 稼働率についての検討

各水資源再生センターの規模（敷地面積、処理能力、現在の処理水量等）は、次表のとおりである。

各水資源再生センターの規模等

区分 センター名	所在地	敷地面積 (㎡)	稼働年月日	処理能力 (㎡/日)	1日平均処理水量 (平成19年度) (㎡/日)	稼働率(注) (%)
千田	中区 南千田西町	86,530	昭和36年 4月1日	86,300	50,880	59
江波	中区 江波西一丁目	34,230	昭和47年 4月1日	90,000	48,650	54
大州	南区 大州五丁目	18,400	昭和55年 10月1日	47,500	29,150	61
旭町	南区 宇品東四丁目	16,610	昭和52年 10月1日	88,500	40,700	46
西部	西区 扇一丁目	318,400	昭和56年 10月1日	278,000	196,930	71
和田	佐伯区 湯来町大字和田	2,910	平成14年 4月1日	900	198	22

(注) 処理水量÷処理能力

処理能力に対する平成19年度の1日平均処理水量の割合は、規模の小さい和田水資源再生センターを除くと、概ね50%前後から70%の間にあり、流入量の変化に対応できる施設である。

(ウ) 「周辺環境の改善」からみた投資の妥当性

a 環境改善の指標

下水道が「周辺環境の改善」という役割を果たしているかどうかについては、下水道整備の進捗により、下水道未整備区域の割合が低くなっていることを指標とする。汚水整備は、経済効率性の点から、住宅等の密集度により手法が異なる。

市街化区域では公共下水道事業、市街化区域外では住宅等の密集度合いに応じ、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、市営浄化槽整備事業が選択される。

下水道未整備区域とは、各計画区域内において、市街化区域内では、公共下水道の整備が行われていない区域であり、市街化区域外では、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、市営浄化槽（合併処理浄化槽）などの各施設の整備が行われていない区域である。

下水道未整備区域においては、生活雑排水はそのまますべて河川に放流されていることから、施設の整備が早急に行われることが、周辺環境対策となる。

b 公共下水道の整備状況

現在の市街化区域等における公共下水道の整備状況を概観する。広島市の資料によると、公共下水道の整備計画は、市街化区域等15,657haを対象とし、このうち、全体の約86%である13,490haが整備されている（平成19年4月1日現在）。

公共下水道の整備状況

区分	処理区名	事業計画 (ha)	整備状況 (ha)	進捗割合 (%)
単独公共下水道	千田	513	513	100
	江波	729	728	99.9
	大州 *3	(533) 496	(502) 465	(94.2) 93.8
	旭町	901	835	92.7
	太田川	10,598	8,967	84.6
	廿日市	10	10	100
	小計 *3	(13,284) 13,247	(11,555) 11,518	(87.0) 86.9
流域関連公共下水道 *1	瀬野川	2,366	1,937	81.9
特定環境保全公共下水道 *2	水内川	44	35	79.5
計 *3		(15,694) 15,657	(13,527) 13,490	(86.2) 86.2

*1 公共下水道のうち、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために市町村が設置及び管理する下水道で、流域下水道に接続するもの。

*2 公共下水道のうち、市街化区域外の地域に設置されるもので、農山漁村部の中心集落の生活環境の改善を図るもの及び、自然公園の区域内などの水域の水質を保全するために施行されるもの。

*3 () 内は、府中町大須地区を含む数字である。

計画処理面積に対して整備された処理面積の割合が低いのは、太田川処理区である。この区域の中の未整備区域は、引き続き整備を進めている。なお、これらの区域の終末処理場は、西部水資源再生センターであり、同再生センターは処理能力の向上を図るため、現在、増設工事を行っている。

公共下水道への投資の状況は、次の表のようになる。

年度別事業費、処理面積及び処理能力の推移

区分		年度	平成元	平成 5	平成 9	平成 13	平成 18	平成 19	累計・増加
単 独 公共下水道	事業費 (百万円)		26,323	34,924	44,489	30,724	7,838	12,748	539,574
	処理面積 (ha)		4,913	6,130	7,846	10,361	11,518	11,567	6,654
	処理能力 (m ³ /日)		426,900	484,200	484,200	529,100	575,000	620,900	194,000
流域関連 公共下水道	事業費 (百万円)		7,075	7,411	11,707	4,875	1,252	1,703	125,912
	処理面積 (ha)		367	753	1,182	1,783	1,937	1,946	1,579
	処理能力 (m ³ /日)		14,900	24,800	39,600	54,500	78,700	78,700	63,800
特定環境保全 公共下水道	事業費 (百万円)		—	—	—	—	331	185	631
	処理面積 (ha)		—	—	—	—	35	110	78
	うち水内 川処理区		—	—	—	—	35	37	5
計	事業費 (百万円)		33,398	42,335	56,196	35,599	9,421	14,636	666,117
	処理面積 (ha)		5,280	6,883	9,028	12,144	13,490	13,623	8,311

(注 1) 累計・増加の欄については、事業費は平成元年度から平成 19 年度までの累計、処理面積及び処理能力は平成元年度から平成 19 年度までの増加分である。

(注 2) 単独公共下水道の事業費については、浸水対策にかかる事業費は除いている。

(注 3) 流域関連公共下水道については、事業費は当該流域下水道の処理場である東部浄化センターの建設費の広島市負担分を含めたもの、処理能力は、東部浄化センター全体処理能力のうちの広島市相当分を記載している。

(注 4) 特定環境保全公共下水道の水内川処理区は、旧湯来町と合併した平成 17 年度から広島市により整備を行っているが、旧湯来町が整備を行った平成 16 年度末時点の処理面積は 32 ha であったため、平成 19 年度までの増加分については平成 19 年度末の処理面積 37 ha から 32 ha を減じた 5 ha としている。また、水内川処理区以外の処理面積 73 ha については、桐陽台団地（安佐北区）を平成 19 年度に処理開始区域に編入したものである。

処理面積（1ha）当たりの事業費

（単位：千円）

区分	処理面積（1ha）当たり 事業費
単独公共下水道	81,090
流域関連公共下水道	79,742
特定環境保全公共下水道	126,200
平均	80,859

(注 1) 処理面積（1ha）当たり事業費は、平成元年度から平成 19 年度までの事業費の累計を、平成元年度から平成 19 年度までの処理面積の増加分で除したものである。

(注 2) 特定環境保全公共下水道の処理面積当たりの事業費は、広島市が実質的に投資を行った水内川処理区 5ha について算出した。

c 市街化区域外の汚水処理施設の整備状況

市街化区域外の汚水処理施設は、効率的・効果的に整備し、早期の普及・促進を図るため、地域の状況などを考慮し、処理施設が最も安価となる整備方法を採用している。

その結果整備の対象を次の区域に区分し、それぞれの方法により平成32年度までに整備することとしている。

なお、公共下水道、農業集落排水及び浄化槽の3つの事業をそれぞれ下水道局、経済局及び環境局の個々の制度のもとで独自に実施していたが、平成20年4月1日から下水道事業として下水道局に統合・連携させ、効率的、効果的に整備を進めることにした。

- ・ 集合処理に適する区域・・・特定環境保全公共下水道と農業集落排水処理施設
- ・ 個別処理に適する区域・・・市営浄化槽（合併処理浄化槽）

農業集落排水処理施設への投資の状況は、次の表のようになる。

年度別事業費及び処理戸数、処理能力の推移

区分 \ 年度	平成元	平成5	平成9	平成13	平成18	平成19	累計・増加
事業費 (百万円)	—	824	2,122	1,424	526	369	18,742
処理戸数 (戸)	—	0	654	1,983	3,865	4,253	4,253
処理能力 (m ³ /日)	—	0	831	2,331	5,119	5,119	5,119

(注) 累計・増加の欄については、事業費は平成元年度から平成19年度までの累計、処理戸数及び処理能力は平成元年度から平成19年度までの増加分である。

※ 一戸当たりの事業費=年々の事業費の合計（18,742 百万円）÷増加処理戸数（4,253 戸）
=4,406,771 円

処理能力（1 m³/日）当たりの事業費 （単位：千円）

区分	処理能力（1 m ³ /日）当たりの 事業費
単独公共下水道	2,781
流域関連公共下水道	1,974
農業集落排水	3,661
平均	2,602

(注) 処理能力（1 m³/日）当たり事業費は、平成元年度から平成19年度までの事業費の累計を、平成元年度から平成19年度までの処理能力の増加分で除したものである。なお、農業集落排水については、事業着手した平成2年度から平成19年度までとしている。

(e) 「トイレの水洗化」からみた投資の妥当性

下水道が「トイレの水洗化」という役割を果たしているかどうかについては、水洗化率で測ることができると考えられるため、現在の水洗化の状況を概観する。

広島市における水洗化の状況は次のとおりである。

水洗化の状況

(平成19年3月末現在)

処理区分・処理区		処理区域内世帯数 (世帯)	水洗化世帯数 (世帯)	未水洗化世帯数 (世帯)	水洗化率 (%)
単独公共下水道	千田	30,213	30,200	13	99.9
	江波	52,056	51,984	72	99.9
	大州	19,716	19,321	395	98.0
	旭町	32,487	32,293	194	99.4
	太田川	273,829	253,562	20,267	92.6
	計	408,301	387,360	20,941	94.9
流域関連公共下水道	瀬野川	64,910	60,625	4,285	93.4
特定環境保全公共下水道	水内川	261	132	129	50.6
合計		473,472	448,117	25,355	94.6

広島市の平成19年3月末現在の水洗化率は94.6%であり、全国平均の92.9%をやや上回るものの、政令市の平均97.5%には及んでいない。

この要因としては、広島市における下水道の本格整備着手が遅れたことのほか、広域合併に伴う新市域を処理区域に含む処理区（太田川、瀬野川、水内川）が全体の水洗化率を引き下げている。

トイレが水洗化されない主要因は、下水道の未整備であり、効率的な面整備の促進が「トイレの水洗化」という役割も同時に達成する。

(オ) 「浸水の防除（雨水の排除）」からみた投資の妥当性

下水道が「浸水の防除」という役割を果たしているかどうかは、大雨時の浸水被害防除の状況で測ることができると考えられる。

広島市における浸水対策事業費の推移は次のとおりである。

浸水対策事業費の推移

(単位：百万円)

地区（排水区）	年度							
	H3～ H7	H8～ H11	H12～ H15	H16	H17	H18	H19	累計
千田(白島、基町、鶴見、千田)	19,488	13,717	7,976	1,762	1,840	2,654	1,807	49,244
江波(江波)	—	—	2,407	1,897	1,128	1,105	1,340	7,877
宇品・旭町(翠町、旭町、宇品)	—	—	29	25	631	520	900	2,105
大州(尾長、大州)	—	—	—	—	—	888	2,703	3,591
西部臨海(西部)	—	—	5,324	2,607	1,400	1,614	1,522	12,467
合計	19,488	13,717	15,736	6,291	4,999	6,781	8,272	75,284

千田地区は比較的早い時期から浸水対策に取り組んでいる。

千田地区の降雨と浸水の状況（浸水苦情件数）を表にまとめると次のとおりである。

千田地区の降雨と浸水苦情件数(H2～H18)

発生年月		H2.8	H3.7	H4.7	H4.8	H5.7	H5.8	H7.8	H8.6	H9.5
雨量	mm/10分	13.0	13.0	14.0	8.0	10.5	15.0	12.5	7.0	9.0
	mm/時間	30.5	26.5	51.5	37.0	32.5	37.5	32.0	19.0	32.0
浸水苦情件数(件)		14	13	8	10	13	8	6	4	8

発生年月		H10.7	H11.8	H11.9	H11.9	H13.6	H13.9	H14.7	H14.8	H14.9
雨量	mm/10分	22.0	10.5	16.5	8.0	15.0	7.5	9.5	16.5	18.0
	mm/時間	38.5	31.5	46.0	24.0	33.5	28.5	33.0	23.5	48.5
浸水苦情件数(件)		0	0	10	0	7	0	1	1	4

発生年月		H15.7	H16.6	H16.7	H16.9	H17.7	H17.8	H18.6	H18.8
雨量	mm/10分	18.5	9.5	8.0	4.0	14.5	8.5	10.0	24.0
	mm/時間	32.5	26.5	23.5	17.0	34.0	18.5	31.5	40.5
浸水苦情件数(件)		0	1	0	0	8	0	4	6

平成9年6月から千田雨水幹線を貯留管として供用開始している。平成10年以降は苦情件数が減少しており、浸水対策事業の効果が表れていると推測できる。

浸水対策事業とは別に、治水事業として、ダム建設や河岸工事などの河川事業が行われている。気象の変化に伴う集中豪雨の増加や都市環境の変化に伴い、洪水被害の形体自体が大きく変わりつつある。

このため、ここでは事業費に対する効果についての検討は行わない。

(カ) 「公共用水域の水質保全」からみた投資の妥当性

下水道が「公共用水域の水質保全」という役割を達成しているかどうかについて、客観的に判断する指標として、通常有機物の汚れの指標である BOD が計測・報告されている。

BOD とは、有機物が生物化学的に分解され安定化するために要する酸素量をいい、水の汚濁状態を表す指標の一つである。

以下の表で、広島市の主要河川の平成9年度から平成18年度までの BOD の推移をみる。

広島市の主要 6 河川の BOD の推移

(単位：mg/L)

河川名 \ 年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
太田川放水路	2.8	4.6	3.4	1.7	1.6	3.1	2.2	1.2	2.0	1.1
天満川	2.3	1.9	1.9	2.2	1.2	1.8	1.5	0.9	1.1	1.2
本川	1.6	1.3	1.4	1.5	1.0	1.0	1.5	0.7	1.1	1.1
元安川	1.8	1.4	1.2	1.2	1.5	0.8	1.5	1.1	1.2	1.0
京橋川	1.1	1.0	1.1	0.9	1.1	1.2	1.0	1.2	1.2	1.3
猿猴川	1.4	1.6	2.0	1.4	1.5	1.4	1.2	1.6	1.7	1.2

上記の表のように、平成 15 年度以降はいずれの河川においても、環境基準 B 類型 (3.0) 以下であり、平成 16 年度以降は環境基準 A 類型 (2.0) 以下となっており、すべての河川においてそれぞれの類型ごとの環境基準の範囲内に収まっている。

河川ごとに見ると、京橋川では横這いであるが、全体的には概ね改善傾向にある。

ここでも、投資額に対する効果についての検討は測定が困難であるため事業費に対する効果についての検討は行わない。

ウ 監査の結果

処理施設からみた投資の妥当性について、特に指摘すべき事項はなかった。

エ 監査の意見

(ア) 合併処理浄化槽

市街化区域外の生活排水対策では、効率的・効果的な整備や早期の普及促進を図るため、集合処理（特定環境保全公共下水道と農業集落排水処理施設）及び個別処理（市営浄化槽）で整備する地域を区分している。

しかし、集合処理で整備する区域には、団地などで民間の組合が管理している大型浄化槽があり、万一の故障或いは災害時などに施設の運転に支障が生じることが懸念される。そのため、この大型浄化槽廃止に向けて早期に汚水幹線整備を行うとともに、廃止するまでの間リスクの管理をどうするかなど、公的関与の範囲・方法について検討すべきと考える。

(イ) 農業集落排水

農業集落排水処理施設への事業費の累計額（平成元年度から平成 19 年度まで）を、これに対応する処理戸数 4,253 戸で除すると、一戸当たりの事業費の平均額は約 400 万円となる。また、農業集落排水処理施設への事業費の累計額（平成元年度から平成 19 年度まで）を平成 19 年度までの処理能力の増加分で除し、処理能力当たり（1 m³/日）の単価を算出すると、農業集落排水処理に要する単価は 3,661 千円と他の下水道に比べるとかなり高い金額となっている。市街化区域外の下水道については、費用対効果を踏まえて整備することが、下水道の普及促進の目標とされており、この投資額は妥当なものであったかどうか疑問である。

当該事業は、平成 19 年度まで経済局による特別会計として会計処理していたものであり、農業地域の振興に寄与するために投資されていた。

平成20年度より下水道局が管轄することとなり、企業会計の理念を生かした投資を行えるものとするが、今後の農業集落排水処理施設への投資を市当局としてどのように継続するのか検討すべきである。

(ウ) 先進自治体との比較－各処理場のネットワーク化

広島市では、平成11年度の集中豪雨により、がけ崩れや土石流が同時に発生し人命や財産が失われた。また、平成12年度には芸予地震により住宅の損壊などの被害が発生した。

どの都市でも同様であるが、広島市も災害に無縁ではない。

大きな災害が起こると、各処理場で処理能力を超えたり、また処理場の施設が被害を受け下水を処理できなくなる可能性がある。このような事態に対処する方策としては、各処理場を管きよで結び、各処理場の処理能力を補う方式が有効と考えられており、阪神・淡路大震災を経験した神戸市では、処理場間のネットワーク化事業を行っている。ネットワーク化事業は、災害対策のほか、処理能力の不足を補うためにも有効と考えられており、横浜市では、下水の高度処理（窒素やリン等を除去する処理）を行うための処理場増設用地不足の解決策として、各処理場のネットワークを利用した最小限の施設整備を行う計画に取り組んでいる。（日本下水道新聞平成20年5月14日より引用）

広島市においても、まず処理区域の整備が課題であることは理解するものの、広島市下水道ビジョンに記載のネットワーク化について、より具体化した内容の検討を行うことが望まれる。

3 ごみ処理施設（中工場）

(1) 監査の視点

中工場は一般廃棄物焼却処理施設（以下「清掃工場」という。）であり、広島市の他の施設に比べても、事業費は多額である。

ア この施設の建設の決定過程が合理的か。

イ 事業費は妥当か。

ウ 契約手続は合法的に行われているか。

エ 効率的に運営されているか。

以上の4点につき、検討を行う。

(2) 監査の概要

ア 施設の概要

(イ) 中工場の概要

清掃工場である中工場は、隣接する旧中工場の老朽化に伴い、海面の埋立てにより建設され、平成16年4月から稼働している。

旧中工場は広島市の清掃工場のうちの中核施設であった。これに代わる新中工場も広島市で現在4か所稼働している清掃工場のうち、最大規模の施設である。

事業費の内訳は次のとおりである。用地も広大ではあるが、埋立てによる費用も要したため、他施設よりも割高になっている。

事業費が最も多額であるのは、施設の本来目的であるプラント設備である。用地費を含めた総事業費は550億円弱と、広島市の中でも極めて多額の投資が行われた施設になっている。

旧中工場を残したまま、建替えではなく、隣接する公有水面を埋立てして建設されたため、用地はすべて、新たに手当てされている。財源から見ると、用地費は国庫補助を受けていないので、広島市の財政に対する影響は相対的に大きくなる。

中工場整備事業費

（単位：百万円）

区分	用地費					建設費					計
	計	調査・設計	埋立工事費	補償関連	その他	計	プラント	建築	付属設備	その他	
事業費	13,789	829	12,132	811	17	40,464	21,924	14,588	2,753	1,199	54,253
財源	市一般財源・市債					市一般財源・市債・国庫補助					

（広島市からの提供資料により監査人作成。）

設備の概要は、次のとおりである。

- ・焼却設備：連続運転式焼却炉（マルチン式）3基、1日あたりの公称処理能力各200トン
- ・灰溶融設備：電気式プラズマアーク炉2基、1日あたりの溶融能力各48トン
- ・余熱利用施設：場内及び隣接環境事業所への給湯・冷暖房、吉島屋内プールへの温水供給、吉島老人いこいの家への温水供給、自家発電

新中工場は、後述するように、施設内通路空間を利用し、プラント設備を展示物のように見せる「エコリアム」を設置するなど、単に廃棄物の焼却だけを目的としない独自のコンセプトにより設計されている。

平成20年11月には、社団法人公共建築協会の第11回公共建築賞を受賞するなど、建築物として高い評価を受けている。

(イ) 広島市の清掃工場

概要は次のとおりである。

広島市の清掃工場の概要

区分	敷地面積 ① (㎡)	建築面積 ② (㎡)	建物敷地率 ②/① (%)	公称処理能力 (t/日)	竣工年月 (年月)	当初建設費 (百万円)	うち用地費 *3) (百万円)
(旧中工場)	(10,753)	(2,818)	(26.2)	(400)	(S51.8)		
中工場	50,246	13,878	*1) 27.6	600	H16.2	54,253	13,771
南工場	7,965	4,608	57.9	300	S63.5	6,396	184
安佐南工場	38,589	2,942	*2) 7.6	200	S58.3	5,157	1,157
安佐北工場	8,885	3,740	42.1	200	H2.3	6,875	145
佐伯工場	7,158	2,006	28.0	135	S55.12 S59.12	1,780	100
合計	112,843	27,174	24.1	1,435	—	74,461	15,357

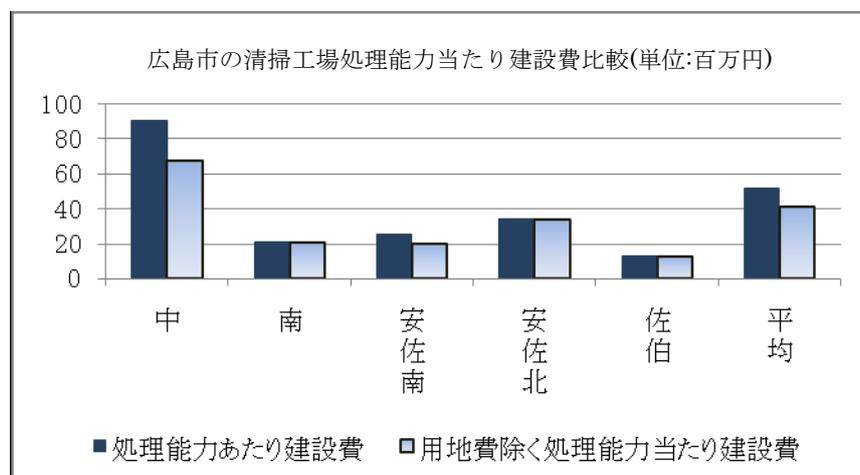
(平成19年度事業概要等により監査人作成。)

*1)：中工場は同敷地内に中環境事業所を併設している。

*2)：安佐南工場は、同敷地内に大型ごみ破砕処理施設を併設している。

ただし、平成20年4月から、安佐南工場は建替えのため廃止。

*3)：用地費については、事務費を除く。



建設費を1日当たり処理能力トン数で割った金額を比較すると、中工場は極めて高い。

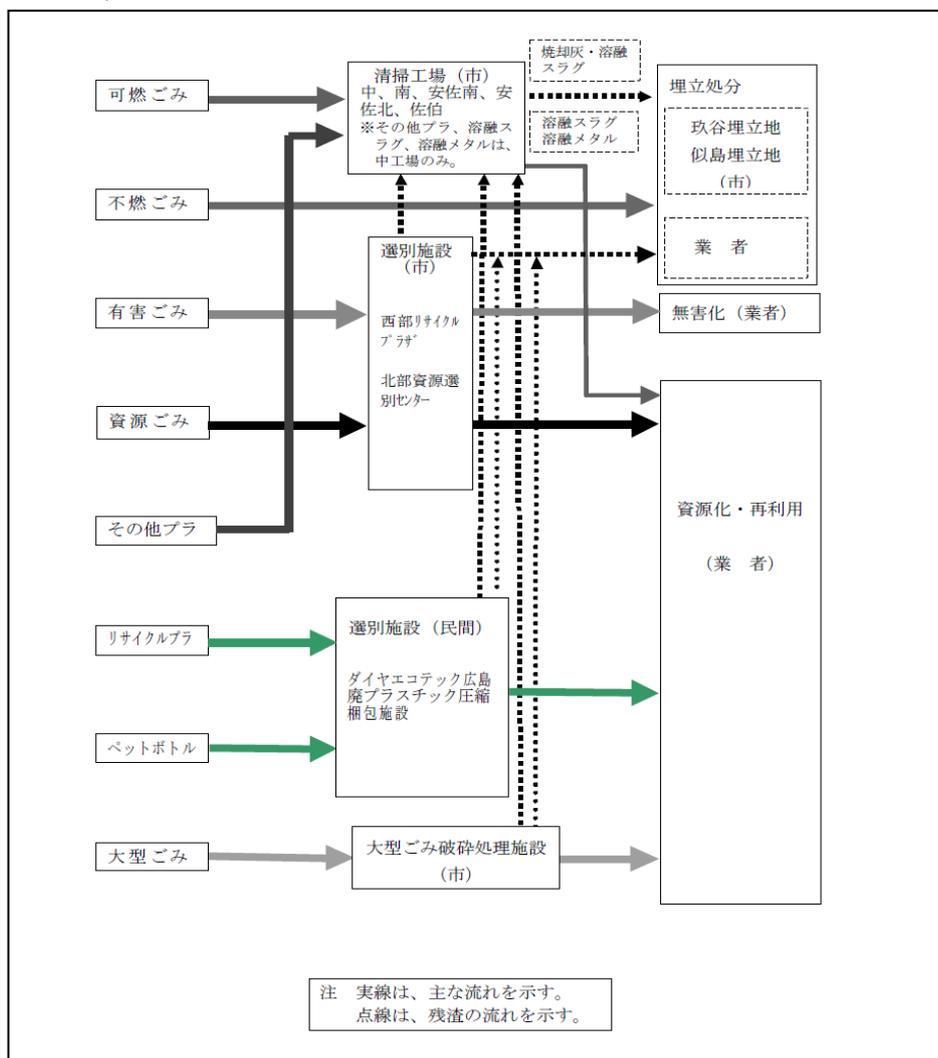
(ウ) 設置目的

廃棄物処理行政は、明治33年の汚物掃除法制定当初から市町村を実施主体とされてきた。現行法である廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）では、廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分けられ、排出後の処理の責任主体や処理方法が区分される。限定列举された産業廃棄物以外が一般廃棄物であり、一般廃棄物については市町村が処理責任を持つ。

広島市が行う業務を大まかに分けると、家庭から出る一般廃棄物の収集、中間処理及び最終処分である。広島市は事業者の排出する一般廃棄物の一部の中間処理及び最終処分も手数料を徴収して行っている。

清掃工場は、一般廃棄物の減量及び衛生目的で行われる中間処理施設である。

広島市家庭ごみ処理の流れ



(広島市ホームページより抜粋。平成17年度)

清掃工場で焼却処理されるものは、可燃ごみ及び大型ごみの中間処理後の残渣^{ざんざ}などである。

広島市では、家庭ごみを8種類に分別するなど、比較的細分化して収集している。

8 種類分別のうち、その他プラは、中工場だけで焼却処理されている。これは中工場のプラント設備が他の工場より新しく、無理なく焼却処理できる対象物の範囲が広いためであり、新中工場建設により、廃棄物処理の方法として広島市が取り得る選択肢は広がっている。

(エ) 廃棄物処理を取り巻く社会状況の変遷

廃棄物の発生量は、一般的に経済活動が活発であるほど多く、また、人口集積地に廃棄物処理場を造ることも難しいため、大都市圏での廃棄物処理は、常に行政の重要課題である。

廃棄物処理の方法は基本的に各自治体に任されているが、法に準拠する必要がある。廃棄物処理施設の建設は、技術の進歩や国の政策などに合わせた補助金（現在は交付金）の要綱により規定される。

日本の廃棄物処理の特徴は、清掃工場の数が先進諸国に比較すると極めて多いことである。（米国 148 か所、カナダ 17 か所に対し日本は 1,490 か所程度など。）

1990年代後半に、廃棄物の焼却により、有害物質であるダイオキシン類が発生することが問題となったことなどから、より高度な設備投資が要求され、日量 300 トン以上の清掃工場で焼却を行うことが望ましいとされ、大規模化のために小規模自治体では廃棄物処理の広域化が推奨された。

また、平成 7 年に制定された容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）により、自治体は対象容器包装資材の分別収集と中間処理の役割を担うことになった。一般的には分別収集されることで、焼却や埋立てされる一般廃棄物の量は減少するが、自治体にとっては、収集及び中間処理コストの負担増となっている。これは、日本の容器包装リサイクル法の枠組みの問題として指摘され、自治体や識者からはフルコストを企業負担とする「拡大生産者責任」の実施が、容器包装リサイクル法の課題の一つとして挙げられている。

(オ) 広島市の廃棄物処理に関する方針等

広島市では、戦前戦後を通じ、人口の集積や経済成長などに伴う一般廃棄物の増加に対し、主として埋立てにより対応してきた。

昭和 50 年に「ごみ非常事態宣言」を発し、複数の清掃工場の建設計画を進めると同時に市民への廃棄物減量の呼びかけを行った。当時開始された 5 種類分別は、全国的にも先進的であった。

平成 17 年度の政令市比較によると、1 人 1 日当たりの家庭ごみの排出量は広島市が一番低いなど成果は表われている。

広島市では、ごみの減量施策の実施などにより、ごみの総排出量は平成 12 年度をピークに減少している。

現在、広島市は将来構想として、市域を中部、北西部、南東部に 3 分割し、3 工場体制とするよう計画している。

広島市で策定された計画や廃棄物処理に関する答申などのうち、重要なものを挙げる

と次のようになる。

広島市が策定した計画等と処理能力

区分	名称等	内容	中工場	公称処理能力 (t/日)	計画における公称処理能力 (t/日)
S45年	広島市総合計画	一括混合収集による焼却及び埋立て		278	—
S50年	ごみ非常事態宣言	ごみ減量のための要請		317	—
S51年	5種類分別の開始		旧中工場稼働	617	—
S52年	廃棄物処理の基本方針及び廃棄物処理施設の配置計画についての諮問に対する答申	地域のごみは地域で処理 (6地域)		617	—
H4年	新中工場建設事業計画の説明開始		処理能力900t	1,056	—
H8年	中工場事業計画変更		処理能力600t	1,195	—
H9年	広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	中工場建替え、西工場新築		1,195	1,995
H11年	廃棄物処理施設整備計画書	同上	処理能力600t	1,240	2,040
H16年	ゼロエミッションシティ広島を目指す減量プログラム				
H17年	広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	3工場体制	稼働	1,435	1,300

(広島市からの提供資料、広島市ホームページ、「広島市清掃事業のあゆみ」より。)

(カ) 計画と設備投資

法に基づき、自治体は、一般廃棄物の処理量を予測し、予測に対する処理計画を定めるために一般廃棄物処理計画とそれに基づく施設整備に関する計画を策定している。

廃棄物処理施設は、一般的に建設の決定から稼働までに長期間を要することが多い。この間に発生する廃棄物を処理できないことがないよう、10～15年後の予測廃棄物量が処理可能なように計画され、一定期間ごとに現況にあわせて更新される。

この計画は、コンサルタントなどへの委託により作成されることが多い。広島市でも平成9年10月の一般廃棄物(ごみ)処理基本計画はコンサルタントに委託されているが、平成17年6月に改定した同計画は、広島市の職員が作成したデータ等により策定されている。

ただし、中工場の建設は、平成9年10月の一般廃棄物(ごみ)処理基本計画以前に

決定されている。中工場建設用地の埋立てに関する資料などによると、平成2年には地元説明を開始しており、少なくともそれ以前に建設が検討されていたものと思われるが、当時の法では、一般廃棄物処理基本計画の策定は求められていなかった。

保存年限が過ぎているため、資料は残されていないが、広島市では法の定めがなかった新中工場建設の検討当初から、同様の予測は行われていたとのことである。

建設決定後も、設備の処理能力などは計画の策定にあわせて調整されている。

平成11年の廃棄物処理施設整備計画に用いた予測は、人口と平均排出量予測から作成されている。

平成15年度の予測と実績

区分	H15人口 (人)	ごみ焼却量 (t)	総処理量 (t)	一人一日当たりのごみ量 (g/人)
予測①*	1,149,052	390,405	512,695	1,222
実績②	1,138,593	344,262	482,846	1,162
比率②/① (%)	99.1	88.2	94.2	95.1

*注) 予測①は「廃棄物処理施設整備計画(平成11年)」における平成15年度予測値。

上記の表により、廃棄物処理施設整備計画(平成11年)策定時の平成15年度の予測値と、平成15年度実績値とを比較すると、人口、ごみ焼却量及び総処理量ともに平成11年時の予測を実績が下回っていることがわかる。

小規模な自治体の場合、一部事務組合に加入して他の自治体と清掃工場を共同運営するという方法もある。また、焼却処理量が少ないため1つの清掃工場ですら十分に処理できる自治体もある。しかし、処理能力が過剰になりやすく、近年整備された清掃工場は、人口の減少に加え、高齢化による生産人口の減少や、容器包装リサイクル法などによるリサイクルの促進により、過大な施設となっている事例が多くなっている。

広島市は、大規模都市であるため、排出量も多く、もともと複数の清掃工場を整備する計画であるため、短期的に処理能力が過剰になっても、中長期的には、他の清掃工場の設備更新計画等の修正で対応するよう計画されている。

一般廃棄物の減量とリサイクルの推進は、重要な政策であるが、減量してもなお発生する廃棄物を確実に衛生的に処理することが行政の基本的な役割である。

広島市の廃棄物処理施策は、広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画及びそのアクションプログラムであるゼロエミッションシティ広島を目指す減量プログラムに基づき実施されており、新中工場の能力等は計画に織り込まれている。

(キ) 廃棄物処理コスト

廃棄物の衛生的な処理とともに廃棄物処理コストの低減を図りながら効率的な処理を行うことが重要である。

広島市の処理原価の推移は次のとおり。埋立原価は変動が大きく、焼却原価は高くなっている。

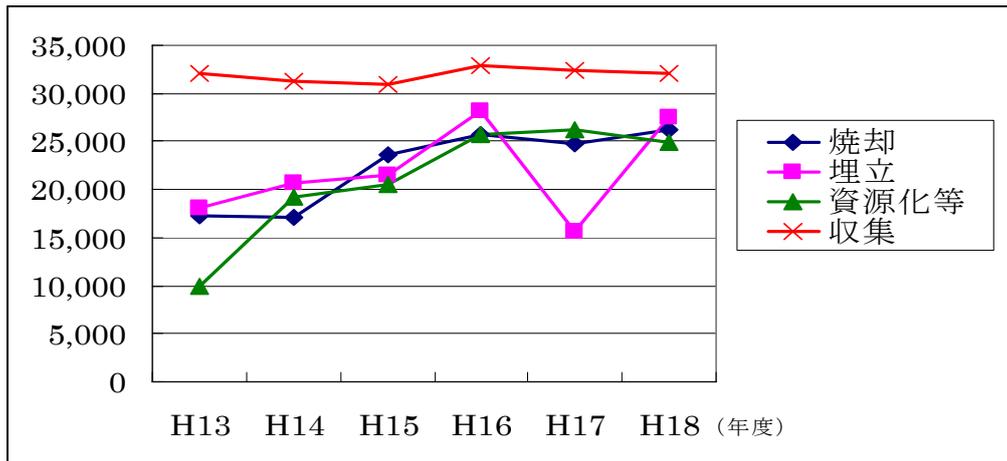
1 トン当たりの廃棄物処理原価の推移

(単位：円/t)

区分	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
焼却	17,328	17,070	23,618	25,732	24,797	26,160
埋立	18,025	20,728	21,420	28,129	15,559	27,474
資源化等	9,978	19,266	20,464	25,680	26,231	24,981
収集	32,075	31,253	30,971	32,942	32,350	31,999

(平成19年度事業概要より作成)

(単位：円/t)



平成18年度の処理原価は次のとおり。

平成18年度ごみ処理原価計算

区分	単位	合計	収集	埋立	資源化等	焼却
人件費	千円	4,269,657	3,415,726	239,101	42,696	572,134
物件費	千円	9,480,524	3,027,244	879,582	1,493,768	4,079,930
減価償却費	千円	3,111,253	145,864	36,847	260,870	2,667,672
公債利子等	千円	677,235	49,349	80,666	29,893	517,327
小計	千円	17,538,669	6,638,183	1,236,196	1,827,227	7,837,063
管理部門経費	千円	1,320,742	659,930	184,780	33,219	442,813
合計	千円	18,859,411	7,298,113	1,420,976	1,860,446	8,279,876
処理量	t	—	228,070	51,721	74,475	316,508
1t当たり処理原価	千円	—	32.0	27.5	25.0	26.2

(平成19年度事業概要より作成)

前表の焼却処理原価計算の中で、中工場の占める比率は次のとおり。

広島市の全清掃工場に占める中工場の割合

(単位：千円)

区分	全清掃工場①	中工場②	比率(%)②／①	うち灰溶融
人件費	572,134	204,944	35.8	0
物件費	4,079,930	1,586,291	38.9	586,906
減価償却費	2,667,672	2,275,684	85.3	226,548
公債利子等	517,327	503,083	97.2	50,083
小計	7,837,063	4,570,002	58.3	863,537
管理部門経費	442,813	158,620	35.8	0
合計	8,279,876	4,728,622	57.1	863,537
処理量 (t)	316,508	135,980	43.0	—
1t 当たり処理原価(円)	26,160	34,774	—	—

(広島市からの提供資料により監査人作成)

前表のとおり、中工場の建設費は広島市の他の清掃工場と比べて高いことから、減価償却費は高くなる。これは、中工場にだけ焼却灰の処理設備である灰溶融炉が設置されている影響が大きいと思われる。

ここでは、直接に計算可能な項目と、減価償却費に対応する公債費のみを灰溶融炉経費として集計している。

このうち、公債利子は、実際に広島市が負担しているコストではあるが、補助金や一般財源の比率、建設時の利子の水準などにより左右され、また何より新しい施設ほど債務残高が多いため、公債利子は多くなる。

以上のことから、灰溶融炉を設けることによるコスト増部分が主要因となり、運営コストを押し上げていると推測できる。灰溶融炉を併設することにより、全体設計自体も変わるが、コストの精密な区分計算は行わない。

(7) 廃棄物処分手数料

法により、事業者は一般廃棄物であれ、産業廃棄物であれ、廃棄物を自己責任で処理することを求められている。多くの自治体では、事業者が排出する一般廃棄物については、事業者が、廃棄物処分手数料を支払って、自治体の一般廃棄物処理施設を利用している。

また、家庭からの排出についても、一般廃棄物の排出量抑制などを目的とし、有料化する自治体が増加している。手数料の徴収については法に基づくものではないので、処理費用の一部負担とされることが多く、手数料の水準は各自治体で政策的に決定される。

広島市では、平成19年度時点では、家庭ごみの有料化はしていない。事業者に対しては、処分手数料を徴収している。家庭ごみについては、平成20年度の段階で有料化を検討中であり、徴収の実績はない。

(ケ) 政令市比較

広島市の廃棄物処理関連数値を政令市間で比較すると、次のようになる。

平成17年度一人当たりのごみ量

区分	一人当たり生活ごみ		一人当たり事業ごみ		一人当たりごみ量	
単位	g/人・%		g/人・%		g/人・%	
広島市順位	1		9		1	
項目	数値	比率	数値	比率	数値	比率
広島市	549	100	451	150	1,000	100
川崎市	814	148	300	100	1,114	111
大阪市	682	124	1,029	343	1,711	171
神戸市	954	174	542	181	1,496	150

(平成17年度環境省「一般廃棄物処理実態調査」より。広島市順位は、現行17政令市中の平成17年度における順位。)

注) 比率は、数値が最低値の市の値を100とした。最高値、最低値の都市だけを記載している。

平成17年度現在で、市民の1人あたり生活ごみ排出量及び総排出量は政令市で最も少ない。

(コ) 焼却処理の妥当性

広島市は政策として「ゼロエミッション」を目標としているが、人口規模からも大量に発生する廃棄物を衛生的に処理するという点から、現在のところ、焼却処理を全く行わないという選択は困難であろう。

このため、焼却による中間処理は必須であるという前提のもとで監査を行う。

イ 中工場の設備投資決定過程

(ア) 施設の建設決定と実績

建設決定までの明確な記録は残されていないが、旧中工場の老朽化に伴い新工場の建設が検討された経緯はうかがえる。

広島市では、他政令市などと同様に、清掃工場の耐用年数は20年～25年を目安としている。これによると、昭和51年に稼働した旧中工場の建替えの目安は、平成8年～平成13年であるが、旧中工場の廃止は平成16年であるので、使用の目安を3年～8年超過して使用されていたことになる。

旧中工場の廃止に伴う選択肢は、いくつかある。

明記していないものも含めた広島市の検討過程は次のとおりである。

選択肢	課題
①中工場を廃止し、建替えはしない	処理施設が不足する
②中工場を解体し、跡地に新設する	中工場の休止中の処理施設が不足する
③中工場を廃止し、他の場所に新設する	他の場所として、必要面積 4ha を満たす場所は陸地にはない

③は、「埋立免許」の申請資料に、埋立てが必要な理由を記載されている。

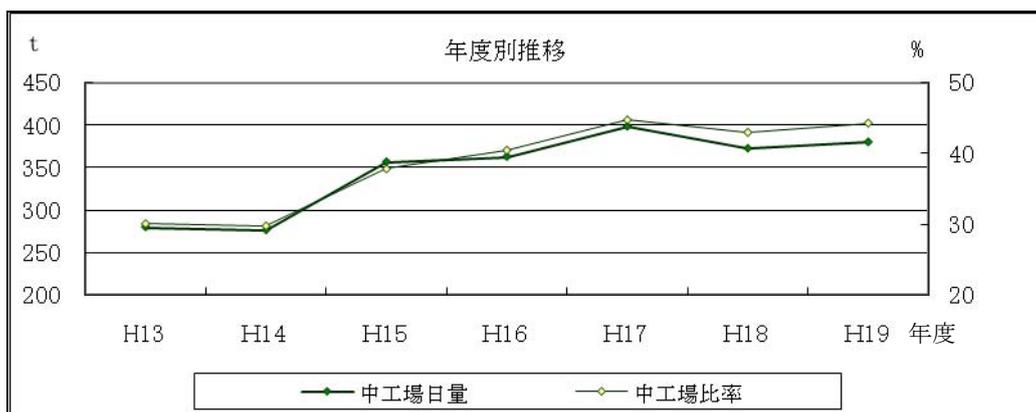
これによると、新工場建設に必要な 4ha の面積確保は、公共施設用地や民間の土地保有状況の関連から、埋立てる以外に不可能であった。

このように、耐用年数順の廃止と、4ha の用地を前提とすれば、旧中工場を稼働しつつ、埋立てによる③の選択肢しかなかったことになる。

新旧中工場及び市内全清掃工場の焼却量の推移

区分	単位	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
中工場焼却量	t	102,044	100,792	130,160	132,422	145,418	135,980	138,695
全清掃工場焼却量	t	339,393	338,625	344,262	327,575	325,238	316,508	313,386
中工場比率	%	30.1	29.8	37.8	40.4	44.7	43.0	44.3
中工場 1 日当たり焼却量	t	280	276	357	363	398	373	380

(広島市からの提供資料により監査人作成)



公称処理能力は日量 600 トンであるが、一般に用いる計算式による実処理能力は日量 442 トンである。

新中工場は平成 16 年 4 月に稼働開始された。

平成 13 年度から平成 19 年度までの稼働率の推移は次のとおりである。

中工場と全清掃工場の稼働率の推移及び全市の不足能力

区分	単位	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
中工場稼働率	%	94.9	93.7	—	82.1	90.2	84.3	86.0
全清掃工場稼働率	%	102.2	102.0	— *1)	84.9	84.3	82.1	81.2
中工場焼却量	t	102,044	100,792	130,160	132,422	145,418	135,980	138,695
全清掃工場焼却量	t	339,393	338,625	344,262	327,575	325,238	316,508	313,386
既存4工場*2)	t	224,448						
不足能力*3)	t/日	428	425	446	384	375	342	331

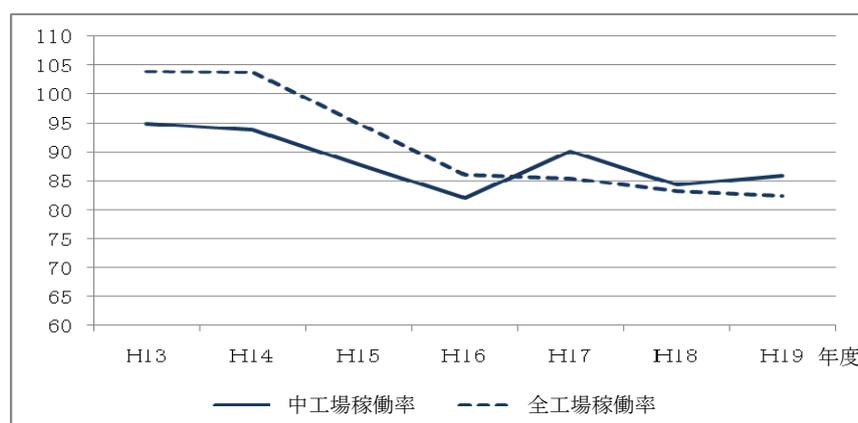
(広島市からの提供資料により監査人作成)

*1) 平成15年度は、新中工場への移行年であり、グラフ上この年のデータは抜いて前後年の中間値で表示している。

*2) 広島市が埋立免許で用いた年間実処理能力(1日当たり処理能力×0.96×280日)を用いて算出した既存4清掃工場の実処理能力。

*3) 実際に焼却した量と上記実処理能力の差: 中工場がないことにより、不足した処理量を前記式で1日あたり処理能力に逆算。

(単位: %)



以上より見ると、全体の焼却量は減少傾向にあり、新中工場の稼働により、中工場の処理比率が高くなっている。

旧中工場が稼働している時期には、一般に使われる実処理能力を超えて運営されており、施設能力は不足していた。新中工場の稼働と焼却する廃棄物の減少により平成19年度の全清掃工場の稼働率は81.2%まで低下している。

新中工場は焼却炉が3炉あるが、平成19年度まではおおむね2炉体制で運転されていた。平成20年度からは安佐南工場の建替えに伴い、3炉体制で運転しているとのことである。

実際の焼却量を見ると、新中工場の公称処理能力は、日量400トン以上必要という結果になる。

焼却炉の耐用年数は20~25年であり、その建設に多額の投資が必要であることから、長期的に3区域に分けた処理体制を将来構想とする上では、日量600トンの公称処理能

力が必要だとしても、現実に処理量が減少する中で、中工場の処理能力を調整し、他の清掃工場への投資計画等で調整するべきではなかったかと考えた。しかし、災害などへのリスク対応等も考えると、他市に比べてもまだ過少な水準であるとのことである。

他政令市の平成18年度時点での処理能力につき、政令市から抽出により確認し、人口及び廃棄物発生量に比べ、広島市の処理能力が過剰ではないことを確認した。

政令市の清掃工場稼働率（平成18年度）

区分	1日当たり 公称処理能力 ①	1日当たり 実処理能力 ②※	年間焼却量 ③	人口④ (10/1 現在)	稼働率 ③/ (②×365日)	人口千人当たり 年間実処理能力 (②×365日/④)
単位	t	t	t	人	%	k g
広島市	1,435	1,057	316,508	1,143,937	82.0	337
札幌市	2,400	1,988	687,324	1,888,687	94.7	384
仙台市	1,800	1,326	380,755	1,005,881	78.7	481
川崎市	2,550	1,878	463,131	1,342,262	67.6	511
大阪市	6,900	5,081	1,552,974	2,631,344	83.7	705
北九州市	2,130	1,569	418,388	990,585	73.1	578

(広島市作成資料)

※実処理能力は公称処理能力×(280日/365日)×0.96で計算した。

(イ) 周辺対策

法による規定はないものの、周辺地域住民の同意を得られなければ、廃棄物処理施設の建設は難しい。広島市の最終処分場の建設に対し、地元の反対で訴訟に発展した事例もある。

一般的に、地元との協議のなかで、廃棄物処理施設の建設を認める代わりに、何らかの公共事業の実施が条件とされることが多い。これには廃棄物処理施設の建設による地価の低下を、公共事業の実施による利便性向上により補うという側面もあるが、合理的な水準の判断は困難であり、政策的に決定される事項といえる。

また、焼却により発生するエネルギーを利用(余熱利用)して、温水プールなどの施設が建設されるケースが多い。

新中工場の場合には、隣接する旧中工場建設時の周辺対策として既に一定の投資が行われており、新中工場建設に伴う周辺対策の内容にはこの延長のものも多い。

周辺住民から建設の同意を得るための交渉は、埋立工事に先立ち行われており、協議により実施することとなった事業についても、必要性がその都度検討されている。

なお、これらの事業に関する協議は、中工場を中心として行われているが、実施自体はそれぞれの施設の管理部署であり、建設費・運営費もそれぞれの部署の歳出予算に計上され、中工場建設関連費として集計されることはない。

広島市では、旧中工場建設後から、毎年1回以上、地元関係者で構成されている「広島市中工場運営協議会」に対して中工場の運営状況の報告を行い、環境基準の順守など

を説明するとともに、工場の外から見た運営に関する意見も聞き、対策が必要な事項がないかについて協議されている。

平成10年度から平成13年度までの間と平成20年度と同運営協議会の議事録を閲覧したところ、広島市中工場運営協議会要綱どおり、年に2回ずつ同運営協議会が開催されており、内容も上記に沿って行われていた。

広島市の記録によると、平成2年の同運営協議会で建替えに関して最初の協議が行われていた。

定期的な同協議会のなかで、事業の必要性などを説明したものと思われ、最終的には、平成12年6月に、「吉島地区環境事業推進協議会」との間で確認書が交わされている。新中工場建設に伴う主な周辺対策事業は次のとおり。

中工場周辺対策事業

(平成20年12月末時点)

内容	実施状況	内容	実施状況
吉島屋内プール建替	未	道路新設	済
吉島老人いこいの家建替	未	防犯灯新設	実施中
吉島公民館建替	実施中	光南公園移転	済
吉島体育館建替	未	北部公園新設	未
福祉センター建設	済	光南集会所移設	済
吉島西地区児童公園整備	済	中工場内に多目的ホール設置	済

周辺対策事業として新設される大きな施設は福祉センターであるが、他の迷惑施設近隣にも建設されており、中工場近辺だけに建設されたものではない。

また、福祉センター以外の他の施設は既存施設の建替えであり、建替えは一定の耐用年数経過後に行われる通常の建替え以外のものは実施されていない。

このほか、他部署から道路の清掃業務などの特別な名目で周辺住民へ支出される補助金や委託料はない。閲覧した議事録のなかにも、各種補助金の要求など金銭自体の交付を内容とするものはなかった。

前表のうち、多目的ホールは中工場内に設けられているため、中工場の減価償却費に含まれている。

ウ 埋立事業

(ア) 埋立事業の概要

海面を埋立てるためには、公有水面埋立法に基づき申請を行い、埋立てにより供給される用地の必要性が明確である場合に限り、港湾管理者より免許が出される。このほか、埋立にあたっては、環境への影響調査や利害関係者の承認なども求められている。免許の申請以前に、各種調査と関係者との交渉が必要である。

新工場建設における埋立地の概要

(単位：千円)

計画面積(m ²)	調査・設計費	埋立工事費	補償関連	その他	合計
43,646.1	828,504	12,131,539	811,319	17,361	13,788,723

(広島市からの提供資料により監査人作成)

前述のように、建設のタイムリミットと、他の地域での建設の可能性との関連から、当地での埋立・建設が決定されている。

建設地決定にあたっては、候補地の間で、用地取得から周辺対策、廃棄物運搬コストなどを含めて総合的なコスト比較を行った後に決定すべきものであるが、当埋立地については他に選択肢がなかったため、実施されていない。

単価を計算すると、1 m²あたり約 31.6 万円となる。

前面道路の平成6年の相続税の路線価は 25 万円/m²である。路線価を 0.8 で割った地価公示ベースの数値を計算すると、31.3 万円/m²であるため、当時の地価では、周辺の用地購入とほぼ同水準であった。財政面で、過大な負担を選択していたわけではないことになる。

(イ) 埋立免許

免許の日付：平成7年11月28日

この日から3か月以内に着手し、着手から2年8か月以内に竣功することとされている。

埋立関連の主な契約内訳の閲覧によると、平成5年2月から測量・調査業務に着手している。

中工場建設後の影響についても検討されている。

なお、埋立地の形状を取り出して見ると三角形をしており、使用効率の点からは劣っている。

埋立免許によると、埋立地は河川が海に流入する河口に位置し、干満と水流への影響を考えると、埋立可能なぎりぎりまでを対象としており、そうすることで河口を延長する効果となり、潮の流れに対する影響が少なくなっている。この部分は、詳細調査の上追加提出されており、重要事項と考えられていたと思われる。

使用目的がはっきりしている埋立事業であるため、工場建設に使用する面積が合理的であることが求められる。

用地の内訳は次のとおりで、護岸用地 5,317.86 m²は、埋立後海岸管理者（運輸省；当時）に帰属させるとされている。

新中工場建設計画の変更状況

区分	工場棟	管理棟	洗車場	計量棟	煙突	環境事業所	小計
計画 (㎡)	11,700.0	800.0	800.0	200.0	100.0	—	13,600.0
比率 (%)	26.8	1.8	1.8	0.5	0.3	—	31.2
変更 (㎡)	13,717.5	0.0	0.0	0.0	52.2	1,435.8	15,205.6
区分	構内道路	駐車場	緑地	小計	護岸用地	その他	合計
計画 (㎡)	10,166.3	2,132.0	12,429.9	24,728.2	5,317.9	—	43,646.1
比率 (%)	23.3	4.9	28.5	56.7	12.2	—	100.0
変更 (㎡)	22,944.5			22,944.5	5,318.6	134.1	43,602.7

(広島市からの提供資料により監査人作成)

工場棟については、他都市の過去の建設例や、機能に対する施設の概要から必要とされる面積を計算している。当初計画と比較して、工場の焼却能力は日量 900 トンから日量 600 トンに変更されたが、焼却炉の点検などの作業効率から炉の数自体は 3 炉のまま予定変更されてなかった。実際には灰溶融炉を伴う施設となり、工場棟の面積は予定よりも増加している。

管理棟は、別棟とされていたが、実際には工場棟の中に建設され、当初の管理棟建設位置には、収集等を行う中環境事業所が建設された。

一方、経済性等を考えるならば、面積を多少縮小したとしても、埋立費用が比例して減少するものではなく、また、必要が生じた時点で追加で埋立てることも合理的ではないため、可能な限り広い面積で埋立てることが効率的である。

新中工場は、旧中工場と異なり、プラントの入れ替え工事が可能であり、周辺緑地はそのためのスペースとしても使えるとのことである。

現状では、新中工場による土地利用状況は、余剰な土地が含まれている状態ではない。

一旦埋立てられた海を元に戻すことは困難であり、瀬戸内海環境保全特別措置法の上では本来必要な最小限度で埋立事業を行うべきであるので、広島市が処理すべき廃棄物量が減少したり、灰溶融炉の建設が求められるなど、埋立地に建設される施設の規模が変更される場合には、必要面積を再検討する必要がある。

海水面の埋立てによる処理も永遠に続けることが不可能であることは明白であり、不要な海水面の埋立ては行われるべきではない。

広島市での検討過程を、ヒアリング及び登記資料等で確認し、それぞれの時点で必要な用地面積が検討されていたことを確認した。

なお、新中工場用地の埋立てにあたり、建設計画は、埋立免許取得時から登記までの間に変更されているが、県に対する変更申請は不要であることを公有水面埋立法により確認した。

(ウ) 埋立工事

埋立免許によると、着工から 2 年 8 か月以内に竣功することとされ、工事工程表もこれにあわせて作成されている。埋立工事は、2 期に分けて契約・施工されている。

これによる期限は平成10年7月となり、工期は当初の予定より長くなっている。
また、契約金額も当初より増加している。

南吉島地先埋立工事（新中工場建替えに伴う埋立工事）

（単位：千円）

工期		当初契約額(A)	変更後契約額(B)	比率(%)B/A
I期	H7.12.18～H11.3.31	8,507,800	9,390,406	110.4
II期	H11.3.18～H12.5.26	2,751,000	2,741,133	99.6
合計		11,258,800	12,131,539	107.8

（広島市からの提供資料により監査人作成）

金額について見ると、当初契約額から約8%増加しているが、通常の建設工事に比べると、埋立てる地盤の条件など、すべてを調査の上で着工するものではないことなどから、変更が発生しやすい工事ではある。

変更契約書は保存年限を超えているため残されていないが、工事内容に関する資料は一覧表により管理されている。

これによると、変更契約の内容は、公共工事残土の発生時期と埋立工事工程が合わず、仮置保存と新たな海上運搬費が必要となったこと、また、予定していたしゅんせつ土の廃棄予定地が、地元の反対により変更となり、運送費がかさんだこと、の2件であり、それぞれ4億円弱の増額変更となったとのことである。

なお、残土を埋立てる公共工事の対象は、広島市の工事だけではなく、国や県、他市町のものも対象とするとのことである。

広島市から見ると、購入土費用がかからないというメリットがあり、残土を出す主体から見ると、処理費用がかからないというメリットがある。このため、おおむね運送費は排出主体が負担する慣行であるとのことである。

広島市の工事での残土受け入れにしても、農業設備や道路の工事費が減少するわけであり、工事費が正確に区分されないことになり、処理費に相当する金額を徴収するべきではないかとの疑問も生じるところであるが、この点については双方メリットがあるものでもあり、徴収されていない。

埋立てによる土地を利用可能な状況にするためには、廃棄物や公共工事により出る土などだけでは十分でないことが多く、一定の購入土は必要である。

埋立免許提出時の予定埋立量と実際の埋立量との比較

区分	項目	購入土	公共工事残土	合計
完成	量 (千m ³)	110	324	434
	比率 (%)	25.3	74.8	100.0
計画	量 (千m ³)	70	266	336
	比率 (%)	20.8	79.2	100.0

（広島市からの提供資料により監査人作成）

実際には、予測よりも埋立ての土の量自体が3割程度増加している。工事費の増加とも合致する結果となっている。公共工事残土も、予定よりも多量に用いられている。

(エ) 補償等

補償対象への補償額等は、約8億円である。補償には、漁業補償と、物件移転等補償が含まれる。

広島市では、そもそも個人情報として個別の計算金額、支払先、計算根拠等を非公開としている。このため、補償額の妥当性や補償手続の検証は監査によるしかなく、重要な事項ではあるが、補償金の計算記録は保存年限を経過していることにより、廃棄されている。このため、計算方法等について、ヒアリングによる検証しか行えなかった。

漁業権は、漁業法第10条に基づき、都道府県知事の免許により設定される特定の水面において、特定の漁業を営む権利であり、排他的な権利である。漁業補償は、この権利に対する損失補償である。

漁業補償の性質や種類は、国土交通省の規則等により詳細に定められている。（「公共用地の取得に伴う損失補償基準」国土交通省訓令）

ここで対象となるのは、次の2種類である。

種類	支払要件
消滅補償	事業の執行により、漁業権等に関する漁場の全部又は一部が永久的に失われ、漁業権等の行使ができなくなる場合
制限補償（漁労制限）	漁業権等に関する漁場の全部又は一部が、事業中又は執行後現状が回復されるまでの間、一時的に行使ができなくなる又は制限される場合

埋立免許関係書類は保存されており、この文書には一部漁業補償に関連する記載が行われている。

そもそも、埋立免許関係書類によると、魚類への影響は限定的とされているが、工事期間中の影響に対する制限補償や、埋立てにより消滅する水域の補償は発生するのであるが、工事に伴う環境アセスメントで行われる魚類への調査と漁業補償で行われる魚類への調査は、調査対象も異なることから、別途行われることが通常とのことであった。

漁業補償とはいえ、損害に対する補償であり、実損を基本として計算されるべきことは他の補償と同様であるが、漁業の実態の把握が難しいこと、魚価が大きく変動することなど、不確定要素が多いため、客観的な判断が難しいことが特徴である。

このため、補償金算定の実務にあたっては、コンサルタントなどに調査から補償金の算定までを依頼されることが多いが、実態の把握が困難であることに変わりはなく、公平中立な立場からの評価という点で、客観性を持たせる意味はあるが、最終的に判断を行う責任は自治体にある。

なお、広島市では、コンサルタントに調査から補償金の算定までを依頼せず、広島市で調査後、補償額を算定しているとのことであり、客観値として保存されている過去の記録を用い、魚価など変化するもので客観的に検証が可能なものについてはその数値を

用いるとのことであった。

内容については検証が不可能であった。広島市は、算定に必要な各種の数値を、近隣で直近に工事を行った国土交通省（当時の建設省）や広島県の数値を用いている。これらの内容の検証が必要ではないかと思われたが、補償対象が同一であるため、同時期に行う補償に対し、違う数値を用いる根拠の検証が困難であり、それだけのコストをかける必要性は見出せない、という広島市の見解は妥当と思われた。

これらを含め、広島市が説明する計算方法に不適当と思われる内容はなかった。

物件等移転補償金の補償は、漁業補償と同様に、一般損失補償に位置づけられており、物件の移転に伴う損害を補償する。これについても、漁業補償と同様に、国土交通省の規定に計算方法等が記載されている。広島市でも基本的にこれに従い計算されているとのことである。

今回の補償対象は、工作物の移転に必要な費用とそれに伴い発生する営業上の損害等に対する損失補償金である。

これについても、当時の事業、計算方法につき、主としてヒアリングにより確認を行った。

物件等移転補償に必要な金額の積算に不合理な点はなかった。

エ 建物

(ア) 基本設計の決定方法

新中工場は、「ひろしま2045：平和と創造のまち」（旧ひろしま2045ピース&クリエイト。以下「P&C制度」という。）の対象事業として設計されている。

P&C制度については別途検討しており、概要は該当ページを参照いただきたいが、この事業は広島市の社会資本に対するものであり、社会資本形成としての付加価値を求められることになる。

(イ) 新中工場決定過程

担当部署（環境局）では、建設関連資料として、次の文書を保管している。

- ・平成8年2月19日開催 P&C制度対象プロジェクト推進部会議事録
- ・平成8年2月20日付 P&C制度対象プロジェクト指定通知

新中工場がどの方針に基づき選定されたか、選定時の議事録には明確に記載されていないが、建設後の新中工場から考えると、臨海埋立地に建設される規模の大きな工場であることから、P&C制度の対象事業の要件には該当している。

- ・平成8年5月31日開催 P&C制度選定会議結果
- ・平成8年10月18日付 中工場建替の設計候補者の選定について（通知）

設計者の実際の選定については重要事項であるが、環境局は選定結果だけを入手している。

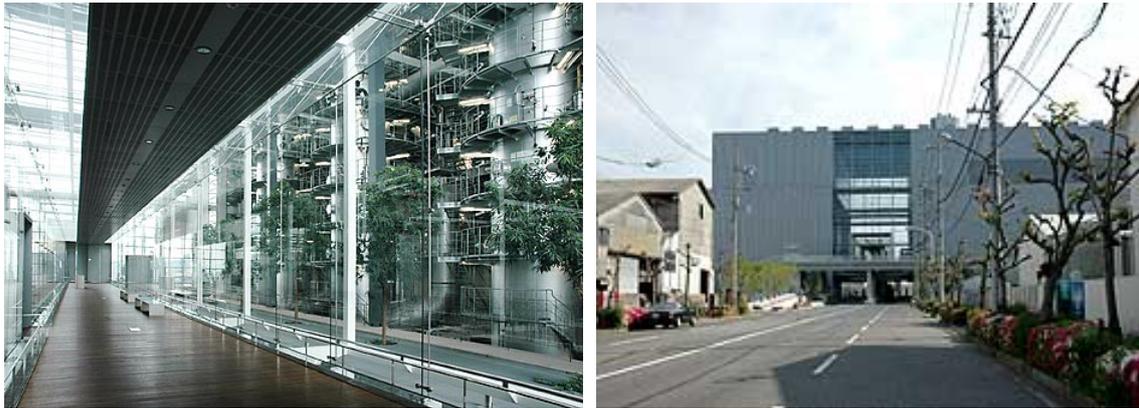
その後の実際の交渉などは当時のP&C制度の担当部署が行っており、環境局は内諾をもらった時点での通知を保存している。

新中工場の設計者は、美術館・博物館などの建設設計の権威であり、ニューヨーク近

代美術館以外は、コンペ応募による仕事は行っていない、とのことである。

新中工場は、ガラス越しに設備を見学しつつ海に通じる通路（エコリアム）を設けるなど、単に焼却機能だけではなく、廃棄物行政の情報提供機能を持たせている。

最近建設される清掃工場は、アメニティに配慮したものが増えているが、施設を覆い隠すタイプのものが多い中で、設備を展示物とし、内部に公共的な空間を配している発想は、当施設がさきがけたものとのことである。



左：エコリアム 右：外観 写真は建築マップより。

(ウ) 中工場設計業務契約手続

契約は「ひろしま2045：平和と創造のまち設計者選定要綱」により、次のように定められている。

第7条 設計者が選定された場合は、市は、当設計者の意向を確認の上で、原則として随意契約により設計等を委託するものとする。

2 設計等の報酬は、建設にあっては、建設省告示（昭和54年告示第1206号）を準用するものとする。

土木・造園にあっては本市の規定によるものとするが、特にデザインに係る業務の比重が高いと認められる場合にあっては、同種同等の事例に準じた意匠料を加えるものとする。

随意契約の手続の流れ

(施設建設担当部署)

(選定された設計者)



新中工場建設事業に関する設計及び工事監理業務は次のとおり。このうち、a～cを抽出し、当初見積り等資料を検討した。

新中工場建設事業に関する設計及び工事監理業務

業務名	工期	請負金額 (千円)	再委託等
a 基本計画策定業務	H8.10.29 ~ H9.3.31	12,772	協力事務所 1 者
b 基本設計業務	H10.5.14 ~ H11.3.31	143,850	—
c 実施設計業務	H11.5.24 ~ H12.3.15	346,500	協力事務所 4 者
d 新築工事監理業務	H12.7.24 ~ H16.2.27	164,850	
小計		667,972	

(広島市からの提供資料により監査人作成)

契約資料を閲覧したところ、当初の基本計画策定業務については、設計に関する基本工数を基準とし、それ以外については建設工事金額に対して一定の工数を想定し、積算された金額を予定価格とし、それを下回る金額で契約されている。上記要綱の第7条第2項の「意匠料」が建設にも適用されるかどうかは規定からは十分読めないが、当建設工事の積算に関して、特別経費として計上された項目は次のとおりである。これらは個別の業務に対するものであり、意匠料として別途上乘せされた部分はない。

なお、設計金額等の情報は、広島市が非開示としている情報を含むため、ここには記載していない。

業務名	内容
b 基本設計業務	模型
	パース
	写真撮影
c 実施設計業務	CG
	模型
	テレビ電波受信調査

設計費の積算は、建設工事金額を基に計算される。実際の工事金額と積算根拠を比較すると、工事金額は積算根拠と大きく乖離していなかった。これらは、求められる承認を経ており、恣意的に行われたものではない。

通常は、建設費に対して一定の割合で計算されるが、別項 157 ページの比較表を見ると、中工場の比率は他の P&C 制度の対象事業に比べて特に高い水準ではない。

契約手続は、当時の規定に基づき、適正に行われている。

新中工場建設工事業費（建築及び付属設備）

（単位：千円）

区分		事業費
建築工事		14,588,159
設備工事	電気設備工事	1,070,681
	空気調和設備工事	1,028,648
	衛生設備工事	363,868
	エレベーター設備工事	289,800
	合計	2,752,997

(エ) 中工場建設単価

中工場の建設単価について、広島市の他の清掃工場と比較すると、中工場は非常に高い水準である。ただし、これは構造及び建設年度の影響も大きく、数値を示すことで誤解を招く恐れがある。現在建替中の安佐南工場完成後には、比較分析することが望まれる。

なお、新中工場は、次項に記載するように、灰溶融炉を併設するため、建築面積は他の清掃工場よりも大きくなる。

(オ) 廃棄物処理費用への影響

新中工場のコスト計算内訳のうち、建物の減価償却費は償却期間 45 年、年額 319,456 千円と計算されている。

公債利子は 503,083 千円である。

エコリアム、見学施設などは、本来の焼却業務とは関連しないが、広報的な役割から、廃棄物処理費用と見られており、他の清掃工場に比べると広くとられている。

灰溶融炉の整備に必要な経費が、新中工場の減価償却費、公債利子を高くしている。

これは、国の補助要綱に従い併設が求められたものであり、新中工場建設計画では、これに合わせて計画の変更が行われている。

オ プラント

(ア) 概要

プラント設備は、新中工場施設の主要部分である。前述のように、当時の国からの補助の要綱により、広島市では灰溶融炉を伴う施設とする必要があった。

なお、現在では特に灰溶融炉の設置は求められておらず、広島市が現在建替中の安佐南工場では、灰溶融炉の併設は予定していないとのことである。

焼却炉、灰溶融炉は、メーカーにより方式が異なる。

このため、建設する焼却炉・灰溶融炉のタイプを前もって広島市で決定する場合、建設可能なメーカーも程度の差はあるが、ある程度制約されることになる。

(イ) 決定手順

広島市では、新中工場建設にあたり、あらかじめ施設の方式を定めず、次の手順により決定している。

- ① 処理施設について、処理トン数と焼却及び灰溶融という方法を記載した基本仕様書を公開の上、入札予定公告の実施
- ② 見積設計書を徴収
- ③ 設計書を提出した各社にヒアリングを実施
- ④ 複数業者が可能であると回答した方法を採用
- ⑤ 指名競争入札

なお、灰溶融炉は、電気式による溶融処理を条件としている。これは、焼却熱による発電を利用することを意図した指定であり、これにより、ある程度業者が限定されたとしても、複数の施工可能業者が残されている。

これらの決定は、学識経験者による技術審査を各段階で行いつつ決定される。

(ウ) 手続

技術審査が行われた資料を徴収し、閲覧したところ、設計段階から審査が行われ、基本仕様書が検討・修正されていることを確認した。

(エ) 灰溶融処理

灰溶融は、焼却灰中のダイオキシン類の無害化及び焼却灰の減量化を主目的として行われる。また、廃棄物の焼却灰を溶融することにより、生成される溶融スラグは、建設資材などとして使用可能であるため、リサイクルという位置付けも持っている。

焼却、灰溶融による容量と重量の減量はおおむね次のとおり。

項目	廃棄物→焼却処理→灰	灰→溶融処理→スラグ
容量	100%→4%	4%→2% (約半分)
重量	100%→9～10%	9～10%→約7% (約7割)

溶融スラグは、黒褐色のガラス状のものであり、コンクリートに混入する砂の代替材などとして用いられる。

現在、溶融スラグは1トン当たり 52.5 円で売却されている。売払い先は主として1者である。

平成18年度の溶融スラグ持出し記録を集計すると、次のとおり。

溶融スラグの利用状況（平成18年度）

（単位：トン・％）

用途	砂状	塊状	合計	比率
埋立地での再利用	—	4,124.3	4,124.3	58.8
試験用	0.3	0.0	0.3	0.0
売り払い	2,318.3	397.4	2,715.7	38.7
公共使用	174.6	0.0	174.6	2.5
合計	2,493.2	4,521.7	7,014.9	100.0

（広島市からの提供資料により監査人作成）

平成20年7月の売却関連資料を閲覧したところ、搬出記録に沿って売却収入が計算され徴収されていた。

なお、過半数のスラグは埋立地集水管まわりの透水材の代替品として使用されている。広島市が集計した平成18年度灰溶融炉関連コストは、鉄などの売却収入を引いても約587百万円であり、これに減価償却費約226百万円を加えると約813百万円となる。平成18年度のスラグ1トン当たり溶融コストは約116千円となる。

平成18年度灰溶融炉運転に係る経費

（単位：千円）

歳出合計①	歳入合計②	差額①－②＝③	減価償却費④	加算③+④
603,454	16,548	586,906	226,568	813,474
委託料	修繕料	その他		
442,173	73,841	87,440		

（広島市からの提供資料により監査人作成）

注）歳出合計＝委託料＋修繕料＋その他

広島市の埋立処分原価は1トンあたり27,474円と計算されており、コスト面から見ると、減量コストとして見ても高い水準となっている。

(オ) 廃棄物処理費用との関連

灰溶融処理をしなくとも、灰をためておく施設は必要であるなど、灰処理コストが零になるわけではない。

一方、灰溶融処理は電気により行われており、これは廃棄物焼却熱による発電をあてている。これを行わなければ、発電された電力の売却収入が増加する。

(カ) 入札

中工場建替事業に係る建築・設備工事の入札結果

区分	予定価格	落札価格	落札率	業者数	内入札参加者数	入札回数	入札日
単位	百万円	百万円	%	者	者	回	
建築工事	14,380	13,900	96.7	9	9	1	5月31日
電気設備工事	1,057	1,020	96.5	11	11	1	5月31日
衛生設備工事	362	350	96.7	11	11	1	7月7日
空気調和設備工事	1,009	980	97.1	12	12	1	5月31日
焼却炉設備工事	23,519	20,880	88.8	4	4	1	5月31日
エレベーター設備工事	277	276	99.6	8	8	1	7月7日

(入札日はすべて平成12年。入札調書より作成。)

焼却炉工事以外は、高い落札率となっている。契約手続は、当時の契約規定に従って適正に行われている。

(キ) 旧中工場

現在、新中工場に隣接する旧中工場施設は、解体されず休止状態となっている。

これは、当時の補助要綱によると、解体費用が国庫補助の対象となっていなかったためである。

当初の計画資料によると、収集された廃棄物を大型車に積み替えて最終処分場などに運搬する積み替え施設として利用する計画であったが、旧中工場も大型施設であり、作動させることによる運営コストを考慮して休止している。

清掃工場が休止状態であることは、安全面から問題とされるところであり、現在の交付金要綱では、他の廃棄物処理施設の建設のための解体であれば交付金が受けられる制度にはなっている。

ただし、そのために不要な施設を建設することも本末転倒である。新中工場の運営にあたり、旧中工場を休止状態でおくことによる追加支出は発生していない。

なお、今年度、広島市が発注した安佐南工場の解体工事は約3億円で契約されている。

カ プラント運転

(ア) 概要

清掃工場の運営は、高度なノウハウを必要とされ、プラントの建設工事を行った業者又はその関連企業が管理している場合が多い。

このため、本来は事後の管理コストも含めて入札、もしくは、多年度負担行為による入札などが望まれるところである。これに代えて、広島市では、当初の導入時の検討や技術審査により、運営コストの検討も行われており、当時の制度下で、可能な検討は行われていた。

また、次項に記載しているように、管理費についても一般競争入札を導入し、一定の成果を挙げている。

(イ) 契約事務

新中工場のプラント運転管理業務について、当初はプラントメーカーである三菱重工業(株)の関連企業である三菱重工環境エンジニアリング(株)が指名競争入札において落札し、平成16年度から継続して落札し、管理を行ってきた。

平成19年度から、一般競争入札によったところ、応募が2者に対し実際に入札に参加したのは1者であり、三菱重工業(株)の関連会社ではあるが、別会社が落札している。入札の結果は次のとおり。

新中工場プラント運転管理業務の入札結果について

区分	予定価格	落札価格	落札率	業者数	内入札参加数	入札回数	方法
単位	千円	千円	%	者	者	回	—
平成15年10月	102,190	89,000	87.1	5	5	1	指名競争入札
平成16年4月	314,095	313,800	99.9	5	5	1	指名競争入札
平成17年4月	311,523	311,400	99.9	7	7	1	指名競争入札
平成18年3月	312,095	308,400	98.8	6	6	1	指名競争入札
平成19年2月	617,142	574,423	93.1	2	1	1	一般競争入札

(広島市からの提供資料により監査人作成)

平成15年度は、12月20日から試運転であり、金額は少額である。平成19年度からは契約方法を一般競争入札とするとともに、契約期間も2年としたため、契約金額自体は増加しているが、1年あたりの契約額は減少している。

キ 啓発機能と焼却費用

自治体の清掃工場には、自治体内の小中学生が授業の一環として訪れるなど、教育啓発業務を担う一面がある。

新中工場は、自由開放されているエコリアムなど先進的な試みにより建設されており、広島市の内外を問わずの見学者が多い。見学者の案内は、ボランティアや管理職員が行っている。

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 参考

ア 減価償却費

事業者が排出する一般廃棄物は、自ら処理するか、コストを負担することが原則である。

広島市がこれら进行处理する場合の、事業者の負担割合は、広島市の政策判断により決定されるが、負担割合決定の根拠となる焼却処理費用は、合理的に計算される必要がある。

新中工場の事業費等の検討を通じて、広島市が計算する原価計算に関し、焼却処理費用に含まれる減価償却費につき、以下の点につき、検討が必要と思われた。

なお、広島市が計算する原価計算は、一般廃棄物の処理にかかる費用を算出する目的で作成されており、広島市の歳出や財産を基礎として計算されるが、歳出や財産に影響を与えるものではない。

① 使用年数

減価償却費は、長期間使用する資産の取得費を、使用各期間の原価に按分する方法である。広島市では、法人税法の計算に使用される耐用年数（使用可能期間）を基本として、建設に要した支出をこの期間で割り、年間の減価償却費を計算している。広島市の廃棄物処理事業には、法人税等の納付義務がないため、これに従う義務はないが、計算のための客観的な数値として用いているものと思われる。このため、見積年数と法人税に用いられる耐用年数が異なることが明らかである場合は、見積年数を使って計算するべきである。

新中工場では、焼却炉の入れ替えが可能な設計となっているが、その他の清掃工場は、焼却炉が老朽化し、修繕も不可能になると、廃止されるとのことである。

そうであれば、建物についても、焼却炉の使用可能年数の目安である 20～25 年を耐用年数とする必要がある。例えば、建物の取得費が 10 億円で 50 年の耐用年数を用いて焼却処理原価を計算していたが、25 年で除却か使用停止した場合、年間 2,000 万円の減価償却費が計上されていたが、実際には 4,000 万円の減価償却費を計上するべきであったことになり、焼却費の計上が過少であったことになる。

当初の見積もりと実際の使用年数が異なることは多いが、当初から耐用年数だけ使用しないことが見込まれている資産については、見積もりの耐用年数を使用するべきであろう。

② 除却費用

次に、現在の方法では、必ず発生する費用のうち、建物や焼却炉の除却費が焼却処理費用に計上されない。焼却炉や清掃工場の建物などの事業費に比べると少額ではあっても、安佐南工場で約 3 億円など、一定金額以上の除却費が確実に発生することが見込まれる以上、他の用途に転用せず撤去する場合には焼却処理費用に含めて計算するべきである。

③ 広報目的使用部分

また、以上の項目に比べ、金額は少額であり、区分計算も困難であるが、広島市では工場内の展示や見学用のスペースに関する原価も焼却処理費用の減価償却費の対象としており、見学者に対する対応費用とともに焼却原価として扱っているが、清掃工場の運営費の範囲について、民間の感覚とは差異があるように思われる。

イ 財政分析との関連

広島市の財政分析から、一定期間の投資金額が多額であった施設を抽出して検討を行っ

たが、中工場は、様々な要因から、従来の広島市の清掃工場に比べ、処理能力当たりの原価が高くなっている。また、新中工場の建設に伴い、1トン当たりの焼却処理費用も高くなっている。

その要因を再度整理すると、次のようなものである。

- ① 清掃工場全体の稼働率が低下した。
- ② 新たに埋立てにより用地を確保したため、多額の用地費を要し、またこれは国庫補助対象ではないため、公債利子負担額が多額となった。
- ③ 減価償却費が高くなった。
- ④ 灰溶融炉を備えたために、焼却処理コストが高くなった。

なお、通常に比べても、灰溶融炉を備えたことや従来よりも展示スペースなどが増えたことにより、処理能力の増加に比した建物面積の増加が大きくなっている。

新中工場の建設により、焼却処理費の固定費部分が増加しているが、焼却量は減少しているため、現在のところ、全体の廃棄物処理原価を押し上げる結果となっている。広島市は、持続して廃棄物を安定処理するという、本来の事業の目的に従い、新中工場建設決定から工事施工までの各段階で、与えられた条件の中で、意思決定を行っており、残された資料から検討した結果、契約手続等は適正であった。

4 都市公園

(1) 監査の視点

- ア 都市公園法第17条に基づいた都市公園台帳が適正に整備され、公園の状況を的確に把握することができ、かつ、適正な財産管理を行うことができているか。
- イ 公園の利用者等の要求があった場合、都市公園台帳を遅滞なく閲覧可能な体制になっているか。
- ウ 都市公園内の食堂、売店、自動販売機に係る設置（管理）許可、使用料には合理性があり、かつ、適法になされているか。
- エ 大規模公園プロジェクトについて、事業に対する定量的な評価が適正に行われているか。
- オ 都市公園内の運動施設、駐車場における使用料の設定は、受益者負担の適正化という点からみた場合に、合理性があるか。

(2) 監査の概要

ア 監査対象の概要

(イ) 都市公園の定義

都市公園とは、都市公園法に基づき設置された公園で、都市計画施設として都市計画決定された公園又は緑地、都市計画区域内で設置される公園又は緑地を指している。

都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であり、都市公園法第2条及び都市計画法第11条第1項～第2項では「園路、広場、花壇、砂場、植物園、動物園、野外ステージ、プール、陳列館、売店、駐車場など」を備えた敷地としている。

都市公園の整備主体には、市町村、都道府県、国があり、市町村の役割は、地区の身近な公園や都市レベルで利用する公園を確保していくことにある。

都市公園法に規定される都市公園には、以下のような種類がある。

種類	種別	内 容
住区基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積は0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積は2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積は4haを標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	主として都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。

種類	種別	内 容
都市基幹公園	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所あたり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
国 営 公 園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所あたり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものについては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む。)
	緑 道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、

種類	種別	内 容
緩衝緑地等	緑道	学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

(イ) 広島市の都市公園の整備状況

広島市には、平成20年3月31日現在、1,118 箇所の都市公園があり、その種類別の内訳は以下のようになっている。

	箇所数	面積 (ha)	平均面積(m ²)
街区公園	965	165.22	1,712
近隣公園	48	102.81	21,419
地区公園	12	60.66	50,550
住区基幹公園	1,025	328.69	3,207
総合公園	7	170.17	243,100
運動公園	5	104.45	208,900
都市基幹公園	12	274.62	228,850
風致公園	8	56.94	71,175
動植物公園	2	44.95	224,750
歴史公園	1	4.7	47,000
墓園	2	16.6	83,000
特殊公園	13	123.19	94,762
広域公園	2	125.45	627,250
都市緑地	58	64.83	11,178
緑道	8	17.9	22,375
合計	1,118	934.68	8,360
人口(単位:人、H20.3.31現在)			1,163,475
市民一人当たりの公園面積(m ² /人)			8.03

(広島市作成資料 平成19年度公園開設調書より)

上記 1,118 箇所の都市公園のうち、広島市が管理する公園は 1,115 箇所であり、歴史公園 1 箇所、広域公園 1 箇所、運動公園 1 箇所は広島県が管理する公園である。

なお、一般的に公園と認識されたり、都市公園と類似の施設であっても、都市公園として管理されていないものも多い。例えば、広島市の中では、港湾緑地、ちびっこ広場は都市公園には分類されない。都市公園に準じた公園施設を入れれば、地域の公園・緑地の整備状況は大きく変わることもあり、都市公園の一人当たりの面積は、公園・緑地の整備状況に対する指標の一つである。広島市の都市公園の面積に公園類似の港湾施設、森林公園の面積を加えると、平成11年の数字であるが、一人当たりの公園緑地の整備面積は 14.0 m²/人となる。

また、市民一人当たりの都市公園面積の推移は以下のようになっている。

年度	H15	H16	H17	H18	H19
市民一人当たり 公園面積(m ² /人)	7.7	7.8	8.0	8.0	8.0
備考	879.1ha / 113.8 万人	893.7ha / 114.3 万人	926.6ha / 115.4 万人	929.8ha / 115.8 万人	934.7ha / 116.3 万人

(広島市作成資料) 市民一人当たり公園面積(m²/人) 小数点第2位切捨て

(ウ) 都市公園整備に関する方針

「広島市緑の基本計画」の中で、「公園緑地の整備」について、「幼児から高齢者まで広く利用され、遊び場として子どもたちの人間性を育み、住民の出会いの場として住民相互の交流や地域のコミュニティの形成にも役立つ、身近な公園緑地の整備を進めるとともに、公園に至る歩道の整備などに努めます。また、公園緑地に求められている多様なニーズに応えるため、地域の特性を生かした公園緑地を整備します。」とし、都市公園については市民一人当たりの整備面積を、目標年度の平成22年度には約10 m²とすることを目標に整備している。

これは、以下のような根拠により、数字を裏づけている。

平成10年度実績

人口 112万人

1人当たり公園面積 7.2 m²/人

公園面積 798ha (実績)

平成22年度目標

推定人口 116.9万人 (第4次基本計画より引用)

1人当たり公園面積 9.6 m²/人 ≒ 10 m²/人 (目標)



○ H元年度～H10年度の公園一人当たり面積の推移から平成22年度目標値を9.6 m²/人 (≒10 m²/人) とする。

公園増加面積 330ha (目標)



○ 公園一人当たり面積目標値及び推定人口から公園増加面積を計算
公園増加面積 = 116.9 × 9.6 - 798 = 324.2 ≒ 330ha

(エ) 都市公園の事業費の推移

過去からの事業費の推移を見ると、平成18年度以降、都市公園の用地取得は以前に比べ相当減少し、維持管理にかかる費用も減少している。

(単位：百万円)

事業区分	年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20
公園整備費		2,289	2,458	2,269	377	328	222
	公園整備費（施設整備）	403	602	388	227	182	222
	公園整備費（用地取得）	1,886	1,855	1,881	150	147	-
公園墓園新設改良費		483	450	356	363	255	494
	公園施設整備（便所、水飲、遊具、外柵、公園灯等）	252	206	229	226	204	429
	法面防災対策	231	244	126	137	51	65
公園墓園維持費		2,628	2,635	2,563	2,322	2,290	2,430
動物園費		693	664	678	619	627	633
植物園費		484	512	518	461	465	451
道路橋りょう総務費		637	616	540	373	337	671
	街路樹保守管理	637	616	540	373	337	671
合計		7,214	7,335	6,925	4,515	4,303	4,901

(広島市作成資料)

(注) 平成19年度までは翌年度へ繰越額を含む決算額、平成20年度は当初予算額である。内訳はそれぞれ四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

(オ) 都市公園の維持管理体制

県管理の公園を除いた1,115箇所の都市公園を直轄公園（平和記念公園・中央公園・広島広域公園・広島市安佐動物公園・広島市植物公園）とそれ以外の公園に分け、直轄公園については、都市整備局緑化推進部で管理し、直轄公園以外は各区役所（8区役所）で管理することとしている。

そのうち、直営とすることが適当である公園以外で、原則、有料公園及び有料公園施設のある公園（無料ではあるが、現地管理事務所で利用調整を行う新牛田公園・牛田総合公園を含む。）について、広く民間事業者等の能力を活用するために、指定管理者制度を導入している。

また、それ以外に街区公園等についても広島市の施策である「市民参加による公園づくり」の観点から、現在、清掃等で公園の維持管理に参加している地元町内会等が、指定管理者の申請を行う場合には、地元町内会等を指定管理者としており、現在、37の公園で指定管理者による管理を導入している。

指定管理以外に、財団法人広島市動植物園・公園協会へ公園の遊具等の点検パトロール、清掃、除草、樹木保守管理、遊具、ベンチ、フェンス、車止めなどの補修・修繕などの業務を委託している。

(カ) 財団法人広島市動植物園・公園協会への公園施設の無償貸付け

財団法人広島市動植物園・公園協会（以下「財団」という。）は、広島市の有料公園及

び有料公園施設のある8つの公園の指定管理者であるが、指定管理者となった8公園及びそれ以外の2公園内にある広島市の土地、建物を無償で借りて、食堂、売店、自動販売機等の収益事業を行っている。これらについては、指定管理者の管理対象とはしていない。

食堂、売店は、広島市安佐動物公園については財団が直接営業し、それ以外の中央公園（ファミリープール）、広島市植物公園は財団から民間業者へ運営を委託し、売上に応じた一定の手数料を得ている。自動販売機は、設置業者との契約により、売上金額の一定割合を手数料として受取っている。平成19年度の決算では、これらの収益事業収入は207,948千円であり、税引前当期一般正味財産増減額は28,783千円（一般会計への繰入額9,685千円を除いている。）であり、法人税等11,225千円を支払った残りを留保している。

市から収益事業に対して無償供与を受けている土地及び建物は以下のとおりである。

（平成20年3月31日現在）

名称	所在地	区分	現在高
中央公園 ファミリープール	中区基町4番41号	土地	浮き輪貸出所等 85.69 m ²
		建物	売店・食堂 112.38 m ²
中央公園定期観光 バス等駐車場	中区基町21番	土地	自動販売機設置 2.00 m ²
新牛田公園	東区牛田新町 一丁目8番5号	土地	自動販売機設置 2.20 m ²
牛田総合公園	東区牛田新町一丁目	土地	自動販売機設置 1.10 m ²
		建物	自動販売機設置 1.10 m ²
寺迫公園	安佐北区真亀 一丁目9番1号	建物	自動販売機設置 1.15 m ²
瀬野川公園	安芸区上瀬野町	土地	自動販売機設置 17.20 m ²
		建物	自動販売機設置 2.40 m ²
佐伯運動公園	佐伯区五日市町 大字保井田	建物	自動販売機設置 4.21 m ²
大芝公園 (交通ランド)	西区大芝公園 1番50号	建物	自動販売機設置 32.13 m ²
竜王公園	西区竜王町	土地	自動販売機設置 2.20 m ²
		建物	自動販売機設置 3.06 m ²
可部運動公園	安佐北区可部大字 勝木1410番地	建物	自動販売機設置 3.08 m ²
広島市安佐動物公 園	安佐北区安佐町 大字動物園	建物	売店・食堂等 712.78 m ²
広島市植物公園	佐伯区倉重 三丁目495番地	土地	自動販売機設置等 10.69 m ²
		建物	売店・食堂等 366.75 m ²

（財団は、このほか市の施設を本部事務所として無償で使用している。）

これらの収益事業について、使用料を徴収しないことに対する市の説明の要旨は次のとおりである。

食堂、売店

ア 広島市安佐動物公園

・食堂、売店は、広島市安佐動物公園条例第6条に定める施設であるため、同条例第7条により管理許可を行い、同条例第10条及び同条例施行規則第6条第7号（その他市長において減免を適当と認める場合）に基づき使用料を免除している。

なお、食堂、売店は収益事業であるが、収益を公益事業（緑化推進事業、動植物園事業、協会事業）の財源に繰り入れていることから、公益上の目的があるとして使用料を免除している。

・自動販売機は、広島市安佐動物公園条例に定める施設ではないため、広島市財産条例第2条により行政財産の目的外使用許可をしている。なお、指定管理者制度移行に伴い、公共的団体が自動販売機を設置する場合も使用料を徴収している。

イ 広島市植物公園及び有料公園施設を有する公園

・食堂、売店及び自動販売機は、都市公園法第2条に定める便益施設であるため、同法第5条第1項に基づき設置（管理）許可を行い、広島市公園条例第11条及び同条例施行規則第9条第1号（営利を目的としない団体が公益上の目的のために使用する。）に基づき使用料を免除している。

なお、食堂、売店及び自動販売機は収益事業であるが、収益を公益事業（緑化推進事業、動植物園事業、協会事業）の財源に繰り入れていることから、公益上の目的があるとして使用料を免除している。

(キ) 都市公園台帳

都市公園台帳とは、都市公園法第17条でその整備を定められており、都市公園の管理を適切に行い、かつ、広く公衆に都市公園の現状を知らしめることを目的とし、公園管理者は同法第17条に基づき、都市公園台帳の作成及び保管を行うとともに、これを閲覧に供することとされている。

(ク) 都市公園の費用対効果の測定

一般的に公園には、実際に公園を利用する、又は将来の利用を担保する価値（利用価値）、都市景観の向上、都市環境を維持・改善する価値（環境価値）、震災等災害時に有効に機能する価値（防災価値）、その他の価値（人々の賑わいの場となり、地域の活性化、地域間交流の促進する価値、都市の自然緑地、既設の公園緑地と連携し、緑のネットワークを形成する価値等）が考えられる。

公園はこうした価値をもつ必要不可欠な社会基盤であり、計画的に整備及び維持管理を続けていかなければならない。しかし、一方で、広島市の財政は悪化しており、公園

などの公共施設への投資環境は極めて悪く、限られた予算の中で最大限の効果をもたらすような投資を行うことが求められている。

平成11年度以降事業完了又は事業中の公園・緑地等で投資額（用地取得及び整備費）の多い公園整備事業の上位10公園は以下のようになる。

	公園名	公園種別	地域	面積	事業費 (百万円)	備考
1	東千田公園	近隣	中区	3.0	14,354	
2	牛田総合公園	総合	東区	21.6	12,214	
3	東部河岸緑地	風致	中区 南区	29.8km	2,925	事業中(10.8km 開設)
4	西部河岸緑地	風致	中区 西区	17.9km	2,619	事業中(12.5km 開設)
5	出島東公園	近隣	南区	1.6	2,004	事業中
6	寺山公園	総合	安佐北区	10.4	1,713	事業中(平地部 4.6ha H.20.4.1 開設)
7	口田南公園	近隣	安佐北区	1.0	1,103	
8	古川水鳥緑道	緑道	安佐南区	5.4	601	
9	矢賀新町第二公園	街区	東区	0.08	169	
10	井口第四公園	街区	西区	0.12	154	

(広島市作成資料)

- (注)
- ・面積の単位は特に記載しているものを除き ha である。
 - ・街区公園については平成13年度以降事業完了のものから上位2件を抽出

過去の公園整備事業のうち、東千田公園、出島東公園（未開設）について、市の行った費用対効果分析結果を記載する。

a 東千田公園について

(a) 位置及び公園の種類及び事業の経緯

東千田公園は、広島市の中心部（中区東千田町一丁目）に位置し、広島大学本部跡地約11haのうち約3haを近隣公園として整備し、平成9年度に開設された。

当公園整備事業は、当初、広島大学本部跡地開発として取りまとめられた「遊創の杜」利用計画案において、公園として整備するとされた部分である。同利用計画案では、公園のほか映像や芸術などの文化拠点等の整備が計画されていた。

当公園整備事業自体は、完了しているが、残りの部分のうち、北西側の部分につ

いては、民間事業により高層住宅が建設されている。さらに未利用地の部分については、「知の拠点」として再生することとし、市と広島大学が民間の事業予定者を募集・選定したが、選定された事業予定者の代表会社の経営破たんなどにより、現在、事業の再構築が検討されている。

(b) 整備概要

事業期間	平成7年度～平成17年度
事業費	約14,354百万円
整備施設	園路、広場、植栽、便所、照明灯、噴水、ベンチ、水飲み
防災設備	耐震性貯水槽、防災無線屋外受信機

(c) 事業費（用地取得費及び整備費）の内訳

(百万円)

項目		事業費	備考
用地取得	直接買収	5,367.44 m ²	2,505
	都市開発資金償還	16,359.48 m ²	9,479 償還期間：平成12～17年度
	無償譲渡分	8,752.10 m ²	0
	小計	30,479.02 m ²	11,984 財源内訳： 国費 2,455 起債 7,703 一般 1,826
施設整備	自然石舗装等		673
	植栽等		181
	便所・照明等		144
	噴水等		154
	小計		1,152 (1,152+1,218=2,370)
建物解体撤去		1,218 財源内訳： 国費 674 起債 513 一般 1,183	
合計		14,354 財源内訳 国費 3,129 起債 8,216 一般 3,009	

(d) 費用対効果分析

東千田公園は、地価の高い都心にあるため、市の都市公園の中で1ha当たりの用地費が最も高く、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする近隣公園であることからすると相当高額な事業費をかけて整備した公園になっている。

事業の投資効果として、広島市が平成16年12月に実施した費用対効果（以下

「B/C」という。)は、以下のようにになっている。

B/C	1.78
総便益 (B)	26,424 百万円
便益の主な根拠	誘致距離 1.5km、誘致圏人口 30,592 人 (世帯数は平成10年4月末をベース)
総費用 (C)	14,840 百万円

1世帯あたり年間で、利用に対する価値が7.9千円、環境に対する価値が7千円、防災に対する価値が14.5千円程度と計算されており、これから総便益が26,424百万円の内訳を算出すると、利用価値が7,100百万円、環境価値が6,291百万円、防災価値が13,032百万円となる。

b 出島東公園についての検討

(a) 位置及び公園の種類及び事業の経緯

出島東公園は平成11年度に南区出島一丁目22番に近隣公園として都市計画(1.6ha)決定されたが、広島市公共事業見直し委員会の意見を受け、事業計画の延長と事業費の縮小を行い、現在整備を一時中断している。平成23年度以降に整備される予定である。

用地取得は平成11年度から平成17年度にかけて行われた。取得先は広島県である。

(b) 整備概要 ()は当初の事業計画

事業期間	平成11年度～平成23年度以降 (平成11年度～平成18年度)
事業費	約2,039百万円 (2,398百万円)

(c) 事業費(用地取得費)の内訳

(百万円)

項目		事業費	備考
用地取得	公共帰属	0	
	広島県	2,004	
	計	2,004	財源内訳： 国費 668 起債 934 一般 402

(d) 費用対効果分析

事業の投資効果として、広島市が平成19年2月に実施したB/Cは、以下のようになっている。

B/C	2.98
総便益 (B)	7,084 百万円
便益の主な根拠	誘致距離 1.5km、誘致圏人口 12,466 人
総費用 (C)	2,373 百万円

出島東公園の便益は、利用に対する価値が 1 世帯あたり年間で 9.3 千円、環境に対する価値が 8.2 千円、災害に対する価値が 17.2 千円程度と計算されており、これから総便益が 7,084 百万円の内訳を算出すると、利用価値が 1,899 百万円、環境価値が 1,674 百万円、防災価値が 3,511 百万円となる。

(ケ) 都市公園施設(駐車場を含む。)の使用料について

広島市は、「今後の財政運営方針」(平成 20 年 2 月公表)の中で、「受益者負担の適正化 目標効果額 11 億円」、「使用料・手数料については、施設の管理運営や事務の簡素効率化など徹底した経費節減に努めながら、住民負担の公平性の確保と受益者負担の原則に立って、減免制度の抜本的な見直しなども含め、その適正化に努めます。」との方針を出している。

公園は、動物・植物公園などの特殊な有料公園を除けば、公園はその本来の趣旨からしてオープンスペースであり、誰でも無料で利用できる公の施設である。しかし、一方で、公園には運動施設や駐車場が併設されていることも多く、施設利用者から使用料を取っていることも多い。

a 都市公園内の運動施設、附設駐車場

都市公園内には多くの運動施設があり、施設使用料は有料であるところと、無料であるところに分かれている(表 1、2 参照)。附設駐車場も同じく有料、無料に分かれている(表 3、4 参照)。

有料運動施設(平成 20 年 10 月 1 日現在) (表 1)

公園名	種別	運動施設名	規模及び内容
広島広域公園	広域	陸上競技場	1 種公認 400mトラック 8 コース 全天候舗装 スタンド収容人員 50,000 人 夜間照明有り(有料) 陸上競技、サッカー、ラグビー等利用可
		補助競技場	3 種公認 400mトラック 6 コース 陸上競技等利用可
		第一球技場	天然芝 157m×80.8m スタンド収容人員 10,000 人 夜間照明有り(有料) サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール等利用可

公園名	種別	運動施設名	規模及び内容
		第二球技場	人工芝 140m×69m スタンド収容人員 3,000 人 夜間照明有り(有料) ホッケー、サッカー、アメリカンフットボール等利用可
		テニスコート	全天候舗装 20 面 センターコート 1 面 スタンド収容人員 3,000 人 サブコート 1 面 スタンド収容人員 1,000 人 屋内コート 4 面 一般コート 14 面
草津公園	近隣	野球場	両翼 81m 中堅 109m 13,460 m ² スタンド収容人員 1,500 人
竜王公園	総合	テニスコート	全天候舗装 7 面 4,229 m ² 夜間照明有り(有料)
		エスキーテニス場	コンクリート舗装 2 面 182 m ² 夜間照明有り(有料)
		卓球場	屋内 3 台
		野球場	両翼 87m 中堅 98m 7,960 m ² 夜間照明有り(有料)
寺迫公園	地区	テニスコート	全天候舗装 6 面 3,990 m ²
		野球場	両翼 85m 中堅 108m 9,140 m ²
		エスキーテニス場	コンクリート舗装 6 面 868 m ²
可部運動公園	運動	テニスコート	全天候舗装 6 面 2,880 m ²
		卓球場	屋内 6 台
		野球場	両翼 78m 中堅 95m 11,200 m ²
瀬野川公園	運動	テニスコート	砂入人工芝 12 面 12,300 m ² 夜間照明有り(有料)
		卓球場	屋内 2 台
		クロッケー場	2 面
		ホースシューズ ^レ 場	2 面
		アーチェリー場	3,000 m ²
		ソフトボール場	2 面 13,800 m ²
		屋内運動場	
		野球場	両翼 91m 中堅 120m 19,500 m ² スタンド収容人員 1,500 人

公園名	種別	運動施設名	規模及び内容
			夜間照明有り(有料)
		パークゴルフ場	18 ホール 13,000 m ²
佐伯運動公園	運動	テニスコート	砂入人工芝 7面 7,900 m ² 夜間照明有り(有料)
		卓球場	屋内 2台
中央公園	総合	野球場 (広島市民球場)	両翼 91.4m 中堅 115.8m 12,160 m ² スタンド収容人員 32,000 人 夜間照明有り(有料)
		中央庭球場	クレー 11面 7,518 m ² スタンド収容人員 3,042 人 夜間照明有り(有料)
		中央バレーボール場	クレー 8面 7,684 m ² (うち4面テニス可) スタンド収容人員 400 人

(広島市作成資料より)

無料運動施設 (平成20年10月1日現在) (表2)

公園名	種別	運動施設名	規模及び内容
吉島公園	近隣	テニスコート	クレー 1面 1,370 m ² 夜間照明有り
		多目的広場	3,850 m ²
吉島東公園	近隣	多目的広場	5,640 m ²
千田公園	地区	多目的広場	6,400 m ²
福木公園	近隣	テニスコート	全天候舗装 1面 648 m ²
		多目的広場	3,400 m ²
新牛田公園	近隣	テニスコート	砂入人工芝 3面 2,040 m ² 夜間照明有り(有料)
		エスキーテニスコート	全天候舗装 10面 1,500 m ² 夜間照明有り 5面(有料)
		ゲートボール場	真砂土仕上 2面 770 m ²
		多目的広場	3,510 m ²
宇品第五公園	街区	テニスコート	クレー 6面 5,005 m ² 夜間照明有り
比治山下公園	近隣	テニスコート	全天候舗装 1面 1,295 m ²
		多目的広場	3,650 m ²
湊崎公園	近隣	テニスコート	全天候舗装 2面 1,240 m ² 夜間照明有り(有料)

公園名	種別	運動施設名	規模及び内容	
		多目的広場	夜間照明有り(有料)	9,200 m ²
宇品第一公園	近隣	多目的広場		5,950 m ²
宇品西公園	近隣	多目的広場		3,640 m ²
出島西公園	近隣	多目的広場		8,750 m ²
大芝公園	近隣	多目的広場	夜間照明有り(有料)	6,300 m ²
高須台中央公園	近隣	多目的広場		4,900 m ²
西部埋立第二公園	近隣	多目的広場		4,080 m ²
西部埋立第八公園	近隣	多目的広場		2,800 m ²
井口台公園	近隣	多目的広場		3,300 m ²
西部埋立第五公園	地区	テニスコート	砂入人工芝 4面 夜間照明有り(有料)	2,920 m ²
		多目的広場	夜間照明有り(有料)	7,395 m ²
竜王公園	総合	ソフトボール場	1面	1,275 m ²
太田川緑地	運動	テニスコート	全天候舗装 1面	720 m ²
		グラウンドゴルフ場	2コース	6,200 m ²
鬼が城緑地	風致	テニスコート	全天候舗装 1面	592 m ²
		多目的広場		2,990 m ²
毘沙門台公園	近隣	テニスコート	全天候舗装 2面	1,276 m ²
		多目的広場		2,750 m ²
太田川緑地	運動	パークゴルフ場	芝生 9ホール	9,995 m ²
八木梅林公園	近隣	テニスコート	全天候舗装 2面	1,525 m ²
西風新都東公園	地区	テニスコート	クレー2面	1,400 m ²
筒瀬第一公園	街区	テニスコート	全天候舗装 1面	544 m ²
中山公園	近隣	多目的広場		10,000 m ²
西山公園	近隣	多目的広場		10,840 m ²
あさひが丘公園	近隣	多目的広場		6,530 m ²
倉掛公園	地区	テニスコート	全天候舗装 3面	1,938 m ²
		多目的広場		8,760 m ²
可部運動公園	運動	多目的広場		12,000 m ²
月が丘公園	近隣	テニスコート	全天候舗装 2面	1,890 m ²
		多目的広場		3,900 m ²
矢野新町公園	近隣	テニスコート	クレー 2面 夜間照明有り(有料)	1,316 m ²
		多目的広場	夜間照明有り(有料)	6,360 m ²
瀬野川公園	運動	多目的広場	400mトラック 6コース クレー 観客収容人数	22,200 m ² 700人

公園名	種別	運動施設名	規模及び内容
五月が丘第五公園	近隣	テニスコート	クレー 2面 1,190 m ²
		多目的広場	夜間照明有り(有料) 6,550 m ²
海老山公園	近隣	テニスコート	クレー 2面 1,450 m ²
美鈴が丘中央公園	近隣	テニスコート	全天候舗装 2面 1,400 m ²
佐伯運動公園	運動	多目的広場	夜間照明有り(有料) 17,000 m ²

(広島市作成資料より)

公園附設有料駐車場 (平成20年10月1日現在) (表3)

公園名	種別	駐車台数(台)
広島市植物公園	特殊	542
広島市安佐動物公園	特殊	1,224
西部埋立第五公園	地区	420

(広島市作成資料より)

主な公園附設無料駐車場 (平成20年10月1日現在) (表4)

公園名	駐車台数(台)	公園名	駐車台数(台)
大芝公園	23	佐伯運動公園	202
寺迫公園	75	瀬野川公園	385
可部運動公園	92	広島広域公園	720
比治山公園	115	新牛田公園	28
竜王公園	174		

(広島市作成資料より)

b 公園の維持管理費と使用料収入額

公園の維持管理費と使用料収入額を比較してみた。

市の施設使用料は、基本的に低料金で設定されている。また、施設の設置目的や団体の活動内容によっては、減額や免除の制度もあるため、使用料収入額が施設の維持管理費に占める割合は、比較的少なく、税負担割合が高いことがわかる。

(単位：千円)

順位	公園名	種類	維持管理費	使用料収入額	収支比率
1	広島市安佐動物公園	動植物公園	601,468	167,217	△72.1%
2	広島市植物公園	動植物公園	446,530	56,445	△87.3%
3	広島広域公園	広域	413,937	169,089	△59.1%
4	中央公園	総合	198,051	49,417	△75.0%
5	平和記念公園	総合	100,164	—	—
6	瀬野川公園	運動	64,608	9,713	△84.9%
7	西部埋立第五公園	地区	46,045	42,273	△8.1%
8	佐伯運動公園	運動	38,720	6,395	△83.4%
9	新牛田公園・牛田総合公園	新牛田(近隣)牛田総合(総合)	35,541	—	—
10	竜王公園	総合	33,355	10,265	△69.2%
11	可部運動公園	運動	31,542	2,917	△90.7%
12	寺迫公園	地区	15,006	5,188	△65.4%
13	草津公園	近隣	6,147	1,524	△75.2%

(広島市作成資料)

- (注)
- ・ 平成19年度決算額である。
 - ・ 平和記念公園以外の公園は指定管理者による管理である。
 - ・ 使用料収入額は入園料、駐車料金及び施設使用料であり、占用料は含まない。
 - ・ 収支比率は、小数点第2位を切捨て

c 都市公園施設の使用料金に関する市の方針

(運動施設)

都市基幹公園(総合公園、運動公園)、大規模公園(広域公園)の運動施設使用料は有料で、住区基幹公園(街区、近隣、地区公園)にある運動施設使用料は無料となっている。市民全体を利用対象にする大規模な公園の運動施設は有料で、地域住民を対象にする公園の運動施設は無料にするのが、市の方針とのことである。

(駐車場)

公園利用者のための駐車場は無料を原則としている。しかし、近年の市財政状況等を踏まえ、受益者負担の適正化による歳入確保、環境への負荷の少ないまちづくりの推進、駐車場利用の適正化の観点から公共施設等の駐車場の有料化が検討され、その一環として総合屋内プール及び東区スポーツセンターに隣接し、駐車場を共用している新牛田公園・牛田総合公園の駐車場が平成20年12月1日から有料化した。

なお、西部埋立第五公園の駐車場は、隣接している広島サンプラザと一体的な活用を図るとともに、当該地域が市の経済的活力の拠点とした流通団地であるこ

とを踏まえ、将来起こりうる駐車問題等を勘案し、公園利用者が利用できる公共駐車場の性格を有した公園駐車場として整備したため有料としている。

d 有料公園施設の使用料算定根拠

有料公園施設の使用料の算定根拠と使用料の見直しの時期、方法については以下のよう説明を市から受けた。

有料公園等の施設使用料の算定根拠と見直しの必要性 平成20年10月10日

1 使用料の算定根拠

・根拠は特にないが、本市の有料公園施設の使用料は、従来の社会体育施設の使用料の設定方法により、次のような考え方にに基づき行うこととしている。

① 本市の施設で同様の施設があれば、その使用料に基づく。

② 本市に同様の施設がなければ、他都市（政令市等）及び国の同規模の施設の使用料に基づく。

2 使用料改定の必要性

・使用料・手数料は、特定の人に対する施設の利用や役務の提供等の公共サービスに要する費用について、受益を受ける者に適正な負担をしてもらうという、いわゆる「受益者負担の原則」により徴収するものである。

・受益を受ける者に適正な負担をしてもらうことが、住民間に公平感をもたらすばかりでなく、公共サービスのための財源が増加し、より良い公共サービスの提供が可能となるなど効果がある。

・したがって、社会経済情勢の変化に対応し、公共サービスの提供原価（費用）と料金（負担）について、適時・適切な見直しを行う必要があることから、財政局において料金改定の検討を4年ごとに行っている（次回の見直し時期は平成21年度の予定である。）。

e 使用料等減免について

広島市有料公園及び有料公園施設の使用料並びに広島市安佐動物公園の入園料及び駐車料金減免についての取扱いは、以下のとおりである。

減免の対象	減 免 額
1 65歳以上の者であることを確認できる公的証明書（健康保険証、運転免許証等）を提示して、有料公園若しくは有料公園施設（ロッカー、西部埋立第五公園駐車場及び広島市植物公園駐車場を除く。）を利用し、又は広島市安佐動物公園（以下「動物公園」という。駐車場を除く。）に入園するとき。	有料公園若しくは有料公園施設の使用料又は動物公園の入園料の全額
2 社会福祉施設に入所している者の施設の行事の引率者として有料公園を利用し、又は動物公園に入園するとき。	有料公園の使用料又は動物公園の入園料及び駐車料金の全額
3 市内の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学校若しくは中学部における学校教育活動として児童又は生徒の引率者が有料公園を利用し、又は動物公園（駐車場を除く。）に入園するとき。	有料公園の使用料又は動物公園の入園料の全額
4 市内の保育園児又は幼稚園児の引率者が保育園又は幼稚園の行事として有料公園を利用し、又は動物公園（駐車場を除く。）に入園するとき。	有料公園の使用料又は動物公園の入園料の全額
5 原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは戦傷病者手帳の交付を受けている者又は65歳以上の者の介添者として、有料公園若しくは有料公園施設（ロッカー、西部埋立第五公園駐車場及び広島市植物公園駐車場を除く。）を利用し、又は動物公園（駐車場を除く。）に入園するとき。	有料公園若しくは有料公園施設の使用料又は動物公園の入園料の全額
6 「こどもの日」に小人が有料公園を利用し、又は動物公園（駐車場を除く。）に入園するとき。	有料公園の使用料又は動物公園の入園料の全額
7 「みどりの日」に有料公園を利用するとき。	有料公園の使用料の全額
8 「文化の日」に有料公園を利用し、又は動物公園（駐車場を除く。）に入園するとき。	有料公園の使用料又は動物公園の入園料の全額
9 土曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日又は広島市立学校の夏季、冬季若しくは春季休校日に当たるときを除く。）に小人が有料公園を利用し、又は動物公園（駐車場を除く。）に入園するとき。	有料公園の使用料又は動物公園の入園料の全額
10 留学生・就学生が所属する大学等の発行する学生証、在学証等（財団法人ひろしま国際センターの発行する「県内施設等優待カード」を含む。）を提示して有料公園を利用し、又は動物公園（駐車場を除く。）に入園するとき。	有料公園の使用料又は動物公園の入園料の全額

減免の対象	減 免 額
<p>11 広島市公園条例施行規則第9条第4号に規定する者（以下「原爆障害者等」という。）又は65歳以上の者及びそれ以外の者が共同して、有料公園施設（ロッカー、西部埋立第五公園駐車場及び広島市植物公園駐車場を除く。）を利用するとき。</p>	<p>有料公園施設の使用料の額に、原爆障害者等の人数を全体の人数で除して得た割合を乗じて得た額</p> <p>① 減免額=使用料×（原爆障害者等の人数/全体の人数） 徴収使用料=使用料-減免額 ※1円未満の端数は切捨て、総額で1円未満になるときは1円</p> <p>② 小人及び大人の共同利用は、大人料金</p>
<p>12 広島市が後援する行事として有料公園施設（ロッカー、西部埋立第五公園駐車場及び広島市植物公園駐車場を除く。）を利用するとき。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>(1) 広島市が当該行事实施に対して補助金を支出する場合</p> <p>(2) 入場者から入場料、観覧料その他これらに類する金銭を徴収する場合</p> <p>(3) 施設内に企業広告板等を設置する場合</p> <p>(4) 施設内において物品等を販売する場合</p> <p>(5) 大会名等に特定の商号名又は商標名その他これらに類するものを入れている場合</p> <p>(6) アマチュアスポーツ以外の目的に使用する場合</p>	<p>有料公園施設の使用料の半額</p>
<p>13 次のいずれかに該当する者が、自ら車両（普通自動車に限る。以下同じ。）を運転し、又は介護者の運転する車両に同乗して有料公園、動物公園及び西部埋立第五公園駐車場を利用するとき。</p> <p>(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当するもの。</p> <p>(2) 療育手帳の交付を受けている者のうち、同手帳の障害程度の記載欄に㊤又はAと記載されたもの。</p> <p>(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、同手帳の障害等級の記載欄に1級と記載されたもの。</p>	<p>有料公園若しくは動物公園の駐車料金の全額又は西部埋立第五公園駐車場における駐車開始時刻から引き続き2時間を経過する時間までの部分（夜間駐車を除く。）の駐車料金の全額</p>

減免の対象	減 免 額
(4) 広島県道路交通法施行細則（昭和35年12月13日公安委員会規則第15号）第3条の6第1項第13号ア、ウ、エまでに規定する標章を当該車両に掲示しているもの。	
14 その他市長が定めるとき	市長が定める額

（広島市有料公園及び有料公園施設の使用料並びに広島市安佐動物公園の入園料及び駐車料金減免取扱要綱、平成20年4月改定）

有料公園である広島市安佐動物公園、広島市植物公園と中央公園の有料公園施設であるファミリープールの平成19年度までの過去10年間の入園者数に占める無料入園者数とその割合は以下のようになっている。

（単位：人）

年度	安佐動物公園 総入園者数	安佐動物公園 有料入園者数	無料入園 者割合	植物公園 総入園者数	植物公園 有料入園者数	無料入園 者割合	ファミリー プール 総入園者数	ファミリー プール 有料入園者 数	無料入園 者割合
10	444,621	252,154	43.2%	147,790	92,041	37.7%	139,601	109,061	21.8%
11	456,935	264,503	42.1%	156,328	97,388	37.7%	132,914	103,097	22.4%
12	422,732	235,307	44.3%	139,047	84,042	39.5%	149,706	116,868	21.9%
13	475,183	276,055	41.9%	141,056	86,161	38.9%	135,116	102,964	23.8%
14	432,156	246,649	42.9%	130,630	71,028	45.6%	124,813	92,441	25.9%
15	461,718	270,137	41.4%	176,575	79,347	55.0%	116,245	86,080	25.9%
16	426,504	239,889	43.7%	155,396	68,207	56.1%	124,089	91,786	26.0%
17	492,180	271,562	44.8%	163,529	69,640	57.4%	111,072	81,576	26.5%
18	484,541	263,410	45.6%	170,035	71,166	58.1%	110,103	81,875	25.6%
19	526,740	270,423	48.6%	188,889	80,404	57.4%	109,795	82,392	24.9%
合 計	4,623,310	2,590,089	43.9%	1,569,275	799,424	49.0%	1,253,454	948,140	24.4%

（広島市作成資料）

（注）無料入園者割合は、小数点第2位切捨て

広島市安佐動物公園、広島市植物公園ともに無料入園者の割合が平均で40%を超え、ここ数年は無料入園者の割合が共に増加している。特に、広島市植物公園では平成15年度以降無料入園者が50%を超え、10年間の平均でも入園者の半数近くが無料入園者となっている。

なお、この表の中の無料入園者には、もともと無料である乳幼児と減免により無料とされた者が含まれている。平成19年度の減免入園者の割合は以下のようになっている。

<広島市安佐動物公園>

総入園者数	526,740 人
乳幼児入園者数	187,996 人
有料入園者数	270,423 人

減免入園者数	68,321 人(13.0%)
<広島市植物公園>	
総入園者数	188,889 人
乳幼児入園者数	22,641 人
有料入園者数	80,404 人
減免入園者数	85,844 人(45.4%)
<ファミリープール>	
総入園者数	109,795 人
乳幼児入園者数	22,683 人
有料入園者数	82,392 人
減免入園者数	4,720 人(4.3%)

イ 監査手続

- (ア) サンプルングにより抽出した都市公園台帳により、都市公園台帳の作成及び保管が都市公園法に基づき適正に行われているか検証した。
- (イ) 都市公園内の食堂、売店、自動販売機に係る設置（管理）許可、使用料設定に関する関係法令、条例、規則等の根拠規定の確認及び関係者への質問を実施した。
- (ウ) 過去の公園整備事業のうち、東千田公園、出島東公園（未開設）について、市の行った費用対効果分析結果を入手し、計算が小規模公園費用対効果分析マニュアル（以下「マニュアル」という。）に従っているかの検討を行った。

(注) マニュアルに従った計算方法の概略

基本的な考え方

- ・費用便益分析は、総費用に対する総便益の比率を指標とする。
- ・費用は、公園整備に要する事業費（用地費と施設整備費）と公園維持管理に要する費用を対象とする。
- ・便益は、小規模公園の持つ「一般的な価値」として、次の3項目をあわせたものである。
 - 実際に公園を利用する、又は将来の利用を担保する価値 = 「利用」
 - 都市景観の向上、都市環境を維持・改善する価値 = 「環境」
 - 震災等災害時に有効に機能する価値 = 「災害」

費用及び便益算出の前提

- ・費用便益分析にあたっては、将来の金額を現在の価値に換算するため割引率を用いる。
 - ・現在の価値に換算するための割引率 : 4%
 - (現在価値の基準時点は、評価を実施した年度である。)
 - ・検討年数 : 50年
 - ・公園整備によってもたらされる価値の定量的計算方法としては、プロジェクトの実施により、関係者の持つ望ましさ（効用）の変化から便益を貨幣価値で評価する

方法（効用関数法）」による。

費用の算定

- ・公園整備に要する事業費は、「用地費」「施設費」「維持管理費」とする。
- ・維持管理費は、開設年次から 50 年間、マニュアル指定の「標準的な値による概算値」を根拠として計上する。

便益の算定

- ・効用関数法による小規模公園の価値計測にあたって次の 2 点を方針としている。
 - 公園の整備内容の違いは考慮しない。価値は整備面積に依存する。
 - 公園の価値は世帯ベースで計測する。
- ・3 項目の価値別に、対象公園からの距離に応じた世帯の支払意思額をアンケートにより算出し、パラメータを推定し、これらを価値の及ぶ範囲内で合計した和を公園の価値とする。

(注) 小規模公園費用対効果分析マニュアル平成 12 年 12 月

(監修/旧建設省都市局公園緑地管理課)

なお、平成 19 年 6 月に改定版が出されているが、東千田公園、出島東公園とも計算時は改訂版が発行されていなかったため、市は旧マニュアルで計算している。

- (エ) 都市公園内の運動施設、駐車場の使用料に関する関係法令、条例、規則等の根拠規定の確認及び関係者への質問を実施した。

(3) 監査の結果

(都市公園台帳)

11 件の公園を抽出した結果、新しく開設された公園で都市公園台帳が作成されていないもの 1 件があった。また、都市公園法施行規則第 10 条で、「少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。」とされている事項（設置の年月日、沿革の概要、面積、設置（管理）許可等）の記載が不十分なものが 7 件あった。

都市公園台帳は、法的にも義務づけられ、公園の区域や地形がどのようになっているのか、また、公園施設や占用物件がどのような状態で設けられているのか、などを常に確実に把握することは、公園施設を適正に管理する上において重要なことである。また、利用者からの閲覧要求に対応することが求められている。従って、早急に都市公園台帳の点検、整理を行うべきである。

(4) 監査の意見

ア 都市公園台帳

平成 14 年度までに手書きで台帳が整備されていた公園については、台帳は電子化しているが、平成 14 年度以降の開設された公園の台帳はまだ紙ベースである。

都市公園台帳の整備、更新を行う際には、公園情報の一元化や図面、データの補正が円滑、かつ迅速に処理が可能となるよう、また、市民が求める公園情報の提供時間の短縮が

可能となるように、都市公園台帳の電子化、データベース化を進めるべきである。

また、都市公園台帳は、都市公園法では供用開始時に作成することとされており、未供用の公園についての作成義務はないが、実態を把握して管理に役立てるためにも、公園整備の目的や背景、種別、規模、区域などを記載した未供用公園の台帳を整備することを検討すべきと考える。

イ 広島市安佐動物公園の食堂、売店の使用料の減免申請の審査について

財団は、毎年、広島市安佐動物公園の食堂、売店の使用料を減免するよう、市に申請している。市はこの申請を受け使用料を免除しているが、この免除を行う根拠として平成14年度までは、広島市安佐動物公園条例第10条（市長は、特別の理由があると認めるときは、入園料、使用料及び駐車料金を減免することができる。）及び同条例施行規則第6条第7号（その他市長において減免を適当と認める場合）としていたが、平成15年度から平成20年度までは、同条例第10条及び同条例施行規則第6条第2号（公の団体又は営利を目的としない団体が公益上の目的のために入園する場合 入園料の全額及び駐車料金の全額）としている。

市の説明によれば正しい根拠は同条例施行規則第6条第7号とのことであり、平成15年度以降は使用料減免の根拠規則の条文適用を誤っていたとのことであるが、結果的には、許可する市側の減免申請書の審査が適正に行われていなかったということになる。内部チェック体制を見直していく必要がある。

また、広島市安佐動物公園の食堂、売店の使用料を無料にした減免申請書には、減免申請理由を「広島市が出資し設立した公益法人であり営利を目的としないため、使用料の減免をお願いしたい。」と記載されたのみで、広島市安佐動物公園条例第10条及び同条例施行規則第6条第7号に該当すると判断している。使用料減免の審査は、使用する団体自体の公益性だけではなく、市が特定の団体に支出する補助金と同様に個々の施設の使用についての「公益上の目的」もあると判断した根拠を審査資料として残す必要がある。また、入園料の全額及び駐車料金の全額を減免する場合には、「公益上の目的」（前述 広島市安佐動物公園条例第10条及び同条例施行規則第6条第2号）を必要としていることから、同様に扱うべきである。

ウ 広島市植物公園及び中央公園の食堂、売店の使用料の公益上の目的の解釈について

広島市植物公園及び中央公園（ファミリープール）の食堂、売店は、財団が直営しているのでなく、別の財団法人や民間業者へ食堂、売店の経営を委託し、財団は食堂、売店の売上に対して、一定の手数料を取っている。これは実態からすれば営利を目的とする民間業者が市の施設を利用して営業を行っているものであり、市が財団に対して使用料を無料にする根拠である広島市公園条例第11条及び同条例施行規則第9条第1号の「営利を目的としない団体が公益上の目的のために使用する。」に該当してないと考ええる。

また、許可申請書には許可条件として、「許可物件を転貸し、又は使用権を譲渡しないこと」と明記しているが、現在の経営委託している状態が「転貸、又は使用権の譲渡」に該当していないことについて判断した根拠を審査資料として残すべきである。

エ 自動販売機設置の使用料について

財団は広島市安佐動物公園、広島市植物公園及び有料公園施設を有する公園で自動販売機の設置をしているが、市は広島市安佐動物公園の自動販売機設置については使用料を徴収し、それ以外の公園については使用料を徴収していない。その理由について、広島市安佐動物公園は「自動販売機は、広島市安佐動物公園条例に定める施設ではないため、広島市財産条例第2条により行政財産の目的外使用許可し、指定管理者制度移行に伴い、公共的団体が自動販売機を設置する場合も使用料を徴収している」とし、広島市植物公園及び有料公園施設を有する公園については、「食堂、売店及び自動販売機は、都市公園法第2条に定める便益施設であるため、同法第5条第1項に基づき設置（管理）許可を行い、広島市公園条例第11条及び同条例施行規則第9条第1号（営利を目的としない団体が公益上の目的のために使用する。）に基づき使用料を免除している」としている。自動販売機設置の使用料を減免するのは、その「公益上の目的」により判断すべきであり、行政財産の目的外使用許可であるのか、同法第2条に定める便益施設であるのかということが、使用料を減免する本質的な理由にはならないと考える。「公益上の目的」により判断するのであれば、食堂、売店、自動販売機に係る設置（管理）に関する使用料の取扱いほどの公園であっても同様にすべきと考える。

また、財団以外の民間業者が自動販売機を設置（管理）している場合は、使用料を徴収している。財団は収益事業で得た利益の一部を公益事業へ繰り入れているが、その割合は平成19年度決算では当該利益の2分の1程度であり、そのことをもって公益法人と民間業者を区別して、公益法人からは使用料を徴収しない本質的な理由にならないと思われる。

オ 公益上の目的についての判断基準について

現状の公園施設設置（管理）許可に関する使用料の取扱いについての疑問は、「公益上の目的」の判断について恣意的な取扱いになっていないかということである。都市公園施設に限ることではなく、公益性に関しては、市の判断で行うのが当然であり、法人税法上の収益事業でも公益性が高いと判断されれば、公益事業として扱うことに問題はないが、市の外郭団体のみが有利に扱われるような不公平な運用は適当ではない。「公益性が高い」とは、具体的にはどのような場合が該当するのか、例えば、収益事業で得た利益の全額を公益事業へ繰り入れているとか、食堂、売店が施設の機能を増進させるために採算が取れないような状況でも営業を続けているような場合など、客観的な公益性の判断基準を作成し、個々の事例についても、どの部分に該当するのかを明記した上で使用料の減免を行うべきである。またその判断基準は市民に公表すべきと考える。

カ 自動販売機の設置に伴う使用料の入札方式の導入について

公園のうちでも、自動販売機は指定管理者が管理する有料公園などに多く設置されている。

大阪府では、庁舎や府の施設内に設置する自動販売機等の使用料を入札する方式にしたところ、大幅に使用料収入が増加する見込み（平成19年度まで約539万円だった使用料収入が平成20年度には約3億円になる。）とのことであり、公園の自動販売機についても

入札方式の導入も検討すべきと考える。

キ 費用対効果計算の結果

(ア) 東千田公園

東千田公園の土地約 3ha のうち、0.9ha は無償で国から譲渡されている。マニュアルでは、「用地費として、一部を無償で取得した場合には、周辺の公示地価（住宅地）に公園面積をかけた値を用地費とみなし、その値を用地取得年次に記入する。これは、無償で取得した土地であっても、それを他の用途向けに売却することにより得たかもしれない利益を失ったという意味で、「機会費用」が発生しているという考え方による。」とされ、無償譲渡された土地も計算の対象となっているが、市の行った B/C には計算の対象とされていない。

無償譲渡された土地を入れて計算すると、無償譲渡された土地の用地費は約 4,827 百万円（計算：市の用地取得費 11,984 百万円 ÷ 有償取得面積 21,726.92 m² × 無償取得面積 8,752.10 m² = 4,827 百万円）、残存価額は約 893 百万円で、費用が 3,934 百万円追加になり、B/C は 1.41 になる。結果的に、B/C は 1 より大きくなるが、計算結果の妥当性に関して計算担当者以外の者がチェックする、あるいは上司が確認する等の手続があれば、このようなミスは防ぐことができたと思われる。東千田公園の B/C は、広島市公共事業（建設関係局所管）評価監視委員会での事業の再評価の資料とされたものであるが、それ以外にも公園の B/C は国土交通省の補助金を得る事業として採択を受けるための資料となっており、判断を誤らないために正確に作成することが要求される。B/C 計算の正確性を担保するために、内部チェック体制を見直していく必要がある。

(イ) 出島東公園(未整備)

公園用地として平成 11 年度から平成 17 年度に取得した土地は、少なくとも整備計画のない平成 22 年度までは、未利用の行政財産となる。当初の計画であれば、平成 18 年度に開設できた公園を、広島市公共事業見直し委員会の意見を受けた結果、そのような計画に変更されたのであるが、2,004 百万円かけて取得した土地（しかも 934 百万円の起債をしている。）を長期にわたり未利用のまま放置することは、機会損失が大きい。広島市の平均公債利率 2.2% を利用して平成 18 年度から平成 22 年度までの未利用期間に係る資本コストを計算すると、約 176 百万円（平均公債利率 2.2% × 用地取得費 2,004 百万円 × 4 年）になる。

また、それなりの規模の土地が空き地として放置されていること自体、周辺の景観や生活環境を悪化させる要因になると思われる。

広島市では、整備の延長の理由を、周辺の商業施設やマンションの整備がまだ進んでいないために、利用者が少なく効果が低いとされており、周辺施設の整備状況を見ながら公園の施設整備時期について判断するとの説明をしている。しかし、B/C の計算で使用した世帯数は供用時の世帯数の予測値でなく、B/C 計算時の世帯数の実績値を使用しているのであり、その結果、投資に対して 2.98 倍の便益が出ていることからすれば、現在の世帯数でも十分な効果があると考えられるべきである。

また、見直した整備計画では、公園を開設するための残りの費用は、測量・設計費や基盤・施設整備の合計で 35 百万円であり、さほどコストのかかるものではない。

公園整備の優先順位はあると思われるが、残り 35 百万円で 2,004 百万円の土地を市民のために公園として有効利用できるのであれば、平成 23 年度以降に整備するのではなく、少なくとも平成 22 年度までの整備計画とすることを検討すべきと考える。

ク 有料公園施設の使用料

市の有料公園施設の使用料は、受益者負担の原則に基づき徴収しており、料金は、基本的には市にある既存の類似施設の使用料に合わせて設定しているとされている。

しかし、現在の公園施設の有料、無料の区分をみると「受益者負担の原則」からは疑問がある施設が存在する。例えば、現在、無料とされている住区基幹公園のテニスコートは、有料である総合公園、運動公園、広域公園、スポーツセンターのテニスコートと機能面では同じである。また、一部の公園で、今まで無料とされていた駐車場を平成 20 年 12 月より有料化しているが、その他の公園の駐車場は無料のままである。運動施設は、利用者も特定でき、かつ、民間でも同じような施設が提供できるので、「利用者負担」を最も求めやすい性格のものである。従って、公園の中にある運動施設を公園の規模で有料、無料を判断するのではなく、まず受益者負担の原則に従って、有料、無料を判断すべきと考える。駐車場についても同様である。

運動施設を有料化した場合その採算性が乏しい場合（徴収員の配置経費や徴収設備の導入経費などの徴収コストが使用料収入を上回るなど）や、公共交通機関の利便性が著しく乏しい公園の駐車場はどう考えるかなど、個別に考慮すべきことはあり、また、近隣住民が使用する公園は、都市計画の一環として都市計画区域内に平等に設置されるため、一体の施設として無料、というような、施設の性格に着目した判断を行うことも考えられる。

しかし、有料公園の維持管理費と使用料収入額の比較でわかるように、施設運営経費の大部分に税金が充てられ、使用料収入額の割合がわずかなため、実際にその施設を使用しない多くの人にも、維持管理費の負担が多く発生している。このような状況で、今後の限られた予算から施設を維持するには、施設を利用する市民へ負担の見直しをする可能性もあるであろう。

従って、市が公表している「今後の財政の運営方針」（平成 20 年 2 月）の中の「受益者負担の適正化」という点を進めていく場合には、有料公園施設の使用料を決める基本になる考え方をまとめ（例えば、施設の公共性と原価回収のバランスから使用料を決めるとか）、統一した使用料算定基準を作成し、その元になる維持管理費や受益者負担の考え方などの根拠を市民に公開し、周知を図り市民の理解を得る必要があると考える。

5 財団法人 広島平和文化センター

(1) 団体の概要

ア 目的等

広島市の被爆体験を根底にすえ、その継承を図るとともに、国内外の平和研究機関、関係団体等と連携し、全人類的な視野に立って、平和思想の普及と国際相互理解・協力の増進を図り、もって世界平和の推進と人類の福祉の増進に寄与することを目的として設立された。

広島市の外郭団体の中でも、平和という同市ならではの政策分野を代表する活動を担う団体である。

(ア) 所在地 広島市中区中島町1番2号

(イ) 設立年月日 昭和51年4月1日

(平成10年4月1日に財団法人広島市国際交流協会と統合)

(ウ) 基本財産・基金

基本財産	12億2,093万4,586円	
〔 広島市出捐金	11億5,984万9,273円	〕
	センターへの寄附金等	
ひろしま留学生基金	2億300万4,317円	(平成20年3月31日現在)

イ 設立の経緯

財団法人広島平和文化センターの前身は、昭和42年10月に広島市の一局として設置された広島平和文化センターである。地方行政組織の中に平和問題に取り組む組織がつけられた背景には、世界史上最初の原子爆弾被爆という過酷な体験を強いられた広島市が、世界の先頭に立って平和の確立に寄与したいと願ったからである。

その後、昭和51年に、広島市は市の一局であった同センターを財団法人に組織替えしたが、これは平和を推進するための事業を、市民とより密接に展開しようとする意図からである。(以上「(財)広島平和文化センター20年誌ーセンターの歩みー」から引用)

ウ 主な事業内容

(ア) 公益事業

- a 被爆体験の継承普及
- b 平和意識の高揚
- c 国際平和の推進
- d 国際交流と国際協力
- e 国際化の推進

(イ) 受託事業

- a 被爆体験の継承普及
- b 国際平和の推進
- c 国際交流と国際協力

- d 国際化の推進
- e 広島平和記念資料館の管理運営
- f 国立広島原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営

(ウ) 指定管理事業

- a 被爆体験の継承普及
- b 国際交流と国際協力
- c 広島市留学生会館の管理運営
- d 広島平和記念資料館の管理運営
- e 広島平和都市記念碑の維持管理
- f 広島国際会議場の管理運営
- g 国際交流라운ジの運営

(エ) ひろしま奨学金支給事業

外国人私費留学生への奨学金支給

(オ) 収益事業

- a 広島市留学生会館での収益事業（自動販売機・コピー機の設置等）
- b 広島平和記念資料館での収益事業（出版事業、ミュージアムショップの運営、常設展示解説機器「音声ガイド」の貸出等）
- c 広島国際会議場での収益事業（臨時売店等の運営、公衆電話・ファックスの設置等）

(2) 過去3期の要約貸借対照表及び要約正味財産増減計算書

平成17年度から平成19年度の要約貸借対照表と要約正味財産増減計算書は以下のとおりとなっており、平成17年度は旧公益法人会計基準により作成され、平成18年度より新公益法人会計基準により作成されている。

また、平成19年度の会計別の貸借対照表、正味財産増減計算書を添付している。

要約貸借対照表3期比較表

(単位：千円)

科 目	平成17年度 (平成18年3月31日現在)	平成18年度 (平成19年3月31日現在)	平成19年度 (平成20年3月31日現在)
I 資産の部			
1. 流動資産	316,400	411,800	599,838
2. 固定資産	1,410,446	1,413,364	1,431,702
(1) 基本財産	—	1,197,295	1,220,935
(2) 特定資産	—	214,058	209,129
(3) その他固定資産	—	2,011	1,638
資産合計	1,726,847	1,825,163	2,031,540
II 負債の部			
1. 流動負債	234,293	303,622	463,022
2. 固定負債	696	85,031	80,836
負債合計	234,989	388,653	543,857
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	—	1,400,757	1,417,552
(うち基本財産への充当額)	—	(1,194,134)	(1,217,774)
(うち特定資産への充当額)	—	(206,622)	(199,778)
2. 一般正味財産	—	35,754	70,131
(うち基本財産への充当額)	—	(3,160)	(3,160)
(うち特定資産への充当額)	—	(6,740)	(6,740)
正味財産の部合計	1,491,858	1,436,510	1,487,682
負債及び正味財産合計	1,726,847	1,825,163	2,031,540

要約正味財産増減計算書3期比較表

(単位：千円)

科 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益		1,653,410	1,857,251
(2) 経常費用		1,618,711	1,815,097
当期経常増減額		34,699	42,154
2. 経常外増減の部			
経常外費用		82,396	—
経常外増減額		△82,396	—
税引前当期一般正味財産増減額		△47,697	42,154
法人税、住民税及び事業税		6,421	7,777
当期一般正味財産増減額		△59,987	34,377
一般正味財産期首残高		95,741	35,754
一般正味財産期末残高		35,754	70,131
II 指定正味財産増減の部			
基本財産受取利息		14,856	15,051
特定資産受取利息		2,161	2,231
受取出捐金		10,502	21,903
受取寄付金		4,394	4,779
一般正味財産への振替額		△27,273	△27,168
当期指定正味財産増減額		4,639	16,795
指定正味財産期首残高		1,396,117	1,400,757
指定正味財産期末残高		1,400,757	1,417,552
資産増加	28,238		
資産減少	7,381		
前期繰越正味財産額	1,471,000		
III 正味財産期末残高	1,491,858	1,436,510	1,487,682

貸借対照表総括表
平成20年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	一般会計	受託事業 特別会計	指定管理事業 特別会計	ひろしま留学生 基金特別会計	収益事業 特別会計	内部取引消去	合 計
I 資産の部							
1. 流動資産							
現金預金	52,208	305,517	136,600	477	95,539		590,341
未収金	386	2	3,531	4	289	△686	3,525
商品					5,972		5,972
流動資産合計	52,594	305,519	140,131	481	101,799	△686	599,838
2. 固定資産							
(1) 基本財産							
投資有価証券	1,202,195						1,202,195
普通預金	18,739						18,739
基本財産合計	1,220,935						1,220,935
(2) 特定資産							
ひろしま留学生基金				203,004			203,004
退職給付引当資産					2,612		2,612
減価償却引当資産					3,513		3,513
特定資産合計				203,004	6,125		209,129
(3) その他固定資産							
備品	12,260				5,652		17,912
備品減価償却累計額	△11,629				△5,403		△17,031
電話加入権	757						757
出資金	1,247					△1,247	0
その他固定資産合計	2,636				250	△1,247	1,638
固定資産合計	1,223,570			203,004	6,375	△1,247	1,431,702
資産合計	1,276,164	305,519	140,131	203,485	108,174	△1,933	2,031,540
II 負債の部							
1. 流動負債							
買掛金					4,394		4,394
未払金	32,219	304,356	74,422	127	3,499	△686	413,937
未払法人税等					7,777		7,777
前受金			30,549				30,549
預り金	3,144	1,163	1,947		111		6,365
流動負債合計	35,363	305,519	106,918	127	15,781	△686	463,022
2. 固定負債							
退職給付引当金	78,223				2,612		80,836
元入金					1,247	△1,247	0
固定負債合計	78,223				3,859	△1,247	80,836
負債合計	113,586	305,519	106,918	127	19,640	△1,933	543,857

(単位：千円)

科 目	一般会計	受託事業 特別会計	指定管理事業 特別会計	ひろしま留学生 基金特別会計	収益事業 特別会計	内部取引消去	合 計
Ⅲ 正味財産の部							
1. 指定正味財産							
広島市出捐金	1,159,849			101,856			1,261,706
寄付金	57,525			97,921			155,446
賛助会費	400						400
指定正味財産合計	1,217,774			199,778			1,417,552
(うち基本財産への充当額)	(1,217,774)						(1,217,774)
(うち特定資産への充当額)				(199,778)			(199,778)
2. 一般正味財産	△55,197		33,213	3,580	88,534		70,131
(うち基本財産への充当額)	(3,160)						(3,160)
(うち特定資産への充当額)				(3,227)	(3,513)		(6,740)
正味財産合計	1,162,578		33,213	203,358	88,534		1,487,682
負債及び正味財産合計	1,276,164	305,519	140,131	203,485	108,174	△1,933	2,031,540

正味財産増減計算書総括表

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	一般会計	受託事業 特別会計	指定管理事業 特別会計	ひろしま留学生 基金特別会計	収益事業 特別会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産受取利息	15,090						15,090
特定資産受取利息				2,267			2,267
受取維持会費	1,240						1,240
負担金収益	460						460
寄付金収益	9,189						9,189
広島市受託事業収益		14,025					14,025
厚生労働省受託事業収益		434,975					434,975
平和アピール推進委員会受託事業収益		18,521					18,521
その他受託事業収益		200					200
広島市指定管理事業収益			445,859				445,859
使用料収益			292,326				292,326
受取広島市補助金	394,847	19,489	61,892				476,228
受取その他補助金	2,180						2,180
雑収益	121			3			124
特定資産取崩収益				9,886			9,886
収益事業特別会計からの繰入額	3,000			515		△3,515	0
営業収益					134,655		134,655
営業外収益					25		25
経常収益計	426,128	487,210	800,077	12,671	134,680	△3,515	1,857,251
(2) 経常費用							
被爆体験継承普及事業費	15,255	5,104	8,692				29,050
平和意識高揚事業費	31,533						31,533
国際平和推進事業費	17,243	24,467					41,710
国際交流・協力事業費	9,327	3,175	734				13,235
国際化推進事業費	2,826						2,826
ひろしま奨学金事業費				12,526			12,526
管理運営費		454,465	779,611				1,234,076
事務局費	342,449						342,449
営業費用					104,828		104,828
営業外費用					2,863		2,863
一般会計、ひろしま留学生基金特別会計への繰出額					3,515	△3,515	0
経常費用計	418,633	487,210	789,037	12,526	111,207	△3,515	1,815,097
当期経常増減額	7,495	0	11,040	145	23,473	0	42,154

(単位：千円)

科 目	一般会計	受託事業 特別会計	指定管理事業 特別会計	ひろしま留学生 基金特別会計	収益事業 特別会計	内部取引消去	合計
税引前当期一般正味財産増減額	7,495		11,040	145	23,473		42,154
法人税、住民税及び事業税					7,777		7,777
当期一般正味財産増減額	7,495		11,040	145	15,697		34,377
一般正味財産期首残高	△62,692		22,173	3,436	72,837		35,754
一般正味財産期末残高	△55,197		33,213	3,580	88,534		70,131
II 指定正味財産増減の部							
基本財産受取利息	15,051						15,051
特定資産受取利息				2,231			2,231
受取出捐金	21,903						21,903
受取寄付金	1,737			3,041			4,779
一般正味財産への振替額	△15,051			△12,117			△27,168
当期指定正味財産増減額	23,640			△6,845			16,795
指定正味財産期首残高	1,194,134			206,622			1,400,757
指定正味財産期末残高	1,217,774			199,778			1,417,552
III 正味財産期末残高	1,162,578		33,213	203,358	88,534		1,487,682

(3) 役員等及び職員の状況

ア 役員等の状況

(平成20年3月31日現在)

区分	名称	人数	備考
代表者	会長・理事長	2	
意思決定機関	理事会		最高意思決定機関
執行機関	理事	19	常務理事を含む
監査機関	監事	2	
その他の機関	評議員会		意見を諮る機関
	評議員	27	
	専門委員	3	センターの機関（寄附行為に基づくもの）

イ 職員の状況

所属別・職種構成

(平成20年4月1日現在)

区 分		市派遣職員	センター採用職員	嘱託職員	併任職員	合計
総務部	総務課	5	6	12		23
	施設課	1	2	1		4
国際部	平和連帯推進課	4	2	1	8	15
	国際交流・協力課	3	4	2		9
	留学生会館		3	2		5
平和記念資料館	学芸担当	7	2	2		11
	啓発担当	7	3	4		14
国際会議場			6	3		9
国立広島原爆死没者追悼平和祈念館		6	1	6		13
合 計		33	29	33	8	103

ウ 所属別人件費支払額

平成19年度(平成19年度中、センター業務に従事した延べ人数)

(単位：千円)

区分	市派遣職員		センター採用職員		嘱託職員		その他(専門委員)		合計		
	人数	支給額	人数	支給額	人数	支給額	人数	支給額	人数計	支給額計	
総務部		6	65,775	9	55,672	12	31,408	3	7,414	30	160,270
	一般	5	55,580	6	35,844	2	6,962	3	7,414	16	105,800
	受託										
	指定管理	1	10,196	3	19,828	4	9,047			8	39,071
	収益					6	15,398			6	15,398
国際部		8	72,457	7	49,908	6	19,433			21	141,798
	一般	8	72,457	4	28,886	2	7,382			14	108,725
	受託					1	3,203			1	3,203
	指定管理			3	21,022	3	8,848			6	29,870
	収益										
平和記念資料館		16	129,977	3	19,896	7	24,991			26	174,864
	一般	8	58,792	2	14,466	4	14,210			14	87,468
	受託	2	19,489							2	19,489
	指定管理	6	51,696	1	5,430	3	10,781			10	67,907
	収益										
国際会議場				6	46,571	4	12,215			10	58,786
	一般										
	受託										
	指定管理			5	40,967	4	12,215			9	53,182
	収益			1	5,604					1	5,604
国立広島原爆死没者追悼平和祈念館		7	71,314			6	15,618			13	86,932
	一般										
	受託	7	71,314			6	15,618			13	86,932
	指定管理										
	収益										
合計		37	339,524	25	172,047	35	103,664	3	7,414	100	622,650
	一般	21	186,829	12	79,195	8	28,554	3	7,414	44	301,993
	受託	9	90,804			7	18,821			16	109,625
	指定管理	7	61,892	12	87,248	14	40,891			33	190,030
	収益			1	5,604	6	15,398			7	21,002

(4) 収益事業

ア 監査の視点

一般会計や特別会計に余剰利益は無いか。余剰利益があれば市からの補助金を削減できないか。

イ 監査の概要

原爆の惨禍や平和の大切さを伝える図書等の出版・販売及び入場者等の利便を図るための飲物等の販売を行っている。

(ア) 広島平和記念資料館での収益事業

- ・出版事業・・・原爆・平和問題に関する図書の刊行、販売
- ・ミュージアムショップでの図書、記念品等の販売

- ・常設展示の解説機器の貸出し（音声ガイド17ヶ国語）

(イ) 広島市留学生会館での収益事業

- ・清涼飲料水の自動販売機の設置
- ・コピー機の設置
- ・コイン式洗濯機・乾燥機・洗剤販売機の設置

(ウ) 広島国際会議場での収益事業

- ・売店の設置・・・傘、ミネラルウォーター及び各種ドリンクの販売
- ・清涼飲料水の自動販売機の設置
- ・宴会等の手配
- ・公衆電話・ファックスの設置

(収益事業特別会計) 正味財産の増加の推移 (単位：千円)

年度	正味財産額	当該年度増減額	他会計繰出額
19	88,534	15,697	3,515
18	72,837	4,127	2,200
17	68,710	12,960	2,124
16	55,751	11,410	2,100
15	44,341	6,536	2,309
14	37,805	9,576	2,508
13	28,229	1,871	1,061

監査手続については、財務分析及び質問により検討を行った。

ウ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

エ 監査の意見

財団法人広島平和文化センター（以下「センター」という。）は、基本的に公益事業を行っており、その財源のほとんどは、広島市からの補助金であり、それに加え、基本財産の運用果実を充てている。

収益事業のうち、原爆・平和問題に関する図書の刊行、販売は、公益事業の一部を構成するといえなくもないが、それ以外の収益事業は、入場者・利用者等の利便を図るためであり、公益事業を行う上での付随的な業務である。収益事業は、平成19年度では、単年度1,569万円の税引き後利益を計上しており、累積では8,853万円の剰余金を蓄積している。収益事業から、一般会計及びひろしま留学生基金特別会計に351万円が繰出されているが、それ以上の利益がセンターに留保されたことになる。

収益事業は施設の利用価値を高めるものでもあり、主目的である公益事業の運営に大いに寄与していると考えられるが、剰余金の処分については検討の余地がある。

センターの設立意義から考えても、収益事業から発生した剰余金は運転資金等に必要な資金を留保した上で一般会計などに繰入れることとし、市の補助金を削減すべきと考える。

(5) 資産管理

ア 現金・預金の管理

(ア) 監査の視点

現金・預金の収入・支出時の手続が適正に定められ、その規定に従って運用されているか。また管理状況に問題はないか。

(イ) 監査の概要

現金・預金の入出金手続及び管理手続は、財団法人広島平和文化センター会計規則（以下「会計規則」という。）第5章に規定されている。現金・預金の平成18年度及び平成19年度の状況は以下のとおりである。

現金・預金内訳 (単位：千円)

会計部門	平成18年度				平成19年度			
	現金	預金	特定資産(預金)	基本財産(預金)	現金	預金	特定資産(預金)	基本財産(預金)
一般会計	1	47,315	-	611	207	51,999	-	18,739
受託事業特別会計	43	125,035	-	-	-	305,516	-	-
指定管理事業特別会計	935	152,377	-	-	195	136,405	-	-
ひろしま留学生基金特別会計	-	318	1,025	-	-	477	5,171	-
収益事業特別会計	1,296	72,466	4,208	-	912	94,626	6,124	-

平成19年度受託事業特別会計の預金の増加は、期末時点の未払金に対応する支払準備預金である。

センターには、「平和のために」と市民や企業等団体が寄附金を持参されることがあり、その際には必ず領収書を発行している。会計規則第24条第2項に「収入は、原則として口座振込の方法により収納するものとする。ただし、これによらないで金銭を受領したときは、納入者に別に定める様式の領収書を交付するものとする。」として現金收受時の領収書に関し、別に定める様式の領収書の発行を原則としている。

また、会計規則第24条の2第3項に「納入者の要求その他特定の事由がある場合には、出納命令役は前項ただし書の領収書によらない領収書を発行することができる。」こととなっている。

監査の実施手続については、入金手続、出金手続についてのフローを質問し、現金や預金通帳、定期預金証書などの保管場所の視察や領収書の保管状況を確認することなどにより検討を行った。

(ウ) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(エ) 監査の意見

センター総務課での領収書は、主に寄附金受領時に発行するものであるが、購入した

市販の領収書（複写式）に連番を付し毎年度 2 冊程度を使用している。しかしながら、領収書購入時にセンター名のゴム印とセンター会長名の角印を押印し、年度が終わった段階で未使用分を残したまま保管し、次の年度では新たに領収書を購入し「1」から連番を付し使用している。このため、前年度の領収書が有効なまま保管され、同一の番号の領収書が 2 種類あることになる。

会計規則上では別に定める様式の領収書によらない領収書によることができるとしているので市販の領収書を使用することについて規定上の問題はないが、市販の領収書は、いつでも、何冊でも購入でき、連番を付すことにより何冊も使用できる可能性があるもので統制上好ましくない。寄附金のような反対給付を伴わない入金処理はより厳密に行うべきと考える。

連番をあらかじめ付した複写式のセンター独自の領収書を作成し、その領収書の冊数管理と個々の領収書の連番管理をすることが望まれる。

イ 未収金の回収管理

(ア) 監査の視点

未収金の発生から消滅までの管理手続が適正に定められ、その規定に従って運用されているか。滞留している未収金はないか。あるとした場合の手続が定められており、そのとおり実行されているか。

(イ) 監査の概要

未収金のほとんどは広島国際会議場で発生している。広島国際会議場で発生する未収金は会議場の利用料金である。利用料金は前受け徴収を原則とするが、国又は地方公共団体が使用するとき等は後納となっているために、未収金が発生する。未収金の平成 18 年度及び平成 19 年度の状況は以下のとおりである。

会計部門	平成 18 年度	平成 19 年度
一般会計	27	385
受託事業特別会計	179	1
指定管理事業特別会計	63	3,530
ひろしま留学生基金特別会計	3	3
収益事業特別会計	335	288

平成 19 年度の指定管理事業特別会計の未収金額が多額になっているのは、利用のタイミングにより発生したものであり、異常な増加ではない。

監査手続については、広島国際会議場の収納管理の状況、前受金管理の状況について質問し、管理資料の閲覧、発行する領収書の管理状況を質問し、領収書控を閲覧した。

(ウ) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

ウ 棚卸資産の管理

(ア) 監査の視点

棚卸資産の受け払いに関する規定が定められ、その規定に従って運用されているか。
また、実地棚卸に関する規定が定められ帳簿記録との照合、差異が生じた場合の手続が定められ、その手続に従って運用されているか。

(イ) 監査の概要

棚卸資産を保有するのは広島平和記念資料館内にあるミュージアムショップ（収益事業特別会計）で、対象商品は3階ミュージアムショップの店頭及び倉庫（1階及び3階）に展示・保管されている平和に関する本、Tシャツ、キーホルダーなどである。

売却目的で保有する商品には買取商品と受託商品があり、貸借対照表には買取商品のみが計上される。

平成18年度と平成19年度の在庫金額は以下のとおりである。

棚卸資産		(単位：千円)	
会計部門	平成18年度	平成19年度	
収益事業特別会計	11,204	5,971	

平成19年度で減少しているが、平成18年度の決算の日がたまたま補充の時期に近い時点であったためであり、特別な減少ではない。

監査手続については、棚卸資産の購入手続、売却手続について質問により、規定の整備状況や運用状況を確認した。また、棚卸資産の継続記録の状況、実地棚卸の状況についてヒアリング、関連帳票の閲覧により確認を行った。

(ウ) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(エ) 監査の意見

センターの会計規則第5章において「金銭」、第6章において「物品」として管理手続等が規定されているが、棚卸資産については特に規定されていない。規定にはないが慣行的に実地棚卸を毎月実施し、システムに棚卸数量を入力することにより売上数量が把握され、レジの月累計売上数量との一致を確認することで結果的に在庫数量と売上、仕入数量に誤差が生じてないことを検証している。

したがって、実質的な管理は行われているが、継続して管理が行われる制度とするためには、棚卸資産の管理に関する会計規定を整備し、承認された規定による管理の実施が望まれる。

エ 有価証券の運用・管理

(ア) 監査の視点

有価証券に関する運用権限や手続に関する規定が整備されているか。また、保管管理に関する規定が整備されているか。

(イ) 監査の概要

有価証券は、利付国債や広島市債で運用され、以下のように、一般会計とひろしま留学生基金特別会計が保有する。基本財産及び基金に対する平成19年度の広島市債の保有割合は約81%と大きな比重を占めている。

有価証券の会計別保有状況 (単位：千円)

会計部門	平成18年度		平成19年度	
	特定資産	基本財産	特定資産	基本財産
一般会計	-	1,196,682	-	1,202,195
受託事業特別会計	-	-	-	-
指定管理事業特別会計	-	-	-	-
ひろしま留学生基金特別会計	208,823	-	197,832	-
収益事業特別会計	-	-	-	-
基本財産及び基金に対する 広島市債の保有割合	0.757		0.813	

監査手続については、平成19年度の有価証券取引のすべてである満期償還4件1億9,945万円、購入1件1億9,398万円について質問し、規定の整備状況や運用状況の確認を行った。

(ウ) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(エ) 監査の意見

上述のように、有価証券の管理について特に指摘すべき事項はなかった。しかしながら有価証券の管理状況についての質疑の過程で以下の出捐金について疑問を生じたので意見を述べる。

広島市のセンターへの出捐金は、以下に掲げる「(財)広島平和文化センター基本財産累計額一覧表」のとおりで、基本財産全体額の約95%を占めている。設立時の出捐金は1,000万円であったが、平成10年4月の財団法人広島国際交流協会との統合に伴い6億5,829万円が出捐され、基本財産の額が大きく増加している。それ以外の出捐金は、「平和のために」と市に寄附された金銭や広島平和都市記念碑の前に置かれている浄財箱(市の所有物)に喜捨された金銭等であり、寄附の趣旨、センターの設立の目的、設立の経緯を考えた上で、センターに出捐されたものである。その累積金額は4億9,155万円となっている(平成20年3月31日現在)。

出捐金は基本財産として受け入れ、広島市債、国債で運用されている。

寄附行為第6条第2項において出捐金は基本財産として位置付けられ、寄附行為第8

条第2項において、基本財産のうち現金は、金融機関への預け入れ、又は国債、公債、その他確実な有価証券に換えて保管することとされているので、センターが国債、広島市債を保有すること自体には、問題はない。

しかしながら、市や市所有の浄財箱等への寄附金は今後も毎年一定額は発生すると推察されるので、市からセンターへの出捐金も増加し続けることとなる。センターの基盤を形成していく過程では基本財産として受け入れることに一定の意味があったと考えられるが、財務基盤が相応に充実している現在では出捐金から補助金に変えることにより結果としてセンターへの現状の補助金を節約することになると考えられる。

(財) 広島平和文化センター 基本財産累計額一覧表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

年度	広島市出捐	その他			小計	累計
		寄付金	賛助会費	印税収入		
5 1	10,000	0	0	0	10,000	10,000
5 2	4,720	0	200	0	4,920	14,920
5 3	0	281	0	0	281	15,201
5 4	1,000	627	0	0	1,627	16,828
5 5	15,885	3,337	0	0	19,222	36,050
5 6	0	1,727	0	0	1,727	37,777
5 7	21,245	754	0	0	21,999	59,776
5 8	12,532	2,587	0	0	15,120	74,896
5 9	13,092	2,101	0	0	15,193	90,089
6 0	17,143	339	0	2,003	19,484	109,573
6 1	11,986	2,609	0	0	14,595	124,168
6 2	17,644	1,563	100	320	19,627	143,795
6 3	11,417	1,505	0	0	12,922	156,717
元	16,059	594	0	0	16,654	173,370
2	20,960	2,887	0	0	23,847	197,218
3	21,945	1,344	0	0	23,289	220,507
4	26,646	934	0	248	27,827	248,334
5	16,506	1,415	0	0	17,921	266,255
6	15,232	1,177	0	0	16,409	282,665
7	17,844	1,912	0	102	19,858	302,523
8	15,054	2,468	0	0	17,522	320,045
9	11,665	1,323	0	0	12,987	333,032
1 0	668,886	10,108	0	268	679,262	1,012,294
1 1	9,104	3,291	0	42	12,437	1,024,730
1 2	108,086	1,694	0	0	109,780	1,134,511
1 3	8,808	1,165	0	0	9,973	1,144,483
1 4	8,711	1,963	0	0	10,674	1,155,158
1 5	8,640	1,396	0	0	10,037	1,165,194
1 6	7,821	1,905	100	179	10,005	1,175,199
1 7	8,813	1,597	0	0	10,410	1,185,609
1 8	10,502	1,183	0	0	11,686	1,197,295
1 9	21,903	1,737	0	0	23,640	1,220,935
合計	1,159,849	57,525	400	3,160	1,220,935	1,220,935

オ 備品（その他固定資産）・消耗備品（2万円以上10万円未満）の管理

(ア) 監査の視点

備品・消耗備品の購入、廃棄、譲渡、貸付に関する手続が整備され、適正に管理・運用されているか。

(イ) 監査の概要

センターにある備品・消耗備品のほとんどは広島市からの貸与であり、広島市の所有物であることを示すカードが貼られている。

センターの所有する備品は以下の表のとおり、その他固定資産として、一般会計と収益事業特別会計が保有するが、減価償却が進んでおり帳簿価格は僅少となっている。

備品（その他固定資産）内訳 (単位：千円)

会計部門	平成18年度		平成19年度	
	備品(取得価額)	減価償却累計額	備品(取得価額)	減価償却累計額
一般会計	12,260	△ 11,326	12,260	△ 11,628
受託事業特別会計	-	-	-	-
指定管理事業特別会計	-	-	-	-
ひろしま留学生基金特別会計	-	-	-	-
収益事業特別会計	5,652	△ 5,331	5,652	△ 5,402

会計規則第36条において「出納員は、備品台帳その他必要な補助簿を備え、その記帳原因発生の都度、記帳し、常に現有数が確認できるようにしなければならない。」とされ、同第38条において「消耗備品には、はり紙その他の方法により、その種類、所属名、番号等備品である旨の表示をしなければならない。」とされている。

監査手続については、備品・消耗備品の管理状況を質問し、会計規則どおりになっているか、規則に定められる内容（備品や消耗備品の実査、台帳の更新処理など）が実施されているかについて確認を行った。

(ウ) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(エ) 監査の意見

備品台帳においては、廃棄した場合にはその都度、廃棄した旨が記載され、現有数を確認できるように台帳が更新されている。

一方、消耗備品台帳は、過去からの購入の記録であり、廃棄したものなどの記載がないため現物との対応による管理ができない状況となっている。

消耗備品は、既に経費処理されているが、無駄をなくし、コスト削減する目的のため管理すべきものと考えられる。

消耗備品台帳を工夫することにより、明確にかつタイムリーな状況が把握できるよう、様式の検討と更新処理を行うべきである。

(6) 人件費

ア 職員の処遇

(ア) 監査の視点

人件費について、センターが市と比較して特に優遇されていないか。また、広島市からの天下り先となっていないか。

(イ) 監査の概要

センターの職員の状況は前述した「(3) 役員等及び職員の状況」のとおりであり、市からの派遣職員、センターが直接採用する職員等からなる。人件費は約 50%を市からの補助金により、残りを受託料、指定管理料、収益事業で賄っている。

また、市からの派遣職員は、市の規定に基づく処遇であり、センターの職員は、センターの規定に基づく処遇をされている。また、センターの規定は、市に準じているため、センターの職員と市からの派遣職員とは、基本的にほぼ同一の処遇となる。

職員給与の状況
財団法人広島平和文化センター

項目	内容	項目	内容	
人員	56 人	平均経験年数	18.6 年	
平均給与月額	給料	男女別構成比	男	62.5 %
	扶養手当		女	37.5 %
	地域手当	学歴別構成比	大学卒	83.9 %
	小計		短大卒	3.6 %
	その他手当		高校卒	12.5 %
	計		中学卒	0 %
平均年齢	42.2 歳			

※ 職員給与規程の適用を受ける者のみ（平成20.4月分給与）
（理事長、退職OB、嘱託等の別途報酬が定めてあるもの等を除く）

職員給与の状況
広島市

項目	内容	項目	内容	
人員	5,463 人	平均経験年数	23.8 年	
平均給与月額	給料	男女別構成比	男	66.1 %
	扶養手当		女	33.9 %
	地域手当	学歴別構成比	大学卒	56.2 %
	小計		短大卒	21.4 %
	その他手当		高校卒	21.6 %
	計		中学卒	0.8 %
平均年齢	45.2 歳			

※ 平成20年広島市職員給与等実態調査（平成20年4月1日実施）

監査手続については、組織図、職員給与規程及び給与台帳等を閲覧し、市からの派遣職員他の給与の決定方法等を質問確認した。

(ウ) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

イ 退職給付引当金の会計処理

(ア) 監査の視点

退職給付引当金の計算の対象者は妥当であるか。また、貸借対照表の計上額は妥当か。

(イ) 監査の概要

退職給付引当金の設定は、センター採用職員に対し行われ、市からの派遣職員には設定されない。また、設定された退職給付引当金は、退職の事実があれば取崩処理が行われる。市からの派遣職員の退職金については、派遣期間中の負担も求められないため、引当金計算の対象外とされている。

また、資産の裏づけについては、収益事業に従事する嘱託職員について、退職給付引当資産として積み立てられている。

その他のセンター採用職員については、退職時に市の予算措置により補助金として資金が交付される慣習となっているので退職給付引当資産の積立は行っていない。

慣習となっている理由は、センターはもともと広島平和文化センターとして市の中の組織であったが、より効率的な運営を図るため市の組織から切り離し、市の出資により昭和51年に市の外郭団体として設立された経緯があることや、市の事業を引き継ぎ公益性の高い事業を実施しているにもかかわらず、設立当初から退職金に充てるだけの十分な財源がなかったため、センター採用職員の退職金はこれまで市が補助金として負担してきた経緯があることによる。

監査手続については、役員等の報酬、費用弁償等支給規程、職員の退職手当に関する規程及び非常勤嘱託員に係る退職報償金支給要綱を閲覧し、平成18年度末及び平成19年度末の退職手当支給額積算を検討し、貸借対照表計上額の妥当性を検証した。

(ウ) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

ウ 役員報酬

(ア) 監査の視点

役員報酬が規定どおりに支払われているか。就任につき、所定の手続がとられているか。内容に不適当なものはないか。

(イ) 監査の概要

役員専用車、特別手当などの特典は無く、処遇の決定については「役員報酬、費用の弁償等支給規程」によっており、報酬金額については、市と協議して会長が決定している。また、市からの派遣役員の報酬は、市の一般職の職員の例によることになっている。

監査手続については、給与台帳を閲覧し、支給額が規定に沿って決定されており、特別な手当が無いことを確認した。

(ウ) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(7) 契約事務

ア 監査の視点

随意契約の理由は妥当か。随意契約によるとしても、見積金額の照合、積算内容の検討などが行われているか。

イ 監査の概要

センターの契約事務は、会計規則第40条において契約事務に関し次の規定が定められている。

第40条 請負、売買、貸借その他の契約を締結するときは、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結する場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、法令に基づいて取引価格が定められていることその他特別の理由があることにより、特定の取引価格によらなければ購入することが不可能又は著しく困難であると認められる物品の購入に係る随意契約をしようとするときは、この限りでない。

3 会長が定める場合を除き、センターが締結する契約については、広島市の例による。

監査手続については、平成19年度における「契約方法が入札となる基準額」を超える随意契約の妥当性を次ページの表に掲載した17件について検討した。要点は次のとおりである。

・随意契約の合理性

随意契約の理由は、借上げを除いていずれも該当の設備を設置した業者による修理点検、保守点検業務等であり、効率性や設備の熟知度などから随意契約としているものである。借上げは平成19年12月に満了となるリース契約に係る平成20年3月までの3ヶ月間の再リース契約を締結したもので平成20年4月のソフトの入替については競争入札を取り入れている。

・見積金額の照合の実施

見積書及び予定価格調書の閲覧により見積金額と予定価格を照合し、予定価格の範囲内で適正に契約額が決定されていることを確認した。

・積算内容の検討の実施

積算内容の検討は、担当者、課長、部長によって実施されていることを押印の状況を確認することによって確認した。

契約方法が入札となる基準額

調達種別	(財) 広島平和文化センター	広島市
物品の購入	1,600,000 円超	1,600,000 円超
物品の修繕	1,000,000 円超	1,000,000 円超
製造の請負	2,500,000 円超	2,500,000 円超
借上げ	800,000 円超	800,000 円超
委託(コンサル除く)	1,000,000 円超	1,000,000 円超
建設コンサル	1,000,000 円超	1,000,000 円超
施設修繕・工事	2,500,000 円超	2,500,000 円超

平成19年度に契約した上記基準額を超える随意契約の内訳

調達種別	契約名	契約形態	契約額 (円)	契約方法
業務委託	広島国際会議場ターボ冷凍機分解点検整備業務	総価契約	5,040,000	特命随契
業務委託	広島国際会議場同時通訳設備保守点検業務	総価契約	4,410,000	特命随契
業務委託	広島国際会議場冷熱源設備分解点検整備業務	総価契約	3,570,000	特命随契
業務委託	広島国際会議場舞台照明設備保守点検業務	総価契約	2,835,000	特命随契
施設修繕	広島国際会議場大ホールその他舞台機構設備修理	総価契約	9,975,000	特命随契
施設修繕	広島国際会議場冷温水発生機R-3号機修理	総価契約	8,400,000	特命随契
施設修繕	広島平和記念資料館東館3階ストレートマルチディスプレイシステム取替修理	総価契約	7,875,000	特命随契
施設修繕	広島国際会議場国際会議ホール及び大ホール舞台照明設備修理	総価契約	7,455,000	特命随契
施設修繕	広島国際会議場自家発電設備修理	総価契約	6,930,000	特命随契
施設修繕	広島平和記念資料館展示映像設備修理	総価契約	4,483,500	特命随契
施設修繕	広島平和記念資料館東館ヒートポンプチャラー(RR-1-2)修理	総価契約	2,835,000	特命随契
業務委託	国立広島原爆死没者追悼平和祈念館照明制御設備保守点検業務	総価契約	1,470,000	特命随契
業務委託	国立広島原爆死没者追悼平和祈念館昇降機設備保守点検業務	総価契約	2,371,320	特命随契
業務委託	国立広島原爆死没者追悼平和祈念館空調和機設備等保守点検業務	総価契約	5,250,000	特命随契
業務委託	国立広島原爆死没者追悼平和祈念館原本保管庫及び防潮堤設備保守点検業務	総価契約	1,995,000	特命随契
業務委託	国立広島原爆死没者追悼平和祈念館館内LANシステム(祈念館開発ソフトウェア)保守管理業務	総価契約	4,620,000	特命随契
借上げ	国立広島原爆死没者追悼平和祈念館館内LANシステム機器等の借上げ	総価契約	4,363,542	特命随契

ウ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6 ひろしま2045：平和と創造のまち（P&C制度）

(1) 監査の視点

平成20年度の包括外部監査の対象選定のために行った財政分析により、投資額が多額であった小学校、公園、ごみ処理施設、道路事業について調べたところ、「P&C制度」によって実施された事業が複数含まれ、これらは規模の大きな施設であった。

このため、P&C制度を平成20年度包括外部監査に関する重要項目と認識し、P&C制度の運営状況について、検討を行うこととした。

この項目に関する監査の視点は、次のとおりとする。

- ① P&C制度は「ひろしま2045：平和と創造のまち設計者選定要綱」（以下「設計者選定要綱」という。）に従い実施されているか。
- ② P&C制度が本来の趣旨にのっとり運営されているか。

(2) 監査の概要

ア P&C制度の概要

「被爆50周年を記念し、2045年のひろしまに向け、優れたデザインの社会資本を整備することを目的とし、広島都市景観形成において重要と認められる本市の建設事業について、計画段階から建築、土木、ランドスケープ等のデザイン力に優れた設計者を選定、起用することにより、個性的で魅力ある都市景観の創造を推進しようとする制度」とされ、平成7年度施行の設計者選定要綱に基づき実施される。

当初の名称は「ひろしま2045ピース&クリエイト」であったが、平成13年4月に現在の名称である「ひろしま2045：平和と創造のまち」に変更されている。

P&C制度の対象期間について、設計者選定要綱、制度の説明等には明記されていないが、制度の趣旨から、2045年までの50年間とされている。

設計者選定要綱による、対象事業の選定方針は次のとおりである。

- ① 歴史的景観や本市の地域資源である河川や海とのかかわりが深いもの
- ② 大規模プロジェクト等で新たな歴史的景観の創造にあたるもの
- ③ 融合設計（建築、土木、ランドスケープなどの一体設計）により、優れた新景観の創造が期待できるもの
- ④ 都心部の魅力を高めうるもの
- ⑤ その他地区景観の重要な要素になりうるもの

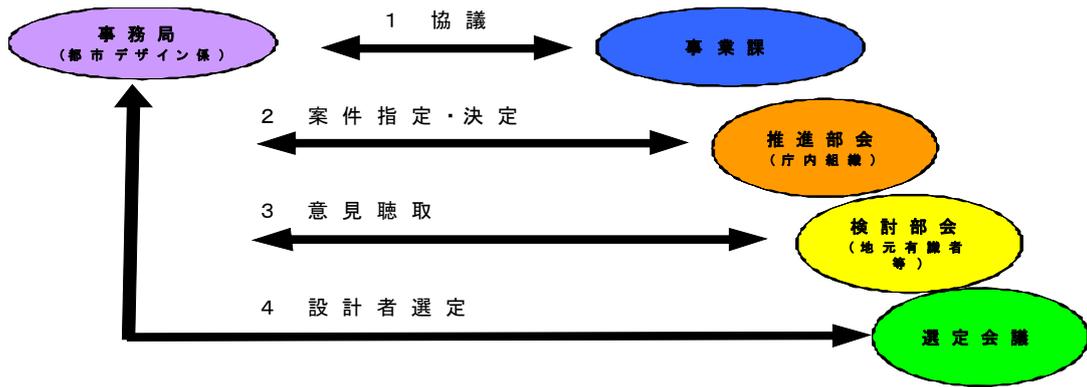
イ 事業の指定手続

設計者選定要綱の定めによると、P&C制度の対象事業となるためには、

- ・P&C制度の対象事業の指定
- ・設計者の選定

の段階を経ることになる。

市資料による選定フローは次のとおりである。



ウ 事業の実施

P&C 制度は設計者の選定までを行うものであるため、その後の契約、建設工事等は施設の担当事業部署が個別に行う。

設計者選定要綱によると、対象事業の設計業務は随意契約によることとされている。

随意契約は地方自治法第234条第2項により、政令で定める場合に該当するときに限り行える契約方法とされ、そのような契約方法になる根拠は、P&C 制度の対象事業に選定されたことである。

また、一般的には建造物の意匠に凝った場合、建設費は高くなると認識されているが、他の同種の施設と P&C 制度対象事業の建設費を比較検証しなければ、対象事業の建設費が割高かどうかわからない。

エ 事業一覧

P&C 制度の対象事業は次のとおりである。



左：西消防署
右：基町高等学校



番号	対象事業名	設計者名	施設概要	指定年度	完成
1	安佐南区総合福祉センター	村上 徹	保健センター・福祉事務所・地域福祉センター等	平成7年度	平成20年5月
2	基町高等学校	原 広司	校舎・屋内運動場等	平成7年度	平成12年3月
3	矢野南小学校	富田 玲子	校舎・屋内運動場等	平成7年度	平成10年3月
4	平和橋	岸 和郎	橋長 約95メートル	平成7年度	平成14年6月 暫定供用
5	東千田公園	山本 紀久	近隣公園 約3ヘクタール	平成7年度	平成11年3月
水の都モデル整備事業					
6	広島駅南口ゾーン+京橋猿猴分岐部ゾーン	エリアス・トールス(南口)宮崎浩(分岐部)	河岸緑地等	平成7年度	未定
	猿猴川アートプロムナード	佐々木 葉二	河岸緑地等	平成7年度	平成9年8月
	段原リバーフロント地区建築物誘導	錦織 亮雄	民間建築物の景観誘導	平成8年度	平成9年3月業務完了
7	中工場	谷口 吉生	清掃工場・緑地等	平成8年度	平成16年2月
8	西消防署	山本 理頭	消防署・救急教育センター等	平成8年度	平成12年3月
9	市民てづくりの里	三田 育雄	体験の森・市民農園等	平成8年度	実施中
10	宇品内港埋立地区高層複合住宅整備等	藤本 昌也(マスターアーキテクト)	公的住宅の基本計画及び街並み誘導	平成9年度	従前居住者住宅 平成12年完成
11	メッセ・コンベンション基本施設	伊東 豊雄	展示施設・会議施設・駐車場	平成9年度	一旦中止

注1) 平成20年7月時点の市のホームページの情報に基づくが、指定年度は別途調査したものを記載している。
前ページの写真も市のホームページに掲載されたもの。

注2) 市民てづくりの里: 体験の森(散策路、山小屋等)・市民農園等の基本計画、整備計画、推進計画及び手づくりによる整備であり、当事業において示された方向性に基づき、地元・参加市民・行政の3者で構成される「里山あーと村運営協議会」が事業を引き継ぎ、地元の間伐材などを利用した手づくりによる整備や活動を実施している。

注3) 宇品内港埋立地区高層複合住宅整備等: 公的住宅の基本計画の策定及び街並み誘導であり、この業務で作成されたガイドラインに基づく街並み誘導は引き続き実施されている。

オ 指定理由

2045年のひろしまに向けた制度であることを考えると、選定過程等に関する文書の保存が望まれるが、P&C対象事業の指定、設計者選定のための会議の議事録は、文書保存年限の満了により廃棄され、指定の理由や根拠は確認できなかった。

カ P&C制度の現況

P&C制度の対象期間は2045年までとされているが、直近の対象事業指定は平成9年度であり、設計者選定要綱が制定された平成7年度からの3年間に集中している。

最近の指定がない理由は、市の厳しい財政事情にあり、積極的にP&C制度を活用する状況にはないためとのことである。

キ 建設費等

前表の完成している事業のうち、担当部署に確認した事業における担当部署で把握している建設費、設計費等は次のとおりである。

番号	対象事業名	面積 ㎡	建設費 千円	㎡単価 千円	設計費 千円	対建設費 %
1	安佐南区総合福祉センター	6,150	1,972,406	320.7	90,397	4.6
2	基町高等学校	22,401	9,015,550	402.5	144,200	1.6
3	矢野南小学校	6,476	2,437,560	376.4	83,327	3.4
5	東千田公園	30,479	1,098,859	36.1	21,836	2.0
7	中工場	45,543	17,234,550	378.4	490,350	2.8
8	西消防署	6,245	3,283,401	525.8	157,263	4.8

ク 未完成事業

対象事業のうち、未定、一旦中止した事業の「広島駅南口ゾーン+京橋猿猴分岐部ゾーン」及び「メッセ・コンベンション基本施設」につき、担当部署に設計費、現況及び今後予定についての確認をした。

設計費は次のとおりである。

(単位：千円)

番号	対象事業名	指定年度	設計費
6	広島駅南口ゾーン+京橋猿猴分岐部ゾーン	平成7年度	21,796
11	メッセ・コンベンション基本施設	平成9年度	587,600
合計			609,396

ケ メッセ・コンベンション基本施設

未完成事業であるこの事業の設計費は多額であり、内訳は次のとおりである。

番号	業務名	工期	設計費
1	メッセ・コンベンション 基本施設基本設計	平成9年度	141,750千円
2	メッセ・コンベンション 基本施設実施設計	平成10、11年度	370,440千円
3	広島国際見本市会場（仮称） 実施設計の見直し	平成15年度	75,410千円

広島市公共事業見直し委員会議事録によると、この事業は、最終の実施設計業務の見直しの途中で事業の一旦中止が決定したため、実施設計の見直し業務自体も途中で取り止めとなっている。

表中3の実施設計の見直しは、契約額1億1,400万円のうち、7,541万円が実費相当額として支払われたものである。

この見直し業務は、広島市公共事業見直し委員会議事録の記載によると、当初に予定していた施設規模を縮小したために行われたものであり、最初から設計し直すのとあまり変わらないので高額になるとのことであった。

これらの記述を組み合わせると、この施設に関する実施設計の見直しによる建設可能な成果物はないことになる。

広島市公共事業見直し委員会の平成15年10月中間報告の中では、「中止とすることが適当と認められる事業」と位置付けられている。

公共事業見直しにあたっては、過去の支出額の水準や、それによる事業の進ちょく状況と、事業を推進することによる将来負担と効用を勘案して、中止が決定されており、P&C制度の事業としての指定が中止の要因ではないことを確認した。

コ 事後評価

P&C制度の対象事業は、公共建築賞などの数々の賞を受賞し、一般的に高く評価されていることは伺えるものの、設計者選定要綱に定められた事後評価等が行われていない。

設計者選定要綱では事後評価の内容は特定されておらず、また、事後評価等を行う時期についても記載はないが、文書の保存期限などを考えると、時間の経過に伴い、事後評価のための資料を新たに作成する必要が生じたり、作成自体が困難となると考えられる。

もともとP&C制度自体は、設計者の選定までを担当する制度である。しかし、P&C制度の対象事業は、通常よりも割高になっているのではないかと一般に認識され、現在の市の財政事情からも、施設の本来目的を遂行するために求められる機能以上の付加価値に対するコストがあるのか、あるとすればそれは妥当なものであったかについても、同種の施設の建設費との比較などにより検討する事後評価が行われなければ、市が市民に対して負う説明責任を果たしているとは言い難い。

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 監査の意見

P&C 制度対象事業の事後評価を実施すべきである。

事後評価は、同種の施設に比べ、建設費が目的を超えて著しく割高になっていないかについての検討も含めて実施されることが望まれる。